

平成 30 年度
「地方教育行政の経営に関する
調査研究」
成果報告書

平成 31 年 3 月

東京大学大学院教育学研究科
村上祐介研究室

はじめに

本報告書は、文部科学省からの委託を受けて実施した「地方教育行政の経営に関する調査研究」の成果をまとめたものです。

第1章では、教育委員会制度の運用上の工夫を行っている自治体として、埼玉県戸田市と愛知県犬山市の事例を取り上げています。第2章からは、文部科学省が実施している「教育委員会の現状に関する調査」「教育委員会の移行に関する調査」と、研究グループが独自に収集したデータを合わせて検討し、新教育委員会制度移行後の運用実態の変化について、主に量的な分析から明らかにしています。第2章では、「教育委員会の現状に関する調査」の時系列分析による、2014年の制度改正による教育委員会運用へのインパクトに関する分析、第3章では、新教育委員会制度への移行に関する調査を用いた、総合教育会議の運用実態の分析、第4章では、制度移行前の首長調査データと制度移行後の教育委員会調査データの比較による新教育委員会制度の運用実態の分析、をそれぞれ行っています。

最後になりましたが、聞き取り調査などにご協力いただいた関係者の皆様に、この場をお借りしてお礼申し上げます。

研究代表者
東京大学大学院教育学研究科
准教授 村上祐介

目 次

第1章	地方教育行政の経営と教育委員会の活性化—事例調査の検討を通じて—	1
第2章	制度改正による教育委員会運用へのインパクト —「教育委員会の現状に関する調査」の時系列分析—	14
第3章	人口規模に着目した総合教育会議の運用実態 —「新教育委員会制度への移行に関する調査」を用いた分析—	66
第4章	制度移行前の首長調査データと制度移行後の教育委員会調査データの比較による 新教育委員会制度の運用実態 —日本教育新聞社・東北大学調査と文部科学省調査の二次分析—	99

【執筆担当者】

第1章	村上 祐介（東京大学大学院教育学研究科准教授）
第2～4章	廣谷 貴明（東北大学大学院教育学研究科博士課程） 青木 栄一（東北大学大学院教育学研究科准教授）

第1章

地方教育行政の経営と教育委員会の活性化

—事例調査の検討を通じて—

村上 祐介

1. 課題設定—教育委員会制度を活用するためにどのような工夫がありうるか

本委託研究は地方教育行政の経営について調査研究を行い、とりわけ新教育委員会制度の活用や教育委員会の活性化に資する知見を提示することをその目的としている。

本章では、教育委員会制度の意義を活かすべく独自の工夫を行っている自治体を2つ取り上げ、その取り組みを検討する。本調査で事例として取り上げるのは、埼玉県戸田市と愛知県犬山市である。戸田市は、プログラミング教育や英語教育など先進的な教育施策を実施している自治体として近年言及されることが多いが、教育委員会制度の運用に関しても注目すべき取り組みを行っている。具体的には、教育委員会の議題を事務局ではなく教育委員が自ら提案する教育委員提案制度などである。犬山市は、2000年代半ばに全国学力・学習状況調査が実施された際に全国で唯一不参加であった自治体として知られているが、平成29年度から教育委員会基本条例を制定し、新教育委員会制度の趣旨を改めて確認するとともに、教育委員会や教育長・教育委員の役割を定めている。いずれも大きな予算は必要としない取り組みであり、他の自治体でも参照可能な施策であると考えられることから、今回の調査研究で事例として分析対象にすることとした。以下では、戸田市、犬山市のそれぞれの施策や工夫について、その概要と考察を述べていくこととする。

2. 埼玉県戸田市—教育委員提案制度による教育委員会の活性化—

2-1 戸田市の概要

文部科学省が平成29年1月に発行した「新教育委員会制度の効果的な活用に向けて～地方公共団体の首長、教育長、教育委員からの提言集～」で戸ヶ崎勤教育長が戸田市についての紹介を行っている。以下、その一部を引用する。

戸田市は、埼玉県の南東部に位置し、荒川の自然に恵まれ、江戸時代には中山道の「戸田の渡し」が設置され、交通の要衝として栄えてきたまちです。また、昭和39年の東京オリンピックをはじめ、各種国際大会や国民体育大会のボート競技会場となる「戸田ボートコース」や年間100万人以上が訪れる「彩湖・道満グリーンパーク」などがあり、水と緑豊かなまちです。

昭和41年、県下24番目の市として誕生した戸田市は、平成28年10月に市制

施行 50 周年を迎えました。この 50 年間で人口は 2 倍以上に増加し今後も増加が続くことが予測されています。

また、JR 埼京線、首都高速 5 号線、東京外郭環状道路などの交通網を基盤として、印刷関連業や流通産業などを中心に産業も活発であり、「人の利」と「地の利」に恵まれた、将来にわたって持続可能なポテンシャルの高いまちであると言えます。

人口 約 13 万 7 千人

平均年齢 39.7 歳

小学校 12 校、中学校 6 校

児童数 約 8,100 人

生徒数 約 3,400 人（平成 28 年 11 月現在）

2-2 教育委員会の運営上の工夫

戸田市では、教育委員会の運営に際して以下に挙げる工夫や取り組みを行っている。（以下、戸田市教育委員会教育政策室が作成した資料を参照している）。

①教育委員提案制度

事務局ではなく、教育委員自らの提案に基づき、次回会議の議題を決定する。筆者が聞き取り調査を実施した際に傍聴した教育委員会では、教育委員提案のフォローアップについても議論が行われていた。

年度	開催月	教育委員提案議題
平成27年度	7月	・いじめ問題に対する取組 ・第1回いじめ問題対策連絡協議会 ・いじめ対応プログラム
	8月	・県学力・学習状況調査の結果 ・ICTの活用状況
	9月	・第3次戸田市教育振興計画策定の進捗状況
	10月	・夕焼けチャイム ・特別支援教育の充実 ・教職員表彰
	11月	・戸田市の教育改革 ・英語教育の今後の展望 ・教育相談体制の強化
	12月	・教員の資質向上 ・教員の多忙化対策 ・学力向上に向けたその後の新しい取組 ・知のリソースの活用
	1月	・教員の多忙化対策
	2月	・夜間中学設置の動向 ・今後の市立図書館の在り方
	3月	・教員の資質向上に向けたその後の新しい取組 ・教員の業務改善と働き方改革 ・地域や家庭との関わり
	平成28年度	5月
6月		・教員研修の充実 ・教育委員研修の要望（デジタル教科書等） ・学校のマネジメント力（チーム学校）

年度	開催月	教育委員提案議題
平成28年度	7月	・給食費の未納対策の進捗状況 ・ICT推進計画 ・「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」(中教審答申)
	8月	・教職員の多忙化対策の進捗状況 ・経済教育の概要
	9月	・戸田市立小中一貫型小学校・中学校設立準備状況 ・県大会以上出場のとだっ子の活躍
	10月	・夏季教員研修 ・第4次戸田市生涯学習推進計画の進捗状況
	11月	・ICT機器等の活用状況 ・教育委員研修 ・アクティブ・ラーニングの進捗状況
	12月	・小学校英語モジュール授業の進捗状況 ・いじめへの情報共有・対応
	1月	・戸田市コミュニティ・スクール推進構想 ・戸田市の児童生徒の体力
	2月	・平成29年度ICT整備事業 ・Teach for Japanとの連携 ・プログラミング教育 ・戸田市教育基金の使途
	3月	・チーム学校の実現に向けた業務改善推進事業の取組状況 ・戸田東小学校・戸田東中学校の建替えに伴う第2回学校説明会・地域説明会 ・第4次戸田市生涯学習推進計画(案)パブリック・コメントにおける意見の詳細
平成29年度	4月	・道徳の教科化
	5月	・いじめの実態把握(アンケート調査) ・今後の学校の建て替え、増築等の計画
	6月	・各学校での産官学民との連携による教育及び進捗状況

表 1-1 教育委員提案の例(平成27年度～平成29年度途中まで)
(出典) 戸田市ウェブサイト

②教育委員研修

教育委員の希望を聞き、教育委員会事務局各課が研修メニューを作成する。また、定期的な学校訪問などへの同行や教職員向け研修会、研究発表会などに参加している。聞き取り調査では、学校訪問は各学校の実情を知ると同時に研修の機会としても重要であり、学校訪問等の年間回数(平成28年度)は64回(学校訪問37回、研究発表会27回)を数える。なお、都道府県・指定都市は平均23.5回、市町村は平均19.3回(いずれも平成27年度)であることから、学校訪問が多く行われていることが分かる。教委が学校訪問を行う際にはほぼ毎回同行している教育委員もいるとのことであった。平成29年度の教育委員研修の内容は以下の通りである。

No	平成29年度 教育委員研修内容一覧（研究発表会や外部での研修会を除く）
1	教育委員会の職務権限
2	新しい学びを促すタブレットを使った学習コンテンツの実技体験研修
3	学校施設管理
4	高等教育への修学支援制度
5	学校給食の運営
6	学校給食における食物アレルギーへの対応
7	市立図書館業務の概要
8	学校給食の衛生管理
9	公民館事業
10	プログラミング教育研修
11	カリキュラム・マネジメント研修
12	21世紀型スキルを育む授業づくり研修
13	文化財保護事業
14	郷土博物館が実施している博学連携事業



表 1-2 戸田市教育委員研修一覧

（出典）戸田市ウェブサイト

これ以外にも、拡大版総合教育会議への議員（市議会の教育関係常任委員会の議員）の参加、ウェブサイト等での詳細な議事録の公開、Facebook での教育長あいさつの掲載・公開といった取り組みも行われている。

また、教育委員会活性化の心構えとして、戸田市教委では下記の点が掲げられている。

- ・ 議事や報告の追認に終始しない。
- ・ 「教育委員は教育委員会事務局の上司である」という意識を事務局がもつ。
- ・ 事務局が知っていて、教育委員が知らないことがないように、壁をなくす努力をする。
- ・ 事務局で結論が出ていないことでも事前に教育委員に報告し、共に知恵を出し合う。
- ・ 教育委員が主体性を発揮できるよう、発言しやすい環境づくりをする。
- ・ 教育委員会会議では、必ず教育委員提案をいただく。
- ・ 事務局は、できるだけわかりやすく、丁寧な説明を心がける。
- ・ 国や県の通知や最新の教育情報を随時教育委員に提供する。
- ・ 教育委員向けの研修を実施する。
- ・ 会議資料は5日前までに委員の手元に届ける。

2-3 教育委員提案制度について

聞き取り調査¹では、教育委員提案制度については、教育委員会会議の活性化やオープンな議論を行ううえで効果的であるとの認識が教育長、教育委員、事務局のいずれも共有されていた。

教育委員提案制度は、戸ヶ崎教育長が就任した平成 27 年度から始められた。そのねらいは、教育委員会義が事務局の提案の追認に終わるところを脱する、事務局が当然としていることを教育委員の目線で改めて見直す、といったことにあったという。

ただし、教育委員提案制度を唐突に始めても、一般市民が多くを占める教育委員がそうした提案を最初から自ら行うことは難しいと思われる。今回の調査から明らかになった点は、教育委員提案制度を効果的に機能させるためにはいくつか配慮すべき点やポイントがあるということである。筆者の見解では、以下の 3 点が重要であると思われる。

(1) 準備期間や研修の機会の確保

戸田市でも、提案制度を始めた当初は、当日の会議の事前打ち合わせの場で教育委員が教育長や事務局と課題を共有し、相談しながら教育委員提案を考えていた。その期間が半年間から 1 年間程度続いたあと、徐々に委員が自ら提案するようになっていたという。筆者が傍聴した教育委員会義における教育委員提案は、委員自らが発案したものであった。

提案を行ううえでは研修のもつ意義は大きい。戸田市では、教員研修のときに教育委員にも極力出してもらおうようにしており、県教委や市町村教委合同での研修の場にも教育委員が出席することがあるという。聞き取り調査では、学習指導要領や各種の答申なども教育委員が読み込んでいるなど、基礎・基本となる知識はやはり重要であるとのことであった。

もっとも準備や研修を行うための教育委員の負担は小さくない。そうした活動に取り組める教育委員を任命できるかも課題である。

(2) 教育長と事務局の意識

教育長と事務局の意識や教育委員に対する配慮も教育委員提案制度を実質的に活かすうえで重要であるように思われる。教育長は、分かりやすく教育委員に伝えることや、事務局だけで満足しないことが大切であると述べていた。また事務局職員も、以前は教育委員に完璧なものを見せる意識があったが、今は途中経過を見せているなど、従来と比べて変化が生じていると述べている。教育委員や教育長・事務局も含めた（広義の）教育委員会がオープンな雰囲気になるよう心がけるなどの配慮も重要であろう。

¹ 聞き取り調査は、筆者ら研究代表者・研究分担者 4 名が、2019 年 2 月 14 日に教育長、教育委員に対して、および教育長、事務局職員に対してそれぞれ行った。

(3) 教育課題の関係者での共有

最も重要なポイントではないかと筆者が考えるのがこの点である。聞き取り調査の際に、教育委員の一人から地域の教育課題を首長、教委、学校などの関係者が共有することが重要であると述べた。教育委員提案制度が機能する条件はまさにそうした問題共有ができるかどうかではないだろうか。学校訪問や研修、首長と教委の連携といった点も、あえていえば地域の教育に対する問題意識や課題の共有のための手段といってもよい。単に提案制度を導入するだけでなく、教育委員も含めて関係者（もちろん、事務局の外部—地域住民、保護者、首長、議会なども含む）が地域の教育課題や問題意識を共有することが、教育委員がその役割を十分に果たすために求められている。

3. 愛知県犬山市—教育委員会基本条例の制定とその意義—

3-1 犬山市の概要

犬山市は、愛知県の最北端に位置し、岐阜県各務原市、可児市・多治見市などと境を接している、人口約 74000 人の市である。1954 年に犬山町・池野村・楽田村・城東村・羽黒村が合併し、犬山市が成立した。名古屋市、岐阜市まで電車で 25 分の場所に位置しており、人口は 1990 年代の約 7 万人からやや増えているが、直近の国勢調査ではやや減少している。国宝犬山城や犬山祭など、歴史・まちづくりではよく知られており、教育委員会には歴史まちづくり課が置かれている。

犬山市の教育に関しては、2007 年に全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）が行われた際に全国で唯一、学力テストに参加しなかった自治体であった。これは当時の市長と教育委員会の方針によるものであったが、その後市長が交代し、2009 年度からは学力テストに参加している。

現在は、「犬山の子は犬山で育てる」という目標の下、学び合いを生かす少人数学級・少人数授業、すべての子に学びを保障する個に応じた支援などの教育施策を展開している。

3-2 教育委員会基本条例の概要

犬山市教育委員会基本条例は、2017（平成 29）年 3 月に制定された。「教育委員会の運営に関して基本となる事項を定めることにより、教育委員会の果たす役割及び責任を明確にする」こと、および「教育基本法の理念のもと、学びの心を育み、深め、及び広げる学びのまちづくりの推進に寄与すること」を条例の目的としている。

条例は全 13 条からなる（全文は本章の最後に付している）。第 1 条の目的に続き、第 2 条では教育委員会の役割と活動原則、第 3 条では教育長及び教育委員会の委員の身分と責務について記されているが、ここでは教育委員の任期が 2 期 8 年を目安とすることが明記されている。第 4 条では教育長及び教育委員会の委員の役割が規定されているが、議

会での同意にあたり教育長と教育委員が所信表明を行うこと、教育長職務代理者の指名に際しては、教育委員会の委員の総意を尊重することが定められている。また、教育長の役割として教育委員会の委員へ迅速に情報提供することが記されているほか、教育長職務代理者は、教育委員会の委員のまとめ役になることとされている。

第5条は教育委員会の会議の議決事件が掲げられている。教育長は、付議事件を提案するときは、提案の目的、内容、経緯、効果等について、わかりやすく説明することとしている。続く第6条では討議の促進について、教育長は審議にあたっては、教育委員会の委員間の自由な討議を通じて論点を明らかにし、合意形成に努めること、いじめ事件等の児童生徒及び教育機関の職員に関わる事件及び事故について速やかに調査し、教育委員会の委員に遅滞なく、かつ、包み隠すことなく報告を行い、迅速に事後措置を協議することが規定されている。第7条の政策等の形成手続きでは、教育委員は事務局の補助を受け、教育政策等の立案及び形成に主体的かつ積極的に関わること、また、校長等関係者との意見交換を行い、幼児、児童及び生徒、学校等の運営、施設等の状況把握に努め、積極的な課題の抽出につなげることとしている。

第8条と第9条は市長との関係と総合教育会議についての定めである。市長との関係では、教育の政治的中立性、継続性及び安定性を確保しつつ、地教行法第21条から第23条までの規定による職務権限に基づく適切な役割分担、総合教育会議では市長及び教育委員会の双方が合意した事項については、互いにその結果を尊重し、教育施策に活かしていくことが定められている。

第10条と第11条では、市民への情報公開と意見集約や市民からの政策提案についての規定が置かれている。教育委員会は、教育行政に対する市民の意見を聞くため、議会、保護者、教育関係の各種団体等との懇談の場を設けるよう努めること、教育委員会は、請願、陳情及び施策等の提案があった場合には、その内容を精査することとし、当該請願等の提出者が希望した場合は、意見を述べる機会を保障することが述べられている。

第12条は教育委員会事務局の体制整備である。教育委員会は、教育施策の円滑な実施のため、教育委員会事務局の体制整備に必要な措置が講じられるよう、市長との協議及び調整を行うことが規定されている。

第13条では見直し手続きとして、総合教育会議において条例の趣旨や目的の達成状況について検証すること、改善が必要な場合は市長及び教育委員会は適切な措置を講ずることとされている。

以上が教育委員会基本条例の概要である。全体的には、新教育委員会制度、すなわち2014年に改正された地教行法の規定や趣旨を確認する旨の規定が多く置かれている。ただし、教育委員の任期を原則2期8年とすることや、教育長と教育委員が所信表明を行うこと、教育長職務代理者は教育委員会の委員のまとめ役としていることなどは、地教行法の規定からは踏み込んだものとなっている。また、教育委員に対して教育長・事務局が遅滞なく情報を提供することやわかりやすく説明することなども、地教行法には明確に

記されていないが、この条例では地教行法の趣旨をふまえて明記されるなど、教育委員の役割については地教行法よりも具体的に記されている。

3-3 教育委員会基本条例の制定とその後

本条例については、山田拓郎市長が初回の総合教育会議（平成 27 年度第 1 回総合教育合会議）において条例制定について言及した際に述べた「教育委員会の運営にあたっての基本的なルールを明文化する」ことがその目的である。地教行法と重複する箇所もあるが、条例として議会の議決を経て制定することに意味がある、法律だけでは十分に市民に伝わらないかもしれない面があるため、条例化することで改めて教育委員会の役割や運営について基本的なルールを確認する、という意味合いがある。

こうした教育行政に関する基本的な規定を定めた条例としては、大阪府や大阪市の教育行政基本条例がよく知られているが、大阪府・市の条例は、首長主導などを定めたものであり、必ずしも教育委員会の役割や運営のルールを定めているわけではないため、本章で取り上げた犬山市の条例とは性格が異なるように思われる。犬山市の条例は、新教育委員会制度の趣旨をふまえてその運用をより効果的に行う試みであると理解できるのではないかと。

本章では直接は取り上げないが、その制定過程では、総合教育会議や教育委員会議でかなり詳細な議論が行われており、総合教育会議の場では市長と教育委員の見解が異なることも少なからず見られた。規則ではなく条例として定めることで、教育委員会の内部だけでなく、条例を提出する首長やそれを審議する議会との調整や議論が必要となる。必ずしも条例である必要はないかもしれないが、議会基本条例や自治基本条例などと同様、理念的な側面も含めて教育委員会もその基本的な在り方や運営のルールを条例で定めておくことは、教育委員会の運営に関して当事者や関係者の意識を高める選択肢の一つであろう。

教育基本条例の制定時の議論については、総合教育会議や定例教育委員会の議事録からうかがい知ることができるが、制定以後の効果や課題についてはよく分かっていない点が多い。この点については、筆者が 2019 年 3 月 27 日に犬山市教委主幹兼指導室長の神谷勝治氏に電話で聞き取り調査を行った。その際の回答では、条例制定以後は教育委員会会議や非公式の協議会等で条例について言及されたことは記憶の範囲ではあまりないが、事務局では、2 期 8 年を目安とするという教育委員の任期に際して、次期委員をどのようにすれば良いかが議論されたことがあるという。

また、条例制定以降、市長部局の意向が教育行政に反映されやすくなっているという印象があるとの個人的な見解をお伝えいただいたが、ただ、これがもし事実であったとしても、条例制定による変化なのか、新制度の定着によるものなのか、あるいは条例制定直後に就任した現在の滝教育長の方針や考え方によるものなのかは、判断が難しいとのことであった。一方で、最近では学校と教委の課題や問題関心の共有は進んでおり、これまでよりも市民や教育委員の素朴な疑問に丁寧に向き合う姿勢が教育委員会事務局や学校に出て

きているのではないかとの回答であった。

なお、これまでは事務局職員の異動や引き継ぎの際に基本条例については必ずしも十分に伝達されていなかったが、2019年度の異動者のうち指導主事に関しては、そうした点も含めて引き継ぎを行うことになっている。

犬山市の教育委員会基本条例は、その存在自体が教育委員会の活性化にただちにつながるとは限らないかもしれないが、各自治体で実情に合った条例の内容を、総合教育会議や教育委員会議で議論することで、教育委員会の意義や運営の在り方、また教育委員の役割や活動について考える契機になりうる。また、予算をそれほど必要とせず、犬山市のような先行事例も既に存在しているため、新教育委員会制度の趣旨をふまえつつ、教育委員会や個々の教育委員の役割を高めていくうえで有効な手法になりうる可能性がある。

先に述べたように、近年は自治基本条例や議会基本条例など、自治体の基本法、理念的な性格を有する条例を制定する例が増えている。教育委員会に関しても同様に、その役割や運営について基本的なルールを条例で定めることはありうる。また、必ずしも条例でなくとも、教育長・教育委員の役割や、情報共有や政策形成の在り方について首長、教育長、教育委員が共通認識を有しておくことは、教育委員会の役割の明確化につながり、教育長や教育委員としても活動が行いやすくなる。これまでこうした取り組みはあまり行われてこなかったが、犬山市の事例は今後他の自治体でさまざまな発展がありうる取り組みであるように思われる。

(資料：教育委員会基本条例全文)

○犬山市教育委員会基本条例

平成 29 年 3 月 27 日条例第 2 号

教育は、人格の完成を目指し、生涯にわたって自ら学び続けようとする資質や能力を備えた、心身ともに健康な市民の育成を期して行われなければなりません。

犬山市教育委員会は、「生涯にわたって自ら学び続ける感性豊かなひとづくり」を基本理念とし、学校、家庭及び地域の連携及び協働により、特色ある教育及び保育、生涯学習並びにスポーツ活動を推進するとともに、犬山の豊富な地域資源及び伝統文化を活かし、後世に継承していくことで、犬山らしい学びのまちづくりを目指します。

こうした方向性を踏まえ、教育の政治的中立性及び継続性を確保しつつ、教育に対する市民の信頼と期待に応え、より開かれた教育行政を推進するため、積極的に思考し行動する教育委員会として、ここに「犬山市教育委員会基本条例」を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、教育委員会の運営に関して基本となる事項を定めることにより、教育委員会の果たす役割及び責任を明確にするとともに、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）の理念のもと、学びの心を育み、深め、及び広げる学びのまちづくりの推進に寄与することを目的とします。

(教育委員会の役割と活動原則)

第 2 条 教育委員会は、教育に関する大綱（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「地教行法」という。）第 1 条の 3 第 1 項に規定する大綱をいう。以下同じ。）を踏まえ、市の実情に応じた教育に関する基本的な計画となる教育振興基本計画（教育基本法第 17 条第 2 項に規定する計画をいう。）を策定し、その実現に向け、推進していきます。

2 教育委員会は、教育の振興を図るため、次に掲げる原則に基づき施策を実施します。

(1) 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保できるよう、子育て環境の整備に努めます。

(2) 質の高い教育及び保育を推進するための良好な教育環境の整備に努めます。

(3) 文化、スポーツ及び芸術に親しむ機会の提供等生涯学習の礎を築く社会教育の推進を図ります。

(4) 犬山固有の歴史と文化を守り、地域を愛し、郷土に誇りを持てる市民の育成を図ります。

(教育長及び教育委員会の委員の身分と責務)

第 3 条 教育長は、執行機関である教育委員会を代表します。

2 教育委員会の委員は、様々な分野から幅広く人材を得ることとし、任期は 2 期 8 年を目安とします。

3 教育長及び教育委員会の委員になろうとする者は、任命について議会の同意を得るに当たり、所信を表明することとします。

4 教育長は、教育長職務代理者（地教行法第13条第2項の規定により教育長があらかじめ指名する委員をいう。以下同じ。）の指名に際しては、教育委員会の委員の総意を尊重することとします。

5 教育長及び教育委員会の委員は、教育行政を担う重要な職責を自覚して、高い倫理観を持ち、常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行います。

（教育長及び教育委員会の委員の役割）

第4条 教育長は、次に掲げる教育委員会の会務について総理します。

- (1) 教育委員会の会議を主宰すること。
- (2) 教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどること。
- (3) 教育委員会の事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督すること。
- (4) 教育委員会の委員へ迅速に情報提供すること。

2 教育委員会の委員は、教育委員会における審議の活性化に努めるとともに、教育長及び教育委員会事務局の事務執行に対する検証及び提言を適切に行います。

3 教育長及び教育委員会の委員は、犬山市社会教育委員設置条例（昭和29年条例第29号）に規定する社会教育委員、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項に規定するスポーツ推進委員等の教育委員会が委嘱する附属機関等の委員及び犬山市子ども・子育て会議条例（平成26年条例第2号）第3条第2項に規定する犬山市子ども・子育て会議の委員と連携を図り、教育施策についての論議を深めます。

4 教育長職務代理者は、教育委員会の委員のまとめ役として、教育長及び教育委員会事務局に教育委員会の委員の意向等を集約して伝え、調整する役割を担います。

（教育委員会の会議の議決事件）

第5条 教育委員会は、次に掲げる事項の決定にあたっては、付議事件として審議し、採決を行います。

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関（地教行法第30条に規定する教育機関をいう。）及び児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）の設置及び廃止に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校（犬山市立学校設置条例第2条第2項に規定する学校をいう。）の職員の任免その他の人事に関すること。
- (5) 教育委員会の事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関すること。
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、教育行政についての基本方針及び重要事項に関すること。

2 教育長は、前項に規定する付議事件を提案するときは、提案の目的、内容、経緯、効果等について、わかりやすく説明します。

（討議の促進）

第6条 教育長は、前条第1項の審議にあたっては、教育委員会の委員間の自由な討議を通じて論

点を明らかにし、合意形成に努めます。

2 教育長は、いじめ（いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 2 条第 1 項に規定するいじめをいう。）事件等の児童生徒及び教育機関の職員（地教行法第 34 条に規定する職員をいう。）に関わる事件及び事故について速やかに調査し、教育委員会の委員に遅滞なく、かつ、包み隠すことなく報告を行い、迅速に事後措置を協議します。

（政策等の形成手続き）

第 7 条 教育委員会の委員は、教育委員会事務局の補助を受け、教育政策等の立案及び形成に主体的かつ積極的に関わります。

2 教育委員会の委員は、校長等関係者との意見交換を行い、幼児、児童及び生徒、学校等の運営、施設等の状況把握に努め、積極的な課題の抽出につなげます。

3 教育委員会は、教育長及び教育委員会の委員の政策形成能力等の資質の向上のため、研修機会の充実に努めます。

4 教育委員会は、地教行法第 26 条第 1 項に規定する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に報告するとともに、市ホームページへの掲載等の方法により公表します。

5 教育委員会は、前項の点検及び評価の結果に基づき、教育委員会の会議において、必要な改善措置について協議します。

（市長との関係）

第 8 条 市長及び教育委員会は、教育の政治的中立性、継続性及び安定性を確保しつつ、地教行法第 21 条から第 23 条までの規定による職務権限に基づく適切な役割分担のもと、本市における教育の振興のため連携して教育施策の充実に努めます。

（総合教育会議における協議と調整）

第 9 条 総合教育会議（地教行法第 1 条の 4 第 1 項に規定する総合教育会議をいう。以下同じ。）は、市長と教育委員会が教育に関する大綱、講ずべき教育施策について協議及び調整を行う場であり、教育の課題及びあるべき姿を共有して、教育行政の推進を図るため、十分な意思の疎通を図ります。

2 総合教育会議において協議及び調整を図り、市長及び教育委員会の双方が合意した事項については、互いにその結果を尊重し、教育施策に活かしていきます。

（市民への情報公開と意見集約）

第 10 条 教育委員会は、市民に対する説明責任を果たし、教育の振興に資するため、多様な広報媒体を活用して、教育委員会の活動状況及び教育施策の実施状況について積極的に情報の公開及び発信を行い、市民との情報共有に努めます。

2 教育委員会は、子どもの権利を守り最善の利益を実現するために、子どもの思い及び市民の意見を的確に把握し、教育施策に適切に反映させるよう努めます。

3 教育委員会は、教育行政に対する市民の意見を聞くため、議会、保護者、教育関係の各種団体等との懇談の場を設けるよう努めます。

(市民からの政策提案)

第 11 条 教育委員会は、請願、陳情及び施策等の提案があった場合には、その内容を精査することとし、当該請願等の提出者が希望した場合は、意見を述べる機会を保障します。

(教育委員会事務局の体制整備)

第 12 条 地教行法第 17 条の規定に基づき、教育委員会に事務局を置きます。

2 教育委員会は、教育施策の円滑な実施のため、教育委員会事務局の体制整備に必要な措置が講じられるよう、市長との協議及び調整を行います。

(見直し手続き)

第 13 条 市長及び教育委員会は、総合教育会議において、この条例の趣旨及び目的の達成状況について検証します。

2 市長及び教育委員会は、前項による検証の結果、改善が必要な場合は、適切な措置を講じます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第 3 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項並びに第 4 条第 1 項第 1 号及び第 4 項の規定は、この条例の施行の際、現に在職する教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）までの間は、適用しない。

第2章

制度改正による教育委員会運用へのインパクト

—「教育委員会の現状に関する調査」の時系列分析—

廣谷 貴明

青木 栄一

1.課題設定—制度改正は教育委員会の運用実態変容をもたらすか？—

本章の目的は、2015年度の「地方教育行政の組織及び運用に関する法律」の改正による教育委員会の組織構成や運用実態の変容を明らかにすることである。分析には文部科学省の「教育委員会の現状に関する調査」（平成25年度間調査～平成28年度間調査）を用いた。特に中小規模の地方自治体の教育委員会の実態を検討するために、人口カテゴリーを「～15,000人」「15,001～50,000人」「50,001～100,000人」「100,001～300,000人」「300,001～500,000人」「500,000人～」とし、このうち「～15,000人」を小規模自治体、「15,001～50,000人」を中規模自治体とみなした。なお、文部科学省の調査では、都道府県や政令市も調査対象となっているが、本章では市区町村のみを分析対象とする。

平成25年度と平成26年度のデータを「制度改正前」データとみなし、平成27年度と平成28年度のデータを「制度改正後」データとみなし、主にこれらの値を比較する。なお、分析したい変数がカテゴリー変数である場合には、特に平成26年度から平成27年度にかけてのデータの変化を検討した。

2.時系列分析—教育委員会運用の何が変化したか—

2-1. 教育委員の属性変化の分析

教育委員の属性に関して、教育委員定数に占める保護者委員の割合、及びスポーツに関する知見を有する者の割合（以下、スポーツ有識者委員割合）に着目して、制度改正前後での変化を分析した。分析の結果、以下の知見が得られた。

- ・人口規模によらず、教育委員定数に占める保護者委員の割合は各年度で同程度であった（以上、表2-1）。
- ・制度改正前後での教育委員定数に占める保護者委員の割合の平均値の比較をしたところ、300,001～500,000人の人口規模の自治体で統計的に有意な保護者委員割合の増加が起

こった（以上、表 2—2）。

・教育委員定数に占めるスポーツ有識者委員割合に関して、300,001～500,000 人の人口規模の自治体が各年度で最も高い割合を示していた（以上、表 2—3）。

・制度改正前後での教育委員定数に占めるスポーツ有識者委員割合の平均値を比較したところ、小規模自治体で統計的に有意な増加が観察された（以上、表 2—4）。

表 2—1：人口規模別の教育委員定数に占める保護者の割合

人口規模	教育委員定数に占める保護者の割合				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
～15,000人 (N=632)	25.79%	25.55%	25.06%	25.69%	25.52%
15,001～50,000人 (N=541)	23.72%	23.52%	23.02%	23.69%	23.49%
50,001～100,000人 (N=275)	24.71%	24.68%	25.41%	25.02%	24.96%
100,001～300,000人 (N=206)	26.01%	26.31%	26.16%	26.59%	26.27%
300,001～500,000人 (N=49)	24.51%	26.41%	25.94%	32.40%	27.32%
500,001人～ (N=15)	23.33%	25.78%	23.11%	25.11%	24.33%
全体 (N=1718)	24.93%	24.89%	24.61%	25.24%	24.92%

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」（各年度版）より筆者作成

（注）市町村合併のため、平成 25 年度のみ「15,001～50,000 人」に属する自治体が 1 つ多い、542 となっている（以下、同様）。

表 2—2：制度改正前後での保護者割合の平均値比較

人口規模	教育委員定数に占める保護者の割合				
	制度改正前	制度改正後	平均値の差	自由度	t値
～15,000人 (N=632)	25.64%	25.24%	0.40%	2572	0.770
15,001～50,000人 (N=541)	23.61%	23.57%	0.04%	2131.14	0.086
50,001～100,000人 (N=275)	24.70%	25.14%	-0.44%	1075	-0.553
100,001～300,000人 (N=206)	26.14%	26.26%	-0.12%	814	-0.142
300,001～500,000人 (N=49)	25.61%	29.37%	-3.76%	192.43	-1.783 *
500,001人～ (N=15)	24.02%	23.44%	0.58%	57	0.251
全体 (N=1718)	24.91%	24.93%	-0.02%	6872	-0.064

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」（各年度版）より筆者作成

（注 1）Levene の等分性の検定を行った上での数値を記している。

（注 2）*は 10%水準での統計的有意差が認められたことを示す。

表 2—3：人口規模別の教育委員定数に占めるスポーツに関する知見を有する者の割合

人口規模	教育委員定数に占めるスポーツに関する知見を有する者の割合				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
～15,000人 (N=632)	1.04%	1.29%	1.57%	1.69%	1.40%
15,001～50,000人 (N=541)	1.21%	1.29%	1.39%	1.36%	1.31%
50,001～100,000人 (N=275)	1.49%	1.50%	1.88%	2.31%	1.80%
100,001～300,000人 (N=206)	1.68%	1.56%	1.66%	2.15%	1.76%
300,001～500,000人 (N=49)	2.38%	2.38%	2.38%	3.20%	2.59%
500,001人～ (N=15)	0.00%	0.00%	0.00%	1.67%	0.42%
全体 (N=1718)	1.27%	1.37%	1.58%	1.78%	1.50%

〔出所〕 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—4：制度改正前後でのスポーツ有識者割合の平均値比較

人口規模	教育委員定数に占めるスポーツに関する知見を有する者の割合				
	制度改正前	制度改正後	平均値の差	自由度	t値
～15,000人 (N=632)	1.17%	1.66%	-0.49%	2531.02	-2.142 **
15,001～50,000人 (N=541)	1.25%	1.36%	-0.11%	2148	-0.504
50,001～100,000人 (N=275)	1.51%	2.11%	-0.60%	1044.33	-1.477
100,001～300,000人 (N=206)	1.58%	1.83%	-0.25%	814	-0.647
300,001～500,000人 (N=49)	2.36%	1.77%	0.59%	195	0.593
500,001人～ (N=15)	0.00%	4.17%	-4.17%	29	-1.223
全体 (N=1718)	1.32%	1.68%	-0.36%	6756.09	-2.544 **

〔出所〕 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

(注 1) Levene の等分性の検定を行った上での数値を記している。

(注 2) **は 5%水準での統計的有意差が認められたことを示す。

2—2. 研修回数の変化の分析

教育委員を対象とした研修回数の変化の分析に関して、得られた知見は以下のとおりである。

- ・都道府県主催の県内全市区町村を対象とした研修回数に関して、自治体規模が大きくなるほど、その回数が減少する傾向にあった（以上、表 2—5）。
- ・制度改正前後での都道府県主催の県内全市区町村対象の研修回数の平均値を比較したところ、全体的に制度改正後、研修回数が統計的に有意に減少していたこと、さらに中規模自治体で研修回数が統計的に有意に減少していたことが指摘された（以上、表 2—6）。

- ・都道府県主催の県内一部市区町村を対象とした研修回数に関して、自治体規模が小さくなるほど、その回数が増える傾向にあった（以上、表 2—7）。
- ・制度改正前後での都道府県主催の県内一部市区町村主催の研修回数の平均値を比較したところ、制度改正後に全体的にその回数が統計的に有意に増加していたこと、一方で人口規模に着目すると 100,001～300,000 人規模の自治体で統計的に有意に減少していたことが指摘された（以上、表 2—8）。
- ・市区町村主催の研修回数に関して、人口規模が大きくなるほど、その回数が増える傾向にあった。ただし、人口 500,000 人以上の自治体の研修回数が最も少なかった（以上、表 2—9）。
- ・制度改正前後での市区町村主催の研修回数に関して、その平均値を比較したところ、小規模自治体で統計的にその回数が減少していたことが指摘された（以上、表 2—10）。
- ・その他の研修回数に関して大規模自治体ほど、その回数が増える傾向にあった（以上、表 2—11）。
- ・制度改正前後でのその他の研修回数の平均値を比較すると、全体的にその回数が統計的に有意に減少していたこと、さらに人口規模に着目すると、中規模自治体でその回数が統計的に有意に減少していたことが指摘された（以上、表 2—12）。
- ・研修の合計回数に関して、人口規模が大きくなるほど、その回数が増える傾向にあった。ただし、研修の回数は人口 500,000 人以上の自治体で最も少なくなっていた（以上、表 2—13）。
- ・制度改正前後での研修の合計回数に関して、その平均値を比較したところ、全体的に正誤改正後に研修回数が統計的に有意に減少していたこと、さらに人口規模に着目すると、特に中規模自治体で研修回数が減少していたことが指摘された（以上、表 2—14）。

表 2—5：人口規模別の都道府県主催の県内全市区町村を対象とした研修回数

人口規模	都道府県主催の県内全市区町村対象の研修回数				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
～15,000人 (N=632)	1.17	1.16	1.11	1.12	1.14
15,001～50,000人 (N=541)	1.48	1.39	1.30	1.28	1.36
50,001～100,000人 (N=275)	1.40	1.48	1.50	1.26	1.41
100,001～300,000人 (N=206)	1.16	1.12	1.06	1.02	1.09
300,001～500,000人 (N=49)	1.02	0.94	0.88	0.88	0.93
500,001人～ (N=15)	0.80	0.87	0.67	1.00	0.84
全体 (N=1718)	1.30	1.27	1.21	1.17	1.24

[出所] 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—6：制度改正前後での都道府県主催の全市区町村を対象とした研修回数の平均値比較

人口規模	都道府県主催の県内全市区町村対象の研修回数				
	制度改正前	制度改正後	平均値の差	自由度	t値
～15,000人(N=632)	1.17	1.12	0.05	2572	1.304
15,001～50,000人(N=541)	1.43	1.30	0.13	2053.57	2.177 **
50,001～100,000人(N=275)	1.44	1.39	0.05	1075	0.497
100,001～300,000人(N=206)	1.14	1.02	0.12	797.70	1.403
300,001～500,000人(N=49)	0.98	0.85	0.13	195	0.901
500,001人～(N=15)	0.83	0.93	-0.1	57	-0.425
全体(N=1718)	1.28	1.19	0.09	6716.88	2.829 ***

[出所] 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

(注 1) Levene の等分性の検定を行った上での数値を記している。

(注 2) **は 5%水準、***は 1%水準でそれぞれ統計的有意差があることを示す。

表 2—7：人口規模別の都道府県主催の県内一部市区町村を対象とした研修回数

人口規模	都道府県主催の県内一部市区町村対象の研修回数				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
～15,000人(N=632)	0.56	0.66	0.67	0.66	0.64
15,001～50,000人(N=541)	0.50	0.60	0.61	0.60	0.58
50,001～100,000人(N=275)	0.49	0.64	0.68	0.54	0.59
100,001～300,000人(N=206)	0.38	0.40	0.50	0.37	0.41
300,001～500,000人(N=49)	0.37	0.31	0.37	0.35	0.35
500,001人～(N=15)	0.20	0.13	0.13	0.13	0.15
全体(N=1718)	0.50	0.59	0.62	0.57	0.57

[出所] 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—8：制度改正前後での都道府県主催の県内一部市区町村を対象とした研修回数の平均値比較

人口規模	都道府県主催の県内一部市区町村対象の研修回数				
	制度改正前	制度改正後	平均値の差	自由度	t値
～15,000人(N=632)	0.61	0.66	-0.05	2572	-1.157
15,001～50,000人(N=541)	0.55	0.61	-0.06	2148	-1.122
50,001～100,000人(N=275)	0.56	0.66	-0.1	1030.64	-1.215
100,001～300,000人(N=206)	0.39	0.36	0.03	814	0.385 **
300,001～500,000人(N=49)	0.33	0.36	-0.03	195	-0.193
500,001人～(N=15)	0.17	0.13	0.04	57	0.333
全体(N=1718)	0.55	0.60	-0.05	6845.49	-1.814 *

[出所] 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

(注 1) Levene の等分性の検定を行った上での数値を記している。

(注 2) *は 10%水準、**は 5%水準でそれぞれ統計的有意差があることを示す。

表 2—9：人口規模別の市区町村主催の研修回数

人口規模	市区町村主催の研修回数				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
～15,000人(N=632)	0.89	0.80	0.78	0.76	0.81
15,001～50,000人(N=541)	0.89	0.89	0.96	0.74	0.87
50,001～100,000人(N=275)	1.09	1.27	1.23	1.25	1.21
100,001～300,000人(N=206)	1.88	1.66	1.67	1.65	1.72
300,001～500,000人(N=49)	2.09	2.24	1.59	1.18	1.77
500,001人～(N=15)	0.47	0.13	0.20	0.33	0.28
全体(N=1718)	1.07	1.04	1.03	0.95	1.02

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—10：制度改正前後での市区町村主催の研修回数の平均値比較

人口規模	市区町村主催の研修回数				
	制度改正前	制度改正後	平均値の差	自由度	t値
～15,000人(N=632)	0.85	0.78	0.07	2572	0.816 **
15,001～50,000人(N=541)	0.88	0.83	0.05	2148	0.531
50,001～100,000人(N=275)	1.23	1.39	-0.16	1075	-0.773
100,001～300,000人(N=206)	1.72	1.52	0.20	814	0.761
300,001～500,000人(N=49)	2.14	1.41	0.73	171.93	1.361
500,001人～(N=15)	0.31	0.20	0.11	57	0.640
全体(N=1718)	1.06	0.99	0.07	6872	1.040

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

(注 1) Levene の等分性の検定を行った上での数値を記している。

(注 2) **は 5%水準で統計的有意差があることを示す。

表 2—11：人口規模別のその他の研修回数

人口規模	その他の研修回数				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
～15,000人(N=632)	1.67	1.57	1.49	1.45	1.55
15,001～50,000人(N=541)	2.03	1.96	1.88	1.84	1.93
50,001～100,000人(N=275)	2.25	2.06	2.04	2.11	2.12
100,001～300,000人(N=206)	2.58	2.40	2.50	2.56	2.51
300,001～500,000人(N=49)	2.57	2.41	2.59	2.39	2.49
500,001人～(N=15)	2.00	2.13	2.40	1.67	2.05
全体(N=1718)	2.01	1.90	1.86	1.84	1.90

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—12：制度改正前後でのその他の研修回数の平均値比較

人口規模	その他の研修回数				
	制度改正前	制度改正後	平均値の差	自由度	t値
～15,000人(N=632)	1.62	1.49	0.13	2572	1.499
15,001～50,000人(N=541)	2.00	1.84	0.16	2148	1.708 *
50,001～100,000人(N=275)	2.15	2.09	0.06	1075	0.417
100,001～300,000人(N=206)	2.50	2.55	-0.05	814	-0.324
300,001～500,000人(N=49)	2.52	2.57	-0.05	195	-0.180
500,001人～(N=15)	1.97	1.77	0.20	57	0.355
全体(N=1718)	1.96	1.85	0.11	6872	2.136 **

[出所] 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

(注1) Levene の等分性の検定を行った上での数値を記している。

(注2) *は10%水準、**は5%水準でそれぞれ統計的有意差があることを示す。

表2-13：人口規模別の研修合計回数

人口規模	研修の合計回数				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
～15,000人(N=632)	4.18	4.30	4.06	4.00	4.14
15,001～50,000人(N=541)	4.84	4.91	4.75	4.45	4.74
50,001～100,000人(N=275)	5.45	5.24	5.45	5.16	5.33
100,001～300,000人(N=206)	5.58	6.00	5.73	5.61	5.73
300,001～500,000人(N=49)	5.90	6.04	5.43	4.80	5.54
500,001人～(N=15)	3.27	3.47	3.40	3.13	3.32
全体(N=1718)	4.80	4.89	4.73	4.53	4.74

[出所] 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表2-14：制度改正前後での研修合計回数の平均値比較

人口規模	研修の合計回数				
	制度改正前	制度改正後	平均値の差	自由度	t値
～15,000人(N=632)	4.25	4.05	0.20	2572	1.499
15,001～50,000人(N=541)	4.87	4.57	0.3	2148	1.807 *
50,001～100,000人(N=275)	5.38	5.53	-0.15	1075	-0.547
100,001～300,000人(N=206)	5.74	5.46	0.28	814	0.939
300,001～500,000人(N=49)	5.97	5.18	0.79	195	1.175
500,001人～(N=15)	3.28	3.03	0.25	57	0.365
全体(N=1718)	4.84	4.63	0.21	6872	2.218 **

[出所] 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

(注1) Levene の等分性の検定を行った上での数値を記している。

(注2) *は10%水準、**は5%水準でそれぞれ統計的有意差があることを示す。

2-3. 教育委員会会議開催回数の変化に関する分析

教育委員会会議開催回数に関する分析によって得られた知見は以下の通りである。

- ・定例会の開催回数に関して、人口規模が大きくなるほど開催回数が増える傾向にあった（以上、表 2-15）。
- ・制度改正前後での定例会の開催回数の変化に関して、その平均値を比較したところ、その値に有意な増減は観察されなかった（以上、表 2-16）。
- ・臨時会の開催回数に関して、人口規模が大きくなるほど開催回数が増える傾向にあった（以上、表 2-17）。
- ・制度改正前後での臨時会の開催回数の変化に関して、その平均値を比較したところ、全体として、制度改正後にその開催回数が統計的に有意に減少していたこと、さらに人口規模に着目すると、中規模自治体と人口 500,001～100,000 人規模の自治体で統計的に有意に減少していたことが指摘された（以上、表 2-18）。
- ・教育委員協議会等の開催回数に関して、自治体規模が大きくなるほど、その開催回数が増える傾向にあった（以上、表 2-19）。
- ・制度改正前後での教育委員協議会等の変化に関して、その平均値を比較したところ、いずれの人口規模でも統計的な有意差は認められなかった（以上、表 2-20）。
- ・教育委員会会議の合計回数に関して、人口規模が大きくなるほど、その回数が増える傾向にあった（以上、表 2-21）。
- ・制度改正前後での教育委員会会議の合計回数の変化に関して、全体的にその開催回数が制度改正後、統計的に有意に減少していたこと、さらに人口規模に着目すると、中規模自治体で統計的に有意に開催回数が減少していたことが指摘された（以上、表 2-22）。
- ・一会議の平均開催時間に関して、人口規模が小さな自治体ほど、その時間が長くなる傾向にあった（以上、表 2-23）。
- ・制度改正前後での一会議の平均時間の変化に関して、全体的にその時間が制度改正後に短くなっていたことが指摘された。さらに人口規模に着目すると、小規模自治体、中規模自治体、人口 50,001～100,000 人規模、人口 100,001～300,000 人規模の自治体で制度改正後、統計的に有意に開催時間が短くなっていた（以上、表 2-24）。

表 2—15：人口規模別の定例会の開催回数

人口規模	定例会の開催回数				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
～15,000人 (N=632)	9.68	9.77	9.79	9.78	9.76
15,001～50,000人 (N=541)	11.06	11.08	11.11	11.17	11.11
50,001～100,000人 (N=275)	11.62	11.65	11.68	11.71	11.67
100,001～300,000人 (N=206)	12.20	12.21	12.23	12.24	12.22
300,001～500,000人 (N=49)	12.59	12.33	12.18	12.47	12.39
500,001人～ (N=15)	16.53	16.67	16.53	16.40	16.53
全体 (N=1718)	10.87	10.91	10.93	10.96	10.92

〔出所〕 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—16：制度改正前後での定例会の開催回数の平均値比較

人口規模	定例会の開催回数				
	制度改正前	制度改正後	平均値の差	自由度	t値
～15,000人 (N=632)	9.72	9.79	-0.07	2571	-0.426
15,001～50,000人 (N=541)	11.09	11.20	-0.11	2148	-0.927
50,001～100,000人 (N=275)	11.63	11.68	-0.05	1075	-0.354
100,001～300,000人 (N=206)	12.21	12.24	-0.03	814	-0.112
300,001～500,000人 (N=49)	12.45	12.33	0.12	195	0.217
500,001人～ (N=15)	16.76	16.47	0.29	57	0.195
全体 (N=1718)	10.89	10.94	-0.05	6871	-0.604

〔出所〕 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

(注) Levene の等分性の検定を行った上での数値を記している。

表 2—17：人口規模別の臨時会の開催回数

人口規模	臨時会の開催回数				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
～15,000人 (N=632)	2.18	2.29	2.19	1.91	2.14
15,001～50,000人 (N=541)	2.53	2.79	2.47	2.01	2.45
50,001～100,000人 (N=275)	2.93	3.13	2.83	2.31	2.80
100,001～300,000人 (N=206)	3.88	4.17	3.89	3.37	3.83
300,001～500,000人 (N=49)	3.84	4.96	4.84	3.69	4.33
500,001人～ (N=15)	2.47	2.20	2.73	2.13	2.38
全体 (N=1718)	2.67	2.88	2.66	2.23	2.61

〔出所〕 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—18：制度改正前後での臨時会の開催回数の平均値比較

人口規模	臨時会の開催回数				
	制度改正前	制度改正後	平均値の差	自由度	t値
～15,000人 (N=632)	2.24	2.06	0.18	2551.85	1.516
15,001～50,000人 (N=541)	2.65	2.25	0.40	2141.62	3.285 ***
50,001～100,000人 (N=275)	3.05	2.56	0.49	1075	3.053 ***
100,001～300,000人 (N=206)	4.03	3.65	0.38	814	1.421
300,001～500,000人 (N=49)	4.36	4.20	0.16	195	0.280
500,001人～ (N=15)	2.38	2.63	-0.25	57	-0.501
全体 (N=1718)	2.77	2.45	0.32	6860.49	4.316 ***

〔出所〕 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

(注 1) Levene の等分性の検定を行った上での数値を記している。

(注 2) ***は 1%水準で統計的有意差があることを示す。

表 2—19：人口規模別の教育委員協議会等の開催回数

人口規模	教育委員協議会等の開催回数				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
～15,000人 (N=632)	0.90	0.85	0.78	0.81	0.84
15,001～50,000人 (N=541)	1.44	1.42	1.24	1.24	1.34
50,001～100,000人 (N=275)	2.86	3.09	3.09	2.93	2.99
100,001～300,000人 (N=206)	4.79	4.67	4.46	4.12	4.51
300,001～500,000人 (N=49)	5.65	6.24	5.76	5.00	5.66
500,001人～ (N=15)	7.33	7.07	7.13	5.80	6.83
全体 (N=1718)	2.04	2.06	1.93	1.85	1.97

〔出所〕 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—20：制度改正前後での教育委員協議会等の開催回数の平均値比較

人口規模	教育委員協議会等の開催回数				
	制度改正前	制度改正後	平均値の差	自由度	t値
～15,000人 (N=632)	0.89	0.80	0.09	2572	1.388
15,001～50,000人 (N=541)	1.43	1.29	0.14	2148	0.916
50,001～100,000人 (N=275)	3.02	3.02	0.00	1075	0.004
100,001～300,000人 (N=206)	4.70	4.28	0.42	814	0.840
300,001～500,000人 (N=49)	6.01	5.58	0.43	195	0.398
500,001人～ (N=15)	7.03	5.80	1.23	57	0.533
全体 (N=1718)	2.05	1.89	0.16	6872	1.448

〔出所〕 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

(注) Levene の等分性の検定を行った上での数値を記している。

表 2—21：人口規模別の会議の合計開催回数

人口規模	会議の合計開催回数				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
～15,000人(N=632)	12.76	12.91	12.75	12.49	12.73
15,001～50,000人(N=541)	15.04	15.28	14.82	14.42	14.89
50,001～100,000人(N=275)	17.41	17.88	17.60	16.95	17.46
100,001～300,000人(N=206)	20.87	21.06	20.57	19.73	20.56
300,001～500,000人(N=49)	22.08	23.53	22.78	21.16	22.39
500,001人～(N=15)	26.33	25.93	26.40	24.33	25.75
全体(N=1718)	15.58	15.85	15.52	15.03	15.50

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—22：制度改正前後での会議の合計開催回数の平均値比較

人口規模	会議の合計開催回数				
	制度改正前	制度改正後	平均値の差	自由度	t値
～15,000人(N=632)	12.85	12.64	0.21	2572	1.388
15,001～50,000人(N=541)	15.17	14.74	0.43	2148	2.359 **
50,001～100,000人(N=275)	17.71	17.26	0.45	1075	1.303
100,001～300,000人(N=206)	20.93	20.17	0.76	814	1.271
300,001～500,000人(N=49)	22.83	22.11	0.72	195	0.510
500,001人～(N=15)	26.17	24.90	1.27	57	0.466
全体(N=1718)	15.71	15.28	0.43	6866.94	2.956 ***

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

(注 1) Levene の等分性の検定を行った上での数値を記している。

(注 2) **は 5%水準、***は 1%水準でそれぞれ統計的有意差があることを示す。

表 2—23：人口規模別の一会議の平均開催時間（単位：分）

人口規模	一会議の平均開催時間				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
～15,000人(N=632)	101.97	113.24	100.27	93.25	102.18
15,001～50,000人(N=541)	99.41	108.07	92.89	87.50	96.97
50,001～100,000人(N=275)	91.64	105.99	89.28	80.27	91.80
100,001～300,000人(N=206)	83.55	84.15	79.67	73.65	80.26
300,001～500,000人(N=49)	79.45	106.92	82.00	71.43	84.95
500,001人～(N=15)	77.73	76.87	76.47	70.80	75.47
全体(N=1718)	96.45	106.47	92.99	86.19	95.53

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—24：制度改正前後での一会議の平均開催時間の平均値比較（単位：分）

人口規模	一会議の平均開催時間				
	制度改正前	制度改正後	平均値の差	自由度	t値
～15,000人 (N=632)	107.47	96.41	11.06	2144.28	3.655 ***
15,001～50,000人 (N=541)	103.72	90.24	13.48	1493.08	5.404 ***
50,001～100,000人 (N=275)	98.94	84.65	14.29	845.95	3.128 ***
100,001～300,000人 (N=206)	83.90	76.80	7.1	809.68	3.395 ***
300,001～500,000人 (N=49)	92.89	76.48	16.41	195	1.636
500,001人～ (N=15)	77.76	74.40	3.36	57	0.487
全体 (N=1718)	101.46	89.59	11.87	5467.93	7.39 ***

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

（注 1）Levene の等分性の検定を行った上での数値を記している。

（注 2）***は 1%水準で統計的有意差があることを示す。

2-4. 教育委員会会議公開状況の変化に関する分析

教育委員会会議の公開状況を分析した結果、以下の知見が得られた。

- ・教育委員会会議の傍聴者年間総数は自治体の人口規模が大きくなるほど増加する傾向にあった（以上、表 2—25）。
- ・制度改正前後での傍聴者年間総数の変化に関して平均値の比較を行った結果、全体的に制度改正後に傍聴者の年間総数が統計的に有意に増加したこと、さらに人口規模に着目すると、人口 100,001～300,000 人規模の自治体の傍聴者年間総数が統計的に有意に増加したことが指摘された（以上、表 2—26）
- ・傍聴者 1 人以上の会議回数は自治体の人口規模が大きくなるほど増加する傾向にあった（以上、表 2—27）。
- ・制度改正前後での傍聴者 1 人以上の会議回数の変化を平均値の比較をもとに分析した結果、いずれの人口規模でも統計的に有意な増加、あるいは減少が観察されなかった（以上、表 2—28）。
- ・教育委員会の議事録の作成状況に関して、いずれの調査時点でも人口規模が大きな自治体ほど詳細な議事録を作成する傾向にあり、人口規模が小さな自治体では議事概要の作成を行う傾向にあった。ただし、平成 28 年度時点で詳細な議事録を作成する小規模自治体は 50%を超えており、その割合は年々増加している。制度改正後、特に中規模自治体以上で詳細な議事録の作成が進んだが、一方小規模自治体では、詳細な議事録の作成が進んでいなかった（以上、表 2—29～表 2—32）。
- ・議事録の公開状況に関して、いずれの調査時点でも人口規模が大きな自治体になるほど、詳細な議事録を公表する傾向にあり、一方で中小規模自治体では議事録を公開してい

ない傾向にあった。しかし、中小規模の自治体が公表していないと回答した割合は年々減少しており、詳細な議事録を公表するか、あるいは議事概要を公表するかを選択していった。平成28年度時点で、公開している自治体のうち、小規模自治体は簡単な議事概要を、中規模自治体は詳細な議事録を公開している割合が高かった。全体として、制度移行後に詳細な議事録の公表を行う自治体の割合が増加した。ただし、小規模自治体では依然として議事録の詳細な公表が制度改正後も進んでいない（以上、表2-33～表2-36）。

・議事録の公開方法に関して、いずれの調査時点でも人口規模が大きな自治体になるほど、ホームページ上で議事録を公表する傾向にあり、人口規模が小さな自治体になるほど冊子等の作成を行う傾向にある。人口500,000人以上規模の自治体では、年々冊子とホームページの両方を作成していると回答した割合が高くなっていった。全体として制度移行後に冊子等の作成のみを行う自治体の割合が減少し、ホームページ上に議事録を公表する自治体の割合が増加した。人口規模に着目すると、小規模自治体、中規模自治体、人口50,001～100,000人規模、人口100,001～300,000人規模の自治体でホームページ上での公開が進んだ（以上、表2-37～表2-40）。

表2-25：人口規模別の教育委員会会議への傍聴者年間総数

人口規模	傍聴者年間総数				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
～15,000人 (N=632)	0.69	0.56	0.52	0.41	0.55
15,001～50,000人 (N=541)	1.97	2.10	2.49	1.74	2.08
50,001～100,000人 (N=275)	5.51	7.16	8.88	4.83	6.60
100,001～300,000人 (N=206)	10.08	16.33	25.05	10.91	15.59
300,001～500,000人 (N=49)	18.14	30.33	42.33	16.57	26.84
500,001人～ (N=15)	24.87	53.67	98.53	38.00	53.77
全体 (N=1718)	3.70	5.31	7.47	3.59	5.02

[出所] 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—26：制度改正前後での教育委員会会議への傍聴者年間総数の平均値比較

人口規模	傍聴者年間総数				
	制度改正前	制度改正後	平均値の差	自由度	t値
～15,000人(N=632)	0.63	0.50	0.13	2506.57	1.144
15,001～50,000人(N=541)	2.06	2.12	-0.06	2148	-0.208
50,001～100,000人(N=275)	6.33	7.06	-0.73	1075	-0.931
100,001～300,000人(N=206)	13.27	18.19	-4.92	715.74	-2.583 **
300,001～500,000人(N=49)	24.27	30.27	-6.00	195	-0.710
500,001人～(N=15)	39.66	65.60	-25.94	41.92	-1.559
全体(N=1718)	4.50	5.53	-1.03	6321.33	-2.367 **

[出所] 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

(注 1) Levene の等分性の検定を行った上での数値を記している。

(注 2) **は 5%水準での統計的有意差があることを示す。

表 2—27；人口規模別の傍聴者 1 人以上会議回数

人口規模	傍聴者1人以上会議回数				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
～15,000人(N=632)	0.28	0.24	0.23	0.18	0.23
15,001～50,000人(N=541)	0.87	1.04	0.96	0.87	0.94
50,001～100,000人(N=275)	2.49	2.53	2.63	2.32	2.49
100,001～300,000人(N=206)	4.15	4.58	4.76	3.78	4.32
300,001～500,000人(N=49)	5.69	6.04	5.80	5.29	5.71
500,001人～(N=15)	10.80	10.93	11.40	9.47	10.65
全体(N=1718)	1.53	1.64	1.64	1.40	1.55

[出所] 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—28：制度改正前後での傍聴者 1 人以上会議回数の平均値比較

人口規模	傍聴者1人以上会議回数				
	制度改正前	制度改正後	平均値の差	自由度	t値
～15,000人(N=632)	0.26	0.23	0.03	2572	0.784
15,001～50,000人(N=541)	0.97	0.90	0.07	2148	0.467
50,001～100,000人(N=275)	2.50	2.58	-0.08	1075	-0.340
100,001～300,000人(N=206)	4.39	4.29	0.10	814	0.268
300,001～500,000人(N=49)	5.91	5.60	0.31	195	0.358
500,001人～(N=15)	10.90	10.23	0.67	57	0.352
全体(N=1718)	1.58	1.52	0.06	6872	0.742

[出所] 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

(注) Levene の等分性の検定を行った上での数値を記している。

表 2—29：人口規模別の議事録作成状況（平成 25 年度時点）

人口規模	議事録の作成状況（平成25年度）			
	詳細な議事録を 作成	簡単な議事概要 のみを作成	作成していない	合計
～15,000人	329 (52.1%)	300 (47.5%)	3 (0.5%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	310 (57.2%)	230 (42.4%)	2 (0.4%)	542 (100.0%)
50,001～100,000人	195 (70.9%)	80 (29.1%)	0 (0.0%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	166 (80.6%)	40 (19.4%)	0 (0.0%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	44 (89.8%)	5 (10.2%)	0 (0.0%)	49 (100.0%)
500,001人～	14 (93.3%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
全体	1058 (61.5%)	656 (38.2%)	5 (0.3%)	1719 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—30：人口規模別の議事録作成状況（平成 26 年度時点）

人口規模	議事録の作成状況（平成26年度）			
	詳細な議事録を 作成	簡単な議事概要 のみを作成	作成していない	合計
～15,000人	334 (52.8%)	296 (46.8%)	2 (0.3%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	315 (58.2%)	226 (41.8%)	0 (0.0%)	541 (100.0%)
50,001～100,000人	195 (72.0%)	76 (27.6%)	1 (0.4%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	163 (79.1%)	43 (20.9%)	0 (0.0%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	45 (91.8%)	4 (8.2%)	0 (0.0%)	49 (100.0%)
500,001人～	14 (93.3%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
全体	1069 (62.2%)	646 (37.6%)	3 (0.2%)	1718 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—31：人口規模別の議事録作成状況（平成 27 年度時点）

人口規模	議事録の作成状況（平成27年度）			
	詳細な議事録を 作成	簡単な議事概要 のみを作成	作成していない	合計
～15,000人	327 (51.7%)	303 (47.9%)	2 (0.3%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	347 (64.1%)	194 (35.9%)	0 (0.0%)	541 (100.0%)
50,001～100,000人	211 (76.7%)	63 (22.9%)	1 (0.4%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	175 (85.0%)	31 (15.0%)	0 (0.0%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	47 (95.9%)	2 (4.1%)	0 (0.0%)	49 (100.0%)
500,001人～	14 (93.3%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
全体	1121 (65.3%)	594 (34.6%)	3 (0.2%)	1718 (100.0%)

【出所】文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—32：人口規模別の議事録作成状況（平成 28 年度時点）

人口規模	議事録の作成状況（平成28年度）			
	詳細な議事録を 作成	簡単な議事概要 のみを作成	作成していない	合計
～15,000人	341 (54.0%)	289 (45.7%)	2 (0.3%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	340 (62.8%)	201 (37.2%)	0 (0.0%)	541 (100.0%)
50,001～100,000人	213 (77.5%)	61 (22.2%)	1 (0.4%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	179 (86.9%)	27 (13.1%)	0 (0.0%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	48 (98.0%)	1 (2.0%)	0 (0.0%)	49 (100.0%)
500,001人～	14 (93.3%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
全体	1135 (66.1%)	580 (33.8%)	3 (0.2%)	1718 (100.0%)

【出所】文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—33：人口規模別の議事録公開状況（平成 25 年度時点）

人口規模	議事録の公開状況（平成25年度）			
	詳細な議事録を 公表	簡単な議事概要 のみ公表	公表していない	合計
～15,000人	97 (15.3%)	118 (18.7%)	417 (66.0%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	120 (22.1%)	142 (26.2%)	280 (51.7%)	542 (100.0%)
50,001～100,000人	104 (37.8%)	89 (32.4%)	82 (29.8%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	123 (59.7%)	58 (28.2%)	25 (12.1%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	39 (79.6%)	6 (12.2%)	4 (8.2%)	49 (100.0%)
500,001人～	13 (86.7%)	2 (13.3%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
全体	496 (28.9%)	415 (24.1%)	808 (47.0%)	1719 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—34：人口規模別の議事録公開状況（平成 26 年度時点）

人口規模	議事録の公開状況（平成26年度）			
	詳細な議事録を 公表	簡単な議事概要 のみ公表	公表していない	合計
～15,000人	115 (18.2%)	113 (17.9%)	403 (63.9%)	631 (100.0%)
15,001～50,000人	136 (25.2%)	155 (28.7%)	249 (46.1%)	540 (100.0%)
50,001～100,000人	115 (41.8%)	87 (31.6%)	73 (26.5%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	127 (61.7%)	55 (26.7%)	24 (11.7%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	38 (77.6%)	8 (16.3%)	3 (6.1%)	49 (100.0%)
500,001人～	13 (86.7%)	2 (13.3%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
全体	544 (31.7%)	420 (24.5%)	752 (43.8%)	1716 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—35：人口規模別の議事録公開状況（平成 27 年度時点）

人口規模	議事録の公開状況（平成27年度）			
	詳細な議事録を 公表	簡単な議事概要 のみ公表	公表していない	合計
～15,000人	121 (19.1%)	139 (22.0%)	372 (58.9%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	191 (35.3%)	158 (29.2%)	192 (35.5%)	541 (100.0%)
50,001～100,000人	158 (57.5%)	72 (26.2%)	45 (16.4%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	152 (73.8%)	43 (20.9%)	11 (5.3%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	43 (87.8%)	5 (10.2%)	1 (2.0%)	49 (100.0%)
500,001人～	13 (86.7%)	2 (13.3%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
全体	678 (39.5%)	419 (24.4%)	621 (36.1%)	1718 (100.0%)

〔出所〕 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—36：人口規模別の議事録公開状況（平成 28 年度時点）

人口規模	議事録の公開状況（平成28年度）			
	詳細な議事録を 公表	簡単な議事概要 のみ公表	公表していない	合計
～15,000人	133 (21.0%)	146 (23.1%)	353 (55.9%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	202 (37.3%)	165 (30.5%)	174 (32.2%)	541 (100.0%)
50,001～100,000人	164 (59.6%)	79 (28.7%)	32 (11.6%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	156 (75.7%)	39 (18.9%)	11 (5.3%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	47 (95.9%)	2 (4.1%)	0 (0.0%)	49 (100.0%)
500,001人～	14 (93.3%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
全体	716 (41.7%)	432 (25.1%)	570 (33.2%)	1718 (100.0%)

〔出所〕 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—37：人口規模別の議事録公開方法（平成 25 年度時点）

人口規模	議事録の公開方法（平成25年度）			合計
	冊子等の作成のみ	ホームページのみ	冊子等の作成及び ホームページの両方	
～15,000人	173 (80.5%)	35 (16.3%)	7 (3.3%)	215 (100.0%)
15,001～50,000人	103 (39.3%)	137 (52.3%)	22 (8.4%)	262 (100.0%)
50,001～100,000人	31 (16.1%)	130 (67.4%)	32 (16.6%)	193 (100.0%)
100,001～300,000人	22 (12.2%)	109 (60.2%)	50 (27.6%)	181 (100.0%)
300,001～500,000人	1 (2.2%)	32 (71.1%)	12 (26.7%)	45 (100.0%)
500,001人～	0 (0.0%)	10 (66.7%)	5 (33.3%)	15 (100.0%)
全体	330 (36.2%)	453 (49.7%)	128 (14.1%)	911 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—38：人口規模別の議事録公開方法（平成 26 年度時点）

人口規模	議事録の公開方法（平成26年度）			合計
	冊子等の作成のみ	ホームページのみ	冊子等の作成及び ホームページの両方	
～15,000人	186 (81.6%)	38 (16.7%)	4 (1.8%)	228 (100.0%)
15,001～50,000人	116 (39.7%)	155 (53.1%)	21 (7.2%)	292 (100.0%)
50,001～100,000人	26 (12.8%)	147 (72.4%)	30 (14.8%)	203 (100.0%)
100,001～300,000人	17 (9.3%)	111 (60.7%)	55 (30.1%)	183 (100.0%)
300,001～500,000人	1 (2.2%)	34 (73.9%)	11 (23.9%)	46 (100.0%)
500,001人～	0 (0.0%)	8 (53.3%)	7 (46.7%)	15 (100.0%)
全体	346 (35.8%)	493 (51.0%)	128 (13.2%)	967 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—39：人口規模別の議事録公開方法（平成 27 年度時点）

人口規模	議事録の公開方法（平成27年度）			
	冊子等の作成のみ	ホームページのみ	冊子等の作成及び ホームページの両方	合計
～15,000人	197 (75.8%)	56 (21.5%)	7 (2.7%)	260 (100.0%)
15,001～50,000人	111 (31.8%)	204 (58.5%)	34 (9.7%)	349 (100.0%)
50,001～100,000人	20 (8.7%)	181 (78.7%)	29 (12.6%)	230 (100.0%)
100,001～300,000人	11 (5.6%)	127 (65.1%)	57 (29.2%)	195 (100.0%)
300,001～500,000人	1 (2.1%)	35 (72.9%)	12 (25.0%)	48 (100.0%)
500,001人～	0 (0.0%)	8 (53.3%)	7 (46.7%)	15 (100.0%)
全体	340 (31.0%)	611 (55.7%)	146 (13.3%)	1097 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—40：人口規模別の議事録公開方法（平成 28 年度時点）

人口規模	議事録の公開方法（平成28年度）			
	冊子等の作成のみ	ホームページのみ	冊子等の作成及び ホームページの両方	合計
～15,000人	198 (71.0%)	71 (25.4%)	10 (3.6%)	279 (100.0%)
15,001～50,000人	107 (29.2%)	226 (61.6%)	34 (9.3%)	367 (100.0%)
50,001～100,000人	18 (7.4%)	194 (79.8%)	31 (12.8%)	243 (100.0%)
100,001～300,000人	10 (5.1%)	130 (66.7%)	55 (28.2%)	195 (100.0%)
300,001～500,000人	1 (2.0%)	36 (73.5%)	12 (24.5%)	49 (100.0%)
500,001人～	0 (0.0%)	8 (53.3%)	7 (46.7%)	15 (100.0%)
全体	334 (29.1%)	665 (57.9%)	149 (13.0%)	1148 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

2-5. 教育委員会会議運営上の工夫の変化に関する分析

教育委員会会議運営上の工夫に関して、得られた知見は以下の通りである。

- ・ 土日・祝日に教育委員会会議を開催する自治体は、いずれの人口規模でも少なく、同程度の開催回数であった（以上、表 2-41）。
- ・ 制度改正前後での土日・祝日の教育委員会会議回数の変化に関して、平均値の比較をもとに検討した結果、全体としてその開催回数は統計的に有意に減少した、さらに人口規模に着目すると中小規模自治体で土日・祝日での教育委員会会議の開催回数が統計的に有意に減少した（以上、表 2-42）。
- ・ 夕方以降（17：00～）の教育委員会会議の開催回数に関して、小規模自治体が最も多く、次いで人口 100,001～300,000 人規模の自治体の開催回数が多かった（以上、表 2-43）。
- ・ 制度改正前後での夕方以降（17：00～）の教育委員会会議の開催回数の変化を平均値の比較をもとに検討した結果、制度改正前後でその開催回数に関して統計的に有意な増加、あるいは減少は観察されなかった（以上、表 2-44）。
- ・ 傍聴者が多数入場できるような大規模会場での教育委員会会議の開催に関して、人口 100,001～300,000 人規模の自治体の開催回数が最も多く、次いで 50,001～100,000 人規模の自治体の開催回数が多かった（以上、表 2-45）。
- ・ 制度改正前後での大規模会場での教育委員会会議の開催回数の変化に関して、平均値の比較をもとに検討した結果、人口規模 500,001 人以上の自治体の開催回数が統計的に有意に増加した（以上、表 2-46）。
- ・ 移動（出張）教育委員会、及びそれに準ずる教育委員会会議の開催回数に関して、人口 100,001～300,000 人規模の自治体の開催回数が最も多く、次いで開催回数が多かったのは人口 50,001～100,000 人規模の自治体であった（以上、表 2-47）。
- ・ 制度改正前後での移動（出張）教育委員会の開催回数の変化を平均値の比較をもとに検討した結果、小規模自治体で開催回数が統計的に有意に減少した（以上、表 2-48）。
- ・ 教育委員会議題についての教育委員を対象とした事前勉強会の開催回数に関して、人口規模が大きくなるほど、その開催回数が増加する傾向にあった（表 2-49）。
- ・ 制度改正前後での事前勉強会の開催回数の変化を平均値の比較をもとに検討した結果、いずれの人口規模の自治体でも制度改正によってその開催回数は統計学的に有意に増加、あるいは減少しなかった（表 2-50）。
- ・ 教育委員の議題設定回数に関して、最もその回数が多かったのは人口 500,001 人以上の自治体であり、次いで人口 300,001～500,000 人規模の自治体の設定回数が多かった。商簿自治体や人口 100,001～300,000 人規模の自治体でも、教育委員の議題設定回数が多かった（以上、表 2-51）。
- ・ 制度改正前後での教育委員の議題設定回数の変化を、平均値の比較をもとに検討した結

果、制度改正前後で教育委員による議題設定回数に統計的な有意な差は観察されなかった（以上、表 2—52）。

・教育委員会会議前事前資料配布の実施状況に関して、人口規模が大きい自治体ほど実施される傾向にある。ただし、小規模自治体でも平成 28 年度時点でその実施率は 50%を超えていた。制度改正前後での、実施割合の値を比較検討した結果、その値は年によって大きく変わらず、制度改正によって事前資料の配布が積極的になったということとはできない（以上、表 2—53～表 2—56）。

・教育委員会会議の開催日時や議案をホームページに掲載するなど、積極的な告知は自治体の人口規模が大きくなるほど実施する傾向にあった。制度改正前後での積極的な告知の実施自治体割合を比較検討した結果、大きな変化はなく、制度改正によって積極的な告知を行うようになったということとはできない（以上、表 2—57～60）。

表 2—41：人口規模別の教育委員会会議の土日・祝日開催回数

人口規模	土日・祝日の開催回数				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
～15,000人 (N=632)	0.06	0.06	0.06	0.04	0.06
15,001～50,000人 (N=541)	0.07	0.08	0.03	0.04	0.06
50,001～100,000人 (N=275)	0.09	0.07	0.06	0.04	0.07
100,001～300,000人 (N=206)	0.09	0.08	0.06	0.06	0.07
300,001～500,000人 (N=49)	0.08	0.06	0.04	0.06	0.06
500,001人～ (N=15)	0.07	0.00	0.13	0.07	0.07
全体 (N=1718)	0.07	0.07	0.05	0.04	0.06

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—42：制度改正前後での教育委員会の土日・祝日開催回数の平均値比較

人口規模	土日・祝日の開催回数				
	制度改正前	制度改正後	平均値の差	自由度	t値
～15,000人 (N=632)	0.06	0.05	0.01	2568.02	0.889 **
15,001～50,000人 (N=541)	0.08	0.03	0.05	1507.45	3.108 ***
50,001～100,000人 (N=275)	0.08	0.05	0.03	985.07	1.391
100,001～300,000人 (N=206)	0.09	0.06	0.03	736.31	1.019
300,001～500,000人 (N=49)	0.07	0.05	0.02	195	0.575
500,001人～ (N=15)	0.03	0.10	-0.07	48.16	-1.000
全体 (N=1718)	0.07	0.05	0.02	6185.01	3.265 ***

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

（注 1）Levene の等分性の検定を行った上での数値を記している。

（注 2）**は 5%水準、***は 1%水準で、それぞれ統計的有意差があることを示す。

表 2—43：夕方以降（17：00～）時間帯の教育委員会会議の開催回数

人口規模	夕方以降（17:00～）の時間帯の開催回数				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
～15,000人(N=632)	0.66	0.62	0.71	0.73	0.68
15,001～50,000人(N=541)	0.26	0.24	0.19	0.22	0.23
50,001～100,000人(N=275)	0.40	0.47	0.39	0.40	0.42
100,001～300,000人(N=206)	0.54	0.63	0.67	0.63	0.62
300,001～500,000人(N=49)	0.35	0.29	0.49	0.45	0.40
500,001人～(N=15)	0.07	0.00	0.07	0.07	0.05
全体(N=1718)	0.46	0.46	0.48	0.49	0.47

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—44：制度改正前後での夕方以降（17：00～）時間帯に開催した教育委員会会議回数の平均値比較

人口規模	夕方以降（17：00～）の時間帯の開催回数				
	制度改正前	制度改正後	平均値の差	自由度	t値
～15,000人(N=632)	0.64	0.71	-0.07	2569.79	-0.862
15,001～50,000人(N=541)	0.24	0.20	0.04	2141.34	1.101
50,001～100,000人(N=275)	0.44	0.40	0.04	1075	0.353
100,001～300,000人(N=206)	0.59	0.66	-0.07	814	-0.486
300,001～500,000人(N=49)	0.31	0.47	-0.16	165.36	-1.060
500,001人～(N=15)	0.03	0.07	-0.04	57	-0.554
全体(N=1718)	0.46	0.49	-0.03	-0.546	6872

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

（注）Levene の等分性の検定を行った上での数値を記している。

表 2—45：傍聴者が多数入場できるような大規模会場での教育委員会会議の開催回数

人口規模	傍聴者が多数入場できる大規模会場での開催回数				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
～15,000人(N=632)	0.31	0.40	0.44	0.43	0.40
15,001～50,000人(N=541)	0.82	0.82	0.77	0.69	0.78
50,001～100,000人(N=275)	1.14	1.11	1.27	1.03	1.14
100,001～300,000人(N=206)	1.18	1.46	1.63	1.43	1.43
300,001～500,000人(N=49)	1.29	0.98	1.10	1.04	1.10
500,001人～(N=15)	0.13	0.53	1.13	2.13	0.98
全体(N=1718)	0.74	0.79	0.84	0.76	0.78

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—46：制度改正前後での傍聴者が多数入場できる大規模会場での教育委員会会議の開催回数の平均値比較

人口規模	傍聴者が多数入場できる大規模会場での開催回数				
	制度改正前	制度改正後	平均値の差	自由度	t値
～15,000人(N=632)	0.35	0.42	-0.07	2546.36	-0.932
15,001～50,000人(N=541)	0.82	0.76	0.06	2148	0.476
50,001～100,000人(N=275)	1.14	1.19	-0.05	1075	-0.266
100,001～300,000人(N=206)	1.33	1.49	-0.16	814	-0.608
300,001～500,000人(N=49)	1.12	1.02	0.10	195	0.215
500,001人～(N=15)	0.34	1.80	-1.46	30.68	-2.140 **
全体(N=1718)	0.76	0.80	-0.04	6872	-0.591

[出所] 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

(注 1) Levene の等分性の検定を行った上での数値を記している。

(注 2) **は 5%水準での統計的有意差があることを示す。

表 2—47：移動（出張）教育委員会、及びそれに準ずる教育委員会会議の開催回数

人口規模	移動（出張）教育委員会、及びそれに準ずるものの開催回数				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
～15,000人(N=632)	0.37	0.32	0.30	0.26	0.31
15,001～50,000人(N=541)	0.44	0.40	0.40	0.34	0.40
50,001～100,000人(N=275)	0.62	0.64	0.67	0.62	0.64
100,001～300,000人(N=206)	0.81	0.65	0.61	0.66	0.68
300,001～500,000人(N=49)	0.55	0.53	0.55	0.31	0.49
500,001人～(N=15)	0.60	0.47	0.47	0.47	0.50
全体(N=1718)	0.49	0.44	0.43	0.39	0.44

[出所] 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—48：制度改正前後での移動（出張）教育委員会、及びそれに準ずる教育委員会会議開催回数の平均値比較

人口規模	移動（出張）教育委員会、及びそれに準ずるものの開催回数				
	制度改正前	制度改正後	平均値の差	自由度	t値
～15,000人(N=632)	0.34	0.28	0.06	2464.83	1.716 *
15,001～50,000人(N=541)	0.43	0.38	0.05	2099.46	0.901
50,001～100,000人(N=275)	0.63	0.65	-0.02	1075	-0.204
100,001～300,000人(N=206)	0.72	0.62	0.10	814	0.929
300,001～500,000人(N=49)	0.54	0.39	0.15	195	0.822
500,001人～(N=15)	0.55	0.60	-0.05	57	-0.151
全体(N=1718)	0.47	0.41	0.06	6763.96	0.277

[出所] 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

(注 1) Levene の等分性の検定を行った上での数値を記している。

(注 2) *は 10%水準での統計的有意差があることを示す。

表 2—49：教育委員会会議の議題についての教育委員を対象とした事前勉強会の開催回数

人口規模	教育委員会会議の議題についての教育委員を対象とした事前勉強会の回数				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
～15,000人 (N=632)	0.07	0.09	0.15	0.08	0.10
15,001～50,000人 (N=541)	0.32	0.41	0.41	0.40	0.39
50,001～100,000人 (N=275)	1.01	0.98	1.17	1.24	1.10
100,001～300,000人 (N=206)	1.92	2.36	1.77	1.71	1.94
300,001～500,000人 (N=49)	3.71	3.59	3.37	2.82	3.37
500,001人～ (N=15)	3.40	2.93	1.60	2.27	2.55
全体 (N=1718)	0.65	0.73	0.69	0.66	0.68

[出所] 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—50：制度改正前後での教育委員会会議の議題についての教育委員を対象とした事前勉強会開催回数の平均値比較

人口規模	教育委員会会議の議題についての教育委員を対象とした事前勉強会の回数				
	制度改正前	制度改正後	平均値の差	自由度	t値
～15,000人 (N=632)	0.08	0.11	-0.03	2199.97	-1.089
15,001～50,000人 (N=541)	0.38	0.45	-0.07	2089.68	-0.834
50,001～100,000人 (N=275)	1.01	1.22	-0.21	1049.90	-1.131
100,001～300,000人 (N=206)	2.12	1.68	0.44	800.59	1.533
300,001～500,000人 (N=49)	3.62	3.08	0.54	195	0.618
500,001人～ (N=15)	3.28	1.97	1.31	57	0.808
全体 (N=1718)	0.69	0.67	0.02	6872	0.277

[出所] 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

(注) Levene の等分性の検定を行った上での数値を記している。

表 2—51：教育委員が議案の承認にとどまらず、議題を設定した回数

人口規模	教育委員が議案の承認にとどまらず、議題を設定した回数				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
～15,000人 (N=632)	0.30	0.26	0.33	0.28	0.29
15,001～50,000人 (N=541)	0.15	0.16	0.20	0.13	0.16
50,001～100,000人 (N=275)	0.22	0.16	0.17	0.17	0.18
100,001～300,000人 (N=206)	0.33	0.33	0.30	0.21	0.29
300,001～500,000人 (N=49)	0.37	0.31	0.29	0.29	0.32
500,001人～ (N=15)	0.07	0.20	0.60	0.53	0.35
全体 (N=1718)	0.24	0.22	0.26	0.21	0.23

[出所] 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—52：制度改正前後での教育委員の議題設定回数の平均値比較

人口規模	教育委員が議案の承認にとどまらず、議題を設定した回数				
	制度改正前	制度改正後	平均値の差	自由度	t値
～15,000人 (N=632)	0.28	0.31	-0.03	2572	-0.544
15,001～50,000人 (N=541)	0.16	0.16	0.00	2148	-0.102
50,001～100,000人 (N=275)	0.21	0.16	0.05	1075	0.607
100,001～300,000人 (N=206)	0.32	0.26	0.06	814	0.554
300,001～500,000人 (N=49)	0.33	0.29	0.04	195	0.165
500,001人～ (N=15)	0.14	0.57	-0.43	33.80	-1.103
全体 (N=1718)	0.23	0.24	-0.01	6872	-0.068

[出所] 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

(注 1) Levene の等分性の検定を行った上での数値を記している。

(注 2) **は 5%水準での統計的有意差があることを示す。

表 2—53：教育委員会会議前の事前資料配布の有無（平成 25 年度時点）

人口規模	教育委員会会議開催前の事前資料の配布（平成25年度）		
	実施あり	実施なし	合計
～15,000人	319 (50.5%)	313 (49.5%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	367 (67.7%)	175 (32.3%)	542 (100.0%)
50,001～100,000人	241 (87.6%)	34 (12.4%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	193 (93.7%)	13 (6.3%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	46 (93.9%)	3 (6.1%)	49 (100.0%)
500,001人～	11 (73.3%)	4 (26.7%)	15 (100.0%)
全体	1177 (68.5%)	542 (31.5%)	1719 (100.0%)

[出所] 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—54：教育委員会会議前の事前資料配布の有無（平成 26 年度時点）

人口規模	教育委員会会議開催前の事前資料の 配布（平成26年度）		
	実施あり	実施なし	合計
～15,000人	321 (50.8%)	311 (49.2%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	371 (68.6%)	170 (31.4%)	541 (100.0%)
50,001～100,000人	246 (89.5%)	29 (10.5%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	197 (95.6%)	9 (4.4%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	48 (98.0%)	1 (2.0%)	49 (100.0%)
500,001人～	11 (73.3%)	4 (26.7%)	15 (100.0%)
全体	1193 (69.5%)	524 (30.5%)	1718 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—55：教育委員会会議前の事前資料配布の有無（平成 27 年度時点）

人口規模	教育委員会会議開催前の事前資料の 配布（平成27年度）		
	実施あり	実施なし	合計
～15,000人	317 (50.2%)	315 (49.8%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	366 (67.7%)	175 (32.3%)	541 (100.0%)
50,001～100,000人	245 (89.1%)	30 (10.9%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	196 (95.1%)	10 (4.9%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	46 (93.9%)	3 (6.1%)	49 (100.0%)
500,001人～	12 (80.0%)	3 (20.0%)	15 (100.0%)
全体	1182 (68.8%)	536 (31.2%)	1718 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—56：教育委員会会議前の事前資料の配布の有無（平成 28 年度時点）

人口規模	教育委員会会議開催前の事前資料の 配布（平成28年度）		
	実施あり	実施なし	合計
～15,000人	318 (50.3%)	314 (49.7%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	367 (67.8%)	174 (32.2%)	541 (100.0%)
50,001～100,000人	250 (90.9%)	25 (9.1%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	194 (94.2%)	12 (5.8%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	44 (89.8%)	5 (10.2%)	49 (100.0%)
500,001人～	12 (80.0%)	3 (20.0%)	15 (100.0%)
全体	1185 (69.0%)	533 (31.0%)	1718 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—57：教育委員会会議情報の積極的な告知の有無（平成 25 年度時点）

人口規模	会議の開催日時や議案等の情報をホームページ に掲載するなど積極的に告知（平成25年度）		
	実施あり	実施なし	合計
～15,000人	80 (12.7%)	552 (87.3%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	196 (36.2%)	346 (63.8%)	542 (100.0%)
50,001～100,000人	184 (66.9%)	91 (33.1%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	175 (85.0%)	31 (15.0%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	47 (95.9%)	2 (4.1%)	49 (100.0%)
500,001人～	15 (100.0%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
全体	697 (40.5%)	1022 (59.5%)	1719 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—58：教育委員会会議情報の積極的な告知の有無（平成 26 年度時点）

人口規模	会議の開催日時や議案等の情報をホームページに掲載するなど積極的に告知（平成26年度）		
	実施あり	実施なし	合計
～15,000人	82 (13.0%)	550 (87.0%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	203 (37.5%)	338 (62.5%)	541 (100.0%)
50,001～100,000人	197 (71.6%)	78 (28.4%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	182 (88.3%)	24 (11.7%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	47 (95.9%)	2 (4.1%)	49 (100.0%)
500,001人～	15 (100.0%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
全体	726 (42.3%)	992 (57.7%)	1718 (100.0%)

【出所】文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—59：教育委員会会議情報の積極的な告知の有無（平成 27 年度時点）

人口規模	会議の開催日時や議案等の情報をホームページに掲載するなど積極的に告知（平成27年度）		
	実施あり	実施なし	合計
～15,000人	96 (15.2%)	536 (84.8%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	214 (39.6%)	327 (60.4%)	541 (100.0%)
50,001～100,000人	200 (72.7%)	75 (27.3%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	184 (89.3%)	22 (10.7%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	46 (93.9%)	3 (6.1%)	49 (100.0%)
500,001人～	15 (100.0%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
全体	755 (43.9%)	963 (56.1%)	1718 (100.0%)

【出所】文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—60：教育委員会会議情報の積極的な告知の有無（平成 28 年度時点）

人口規模	会議の開催日時や議案等の情報をホームページに掲載するなど積極的に告知（平成28年度）		
	実施あり	実施なし	合計
～15,000人	92 (14.6%)	540 (85.4%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	213 (39.4%)	328 (60.6%)	541 (100.0%)
50,001～100,000人	196 (71.3%)	79 (28.7%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	184 (89.3%)	22 (10.7%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	47 (95.9%)	2 (4.1%)	49 (100.0%)
500,001人～	15 (100.0%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
全体	747 (43.5%)	971 (56.5%)	1718 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

2-6. 教育委員会と教育委員会所管施設との関係の変化に関する分析

教育委員会と教育委員会所管施設との関係に関して、本稿では教育委員会から学校、及び学校以外の施設への訪問回数、教育委員会と学校、及び学校以外の施設との意見交換回数という指標をもとに分析する。分析の結果得られた知見は以下の通りである。

- ・教育委員会から学校への訪問回数に関して、人口規模が大きくなるほど、その回数が多くなる傾向にある（以上、表 2—61）。
- ・制度改正前後での教育委員会から学校への訪問回数の変化に関して、平均値の比較をもとに検討した結果、全体として制度改正後に学校への訪問回数が減少した。さらに、人口規模に着目すると、制度改正後に人口 50,001～100,000 人規模の自治体で訪問回数が統計的に有意に減少した（以上、表 2—62）。
- ・教育委員会と学校との意見交換回数に関して人口規模が大きくなるほど、その回数が多くなる傾向にあった（表 2—63）。
- ・制度改正前後での教育委員会と学校との意見交換回数の変化に関して、平均値の比較をもとに検討した結果、小規模自治体ではその回数が統計的に有意に増加した一方で、人口 50,001～100,000 人以下の自治体では意見交換回数が統計的に有意に減少した（以上、表 2—64）。
- ・教育委員会から学校以外の施設への訪問回数に関して、人口規模が大きくなるほど、そ

の回数が多くなる傾向にあったが、最も訪問回数が多かったのは人口 300,001～500,000 人規模の自治体であった（以上、表 2—65）。

・制度改正前後での学校以外の施設への訪問回数の変化を平均値の比較をもとに検討した結果、人口 50,001～100,000 人規模の自治体でその回数が統計的に有意に減少した（以上、表 2—66）。

・教育委員会と学校以外の施設との意見交換回数に関して、その回数が最も多かったのは人口 300,001～500,000 人規模の自治体であり、次いで人口 50,001～100,000 人規模の自治体の訪問回数が多かった（以上、表 2—67）。

・制度改正前後での教育委員会と学校以外の施設との意見交換回数の変化に関して、平均値の比較をもとに検討した結果、全体としてその回数が統計的に有意に減少していたこと、さらに人口規模に着目すると、人口 50,001～100,000 人規模の自治体で意見交換回数が統計的に減少していた（以上、表 2—68）。

表 2—61：人口規模別の学校への訪問回数

人口規模	学校への訪問回数				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
～15,000人 (N=632)	11.09	10.94	10.61	10.27	10.73
15,001～50,000人 (N=541)	21.28	22.15	21.04	20.31	21.20
50,001～100,000人 (N=275)	31.25	29.12	28.00	27.67	29.01
100,001～300,000人 (N=206)	29.49	26.86	26.60	27.93	27.72
300,001～500,000人 (N=49)	26.67	27.31	26.94	27.41	27.08
500,001人～ (N=15)	32.20	40.20	40.80	39.73	38.23
全体 (N=1718)	20.36	20.01	19.32	19.08	19.69

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—62：制度改正前後での学校への訪問回数の平均値比較

人口規模	学校への訪問回数				
	制度改正前	制度改正後	平均値の差	自由度	t値
～15,000人 (N=632)	11.05	10.51	0.54	2572	1.308
15,001～50,000人 (N=541)	21.79	21.10	0.69	2148	0.867
50,001～100,000人 (N=275)	30.24	27.71	2.53	1068.08	1.703 *
100,001～300,000人 (N=206)	28.18	27.38	0.80	814	0.497
300,001～500,000人 (N=49)	26.73	26.88	-0.15	195	-0.035
500,001人～ (N=15)	37.41	41.23	-3.82	57	-0.337
全体 (N=1718)	20.18	19.20	0.98	6867.97	2.024 **

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

（注 1）Levene の等分性の検定を行った上での数値を記している。

（注 2）*は 10%水準で、**は 5%水準で、それぞれ統計的有意差があることを示す。

表 2—63：人口規模別の学校との意見交換回数

人口規模	学校との意見交換回数				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
～15,000人(N=632)	3.58	4.04	4.50	4.15	4.07
15,001～50,000人(N=541)	8.77	9.59	9.41	8.98	9.19
50,001～100,000人(N=275)	14.37	13.68	12.79	12.45	13.32
100,001～300,000人(N=206)	14.46	13.91	13.65	13.90	13.98
300,001～500,000人(N=49)	13.92	12.92	13.00	13.96	13.45
500,001人～(N=15)	13.27	22.00	22.67	0.93	14.72
全体(N=1718)	8.62	8.92	8.87	8.59	8.75

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—64：制度改正前後での学校との意見交換回数の平均値比較

人口規模	学校との意見交換回数				
	制度改正前	制度改正後	平均値の差	自由度	t値
～15,000人(N=632)	3.85	4.37	-0.52	2449.27	-2.497 **
15,001～50,000人(N=541)	9.19	9.46	-0.27	2148	-0.611
50,001～100,000人(N=275)	14.06	12.51	1.55	1053.49	2.021 **
100,001～300,000人(N=206)	14.17	13.71	0.46	814	0.409
300,001～500,000人(N=49)	13.29	13.49	-0.20	195	-0.073
500,001人～(N=15)	18.21	21.79	-3.58	56	-0.355
全体(N=1718)	8.77	8.73	0.04	6871	0.145

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

(注 1) Levene の等分性の検定を行った上での数値を記している。

(注 2) **は 5%水準での統計的有意差があることを示す。

表 2—65：人口規模別の学校以外の施設への訪問回数

人口規模	学校以外の施設への訪問回数				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
～15,000人(N=632)	1.61	1.59	1.60	1.68	1.62
15,001～50,000人(N=541)	2.73	3.01	2.90	2.79	2.86
50,001～100,000人(N=275)	6.04	6.33	4.65	4.79	5.45
100,001～300,000人(N=206)	3.99	4.87	4.00	4.22	4.27
300,001～500,000人(N=49)	7.18	7.16	14.31	9.65	9.58
500,001人～(N=15)	5.13	5.07	4.07	5.40	4.92
全体(N=1718)	3.15	3.38	3.17	3.09	3.20

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—66：制度改正前後での学校以外の施設への訪問回数の平均値比較

人口規模	学校以外の施設への訪問回数				
	制度改正前	制度改正後	平均値の差	自由度	t値
～15,000人(N=632)	1.61	1.65	-0.04	2572	-0.286
15,001～50,000人(N=541)	2.88	2.88	0.00	2148	0.313
50,001～100,000人(N=275)	6.21	4.80	1.41	912.91	1.892 *
100,001～300,000人(N=206)	4.44	4.10	0.34	814	0.407
300,001～500,000人(N=49)	7.10	11.99	-4.89	105.96	-0.806
500,001人～(N=15)	5.28	4.70	0.58	57	0.250
全体(N=1718)	3.26	3.13	0.13	6872	0.528

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

(注 1) Levene の等分性の検定を行った上での数値を記している。

(注 2) *は 10%水準での統計的有意差があることを示す。

表 2—67：人口規模別の学校以外の施設との意見交換回数

人口規模	学校以外の施設との意見交換回数				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
～15,000人(N=632)	0.66	0.65	0.67	0.61	0.65
15,001～50,000人(N=541)	1.18	1.10	1.19	1.24	1.18
50,001～100,000人(N=275)	2.26	2.22	1.40	1.69	1.89
100,001～300,000人(N=206)	1.29	1.06	0.93	1.04	1.08
300,001～500,000人(N=49)	3.84	2.84	3.10	1.90	2.92
500,001人～(N=15)	1.07	1.33	0.73	0.93	1.02
全体(N=1718)	1.25	1.16	1.05	1.07	1.13

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—68：制度改正前後での学校以外の施設との意見交換回数

人口規模	学校以外の施設との意見交換回数				
	制度改正前	制度改正後	平均値の差	自由度	t値
～15,000人(N=632)	0.66	0.66	0.00	2572	0.083
15,001～50,000人(N=541)	1.14	1.23	-0.09	2126.54	-0.742
50,001～100,000人(N=275)	2.24	1.54	0.70	914.47	2.133 **
100,001～300,000人(N=206)	1.17	0.98	0.19	814	1.029
300,001～500,000人(N=49)	3.30	2.51	0.79	195	0.637
500,001人～(N=15)	1.24	0.79	0.45	56	0.681
全体(N=1718)	1.20	1.06	0.14	6690.28	1.729 *

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

(注 1) Levene の等分性の検定を行った上での数値を記している。

(注 2) *は 10%水準、**は 5%水準で、それぞれ統計的有意差があることを示す。

2-7. 教育委員会の広報活動の変化に関する分析

制度改正前後での教育委員会の広報活動の変化に関して得られた知見は以下の通りである。

・ 広報誌、ホームページ、パンフレット、ポスター、テレビ、新聞、ラジオ、雑誌、モニター制度、いずれの広報活動に関しても、人口規模が大きな自治体ほど、その広報活動を実施する傾向にあった。制度改正前後での実施割合の変化について着目すると、いずれの実施割合も年々増加傾向にあるが、その増加幅は1年経るごとによって同程度である。そのため、制度改正によって、教育委員会の広報活動に大きな変化が生じたということは考えづらい（以上、表2—69～表2—72）。

表 2—69：人口規模別の広報活動実施状況（平成 25 年度時点）

人口規模	広報誌（平成25年度）			ホームページ（平成25年度）			パンフレット・ポスター（平成25年度）		
	作成している	作成していない	合計	作成している	作成していない	合計	作成している	作成していない	合計
～15,000人	360 (57.0%)	272 (43.0%)	632 (100.0%)	300 (47.5%)	332 (52.5%)	632 (100.0%)	111 (17.6%)	521 (82.4%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	331 (61.1%)	211 (38.9%)	542 (100.0%)	391 (72.1%)	151 (27.9%)	542 (100.0%)	142 (26.2%)	400 (73.8%)	542 (100.0%)
50,001～100,000人	177 (64.4%)	98 (35.6%)	275 (100.0%)	254 (92.4%)	21 (7.6%)	275 (100.0%)	104 (37.8%)	171 (62.2%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	154 (74.8%)	52 (25.2%)	206 (100.0%)	199 (96.6%)	7 (3.4%)	206 (100.0%)	104 (50.5%)	102 (49.5%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	40 (81.6%)	9 (18.4%)	49 (100.0%)	49 (100.0%)	0 (0.0%)	49 (100.0%)	32 (65.3%)	17 (34.7%)	49 (100.0%)
500,001人～	14 (93.3%)	1 (6.7%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)	11 (73.3%)	4 (26.7%)	15 (100.0%)
全体	1076 (62.6%)	643 (37.4%)	1719 (100.0%)	1208 (70.3%)	511 (29.7%)	1719 (100.0%)	504 (29.3%)	1215 (70.7%)	1719 (100.0%)
人口規模	TV・新聞・ラジオ・雑誌等（平成25年度）			モニター制度（平成25年度）					
	実施している	実施していない	合計	実施している	実施していない	合計			
～15,000人	75 (11.9%)	557 (88.1%)	632 (100.0%)	10 (1.6%)	622 (98.4%)	632 (100.0%)			
15,001～50,000人	98 (18.1%)	444 (81.9%)	542 (100.0%)	18 (3.3%)	524 (96.7%)	542 (100.0%)			
50,001～100,000人	75 (27.3%)	200 (72.7%)	275 (100.0%)	9 (3.3%)	266 (96.7%)	275 (100.0%)			
100,001～300,000人	77 (37.4%)	129 (62.6%)	206 (100.0%)	6 (2.9%)	200 (97.1%)	206 (100.0%)			
300,001～500,000人	25 (51.0%)	24 (49.0%)	49 (100.0%)	4 (8.2%)	45 (91.8%)	49 (100.0%)			
500,001人～	8 (53.3%)	7 (46.7%)	15 (100.0%)	3 (20.0%)	12 (80.0%)	15 (100.0%)			
全体	358 (20.8%)	1361 (79.2%)	1719 (100.0%)	50 (2.9%)	1669 (97.1%)	1719 (100.0%)			

〔出所〕 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2-70：人口規模別の広報活動実施状況（平成 26 年度時点）

人口規模	広報誌（平成26年度）			ホームページ（平成26年度）			パンフレット・ポスター（平成26年度）		
	作成している	作成していない	合計	作成している	作成していない	合計	作成している	作成していない	合計
～15,000人	365 (57.8%)	267 (42.2%)	632 (100.0%)	328 (51.9%)	304 (48.1%)	632 (100.0%)	144 (22.8%)	488 (77.2%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	369 (68.2%)	172 (31.8%)	541 (100.0%)	429 (79.3%)	112 (20.7%)	541 (100.0%)	158 (29.2%)	383 (70.8%)	541 (100.0%)
50,001～100,000人	196 (71.3%)	79 (28.7%)	275 (100.0%)	263 (95.6%)	12 (4.4%)	275 (100.0%)	125 (45.5%)	150 (54.5%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	158 (76.7%)	48 (23.3%)	206 (100.0%)	198 (96.1%)	8 (3.9%)	206 (100.0%)	114 (55.3%)	92 (44.7%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	43 (87.8%)	6 (12.2%)	49 (100.0%)	49 (100.0%)	0 (0.0%)	49 (100.0%)	37 (75.5%)	12 (24.5%)	49 (100.0%)
500,001人～	14 (93.3%)	1 (6.7%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)	11 (73.3%)	4 (26.7%)	15 (100.0%)
全体	1145 (66.6%)	573 (33.4%)	1718 (100.0%)	1282 (74.6%)	436 (25.4%)	1718 (100.0%)	589 (34.3%)	1129 (65.7%)	1718 (100.0%)
人口規模	TV・新聞・ラジオ・雑誌等（平成26年度）			モニター制度（平成26年度）					
	実施している	実施していない	合計	実施している	実施していない	合計			
～15,000人	113 (17.9%)	518 (82.1%)	632 (100.0%)	14 (2.2%)	618 (97.8%)	632 (100.0%)			
15,001～50,000人	133 (24.6%)	408 (75.4%)	541 (100.0%)	14 (2.6%)	527 (97.4%)	541 (100.0%)			
50,001～100,000人	78 (28.4%)	197 (71.6%)	275 (100.0%)	7 (2.5%)	268 (97.5%)	275 (100.0%)			
100,001～300,000人	84 (40.8%)	122 (59.2%)	206 (100.0%)	11 (5.3%)	195 (94.7%)	206 (100.0%)			
300,001～500,000人	21 (42.9%)	28 (57.1%)	49 (100.0%)	9 (18.4%)	40 (81.6%)	49 (100.0%)			
500,001人～	5 (33.3%)	10 (66.7%)	15 (100.0%)	3 (20.0%)	12 (80.0%)	15 (100.0%)			
全体	434 (25.3%)	1283 (74.7%)	1718 (100.0%)	58 (3.4%)	1660 (96.6%)	1718 (100.0%)			

[出所] 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2-71：人口規模別の広報活動実施状況（平成 27 年度時点）

人口規模	広報誌（平成27年度）			ホームページ（平成27年度）			パンフレット・ポスター（平成27年度）		
	作成している	作成していない	合計	作成している	作成していない	合計	作成している	作成していない	合計
～15,000人	385 (60.9%)	247 (39.1%)	632 (100.0%)	344 (54.4%)	288 (45.6%)	632 (100.0%)	146 (23.1%)	486 (76.9%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	382 (70.6%)	159 (29.4%)	541 (100.0%)	436 (80.6%)	105 (19.4%)	541 (100.0%)	170 (31.4%)	371 (68.6%)	541 (100.0%)
50,001～100,000人	211 (76.7%)	64 (23.3%)	275 (100.0%)	261 (94.9%)	14 (5.1%)	275 (100.0%)	139 (50.5%)	136 (49.5%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	170 (82.5%)	36 (17.5%)	206 (100.0%)	201 (97.6%)	5 (2.4%)	206 (100.0%)	121 (58.7%)	85 (41.3%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	42 (85.7%)	7 (14.3%)	49 (100.0%)	49 (100.0%)	0 (0.0%)	49 (100.0%)	39 (79.6%)	10 (20.4%)	49 (100.0%)
500,001人～	13 (86.7%)	2 (13.3%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)	10 (66.7%)	5 (33.3%)	15 (100.0%)
全体	1203 (70.0%)	515 (30.0%)	1718 (100.0%)	1306 (76.0%)	412 (24.0%)	1718 (100.0%)	625 (36.4%)	1093 (63.6%)	1718 (100.0%)
人口規模	TV・新聞・ラジオ・雑誌等（平成27年度）			モニター制度（平成27年度）					
	実施している	実施していない	合計	実施している	実施していない	合計			
～15,000人	102 (16.1%)	530 (83.9%)	632 (100.0%)	10 (1.6%)	622 (98.4%)	632 (100.0%)			
15,001～50,000人	129 (23.8%)	412 (76.2%)	541 (100.0%)	16 (3.0%)	525 (97.0%)	541 (100.0%)			
50,001～100,000人	106 (38.5%)	169 (61.5%)	275 (100.0%)	10 (3.6%)	265 (96.4%)	275 (100.0%)			
100,001～300,000人	96 (46.6%)	110 (53.4%)	206 (100.0%)	10 (4.9%)	196 (95.1%)	206 (100.0%)			
300,001～500,000人	34 (69.4%)	15 (30.6%)	49 (100.0%)	6 (12.2%)	43 (87.8%)	49 (100.0%)			
500,001人～	6 (40.0%)	9 (60.0%)	15 (100.0%)	2 (13.3%)	13 (86.7%)	15 (100.0%)			
全体	473 (27.5%)	1245 (72.5%)	1718 (100.0%)	54 (3.1%)	1664 (96.9%)	1718 (100.0%)			

[出所] 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2-72：人口規模別の広報活動実施状況（平成 28 年度時点）

人口規模	広報誌（平成28年度）			ホームページ（平成28年度）			パンフレット・ポスター（平成28年度）		
	作成している	作成していない	合計	作成している	作成していない	合計	作成している	作成していない	合計
～15,000人	403 (63.8%)	229 (36.2%)	632 (100.0%)	359 (56.8%)	273 (43.2%)	632 (100.0%)	170 (26.9%)	462 (73.1%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	385 (71.2%)	156 (28.8%)	541 (100.0%)	451 (83.4%)	90 (16.6%)	541 (100.0%)	182 (33.6%)	359 (66.4%)	541 (100.0%)
50,001～100,000人	211 (76.7%)	64 (23.3%)	275 (100.0%)	264 (96.0%)	11 (4.0%)	275 (100.0%)	135 (49.1%)	140 (50.9%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	164 (79.6%)	42 (20.4%)	206 (100.0%)	201 (97.6%)	5 (2.4%)	206 (100.0%)	123 (59.7%)	83 (40.3%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	43 (87.8%)	6 (12.2%)	49 (100.0%)	49 (100.0%)	0 (0.0%)	49 (100.0%)	40 (81.6%)	9 (18.4%)	49 (100.0%)
500,001人～	13 (86.7%)	2 (13.3%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)	8 (53.3%)	7 (46.7%)	15 (100.0%)
全体	1219 (71.0%)	499 (29.0%)	1718 (100.0%)	1339 (77.9%)	379 (22.1%)	1718 (100.0%)	658 (38.3%)	1060 (61.7%)	1718 (100.0%)
人口規模	TV・新聞・ラジオ・雑誌等（平成28年度）			モニター制度（平成28年度）					
	実施している	実施していない	合計	実施している	実施していない	合計			
～15,000人	120 (19.0%)	512 (81.0%)	632 (100.0%)	11 (1.7%)	621 (98.3%)	632 (100.0%)			
15,001～50,000人	141 (26.1%)	400 (73.9%)	541 (100.0%)	15 (2.8%)	526 (97.2%)	541 (100.0%)			
50,001～100,000人	111 (40.4%)	164 (59.6%)	275 (100.0%)	7 (2.5%)	268 (97.5%)	275 (100.0%)			
100,001～300,000人	91 (44.2%)	115 (55.8%)	206 (100.0%)	7 (3.4%)	199 (96.6%)	206 (100.0%)			
300,001～500,000人	37 (75.5%)	12 (24.5%)	49 (100.0%)	5 (10.2%)	44 (89.8%)	49 (100.0%)			
500,001人～	4 (26.7%)	11 (73.3%)	15 (100.0%)	1 (6.7%)	14 (93.3%)	15 (100.0%)			
全体	504 (29.3%)	1214 (70.7%)	1718 (100.0%)	46 (2.7%)	1672 (97.3%)	1718 (100.0%)			

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

2-8. 教育委員会の広聴活動の変化に関する分析

教育委員会の保護者や地域住民からの広聴活動の変化に関する分析から得られた知見は以下の通りである。

- ・保護者や地域住民の意見、要望、苦情等を教育委員会会議で紹介する回数に関して、人口規模が小さな自治体の方がその回数が多くなる傾向にあった。最も意見、要望、苦情等の照会回数が多かったのは中規模自治体であり、次いで小規模自治体が多かった（以上、表2-73）。

- ・制度改正前後での保護者や地域住民の意見、要望、苦情等の教育委員会での紹介回数の変化に関して、平均値の比較をもとに検討した結果、制度改正後に紹介回数が統計的に有意に増加、あるいは減少したということは観察されなかった（以上、表2-74）。

- ・教育委員会が保護者や地域住民の意見、要望、苦情等を聴取し、意見交換を行う機会の回数に関して、人口300,001～500,000人規模の自治体が最もその回数が多く、次いで人口100,001～300,000人規模の自治体の回数が多かった（以上、表2-75）。

- ・制度改正前後での教育委員会と保護者や地域住民との意見交換回数の変化を平均値の比較をもとに検討した結果、人口500,000人以上の規模の自治体でその回数が統計的に有意に減少した（以上、表2-76）。

- ・保護者や地域住民の意見、要望、苦情等を聴取するための世論調査やアンケート調査等の実施回数に関して、人口規模が大きくなるほど、その実施回数が多くなる傾向にあった。人口300,001～500,000人規模の自治体が最も世論調査、アンケート調査の実施回数が最も多く、次いで人口500,001人以上の規模の自治体の実施回数が多かった（以上、表2-77）。

- ・制度改正前後での世論調査やアンケート調査等の実施回数の変化に関して、平均値の比較をもとに検討した結果、人口100,001～300,000人規模の自治体でその実施回数が統計的に有意に増加した（以上、表2-78）。

表2-73：人口規模別の広聴活動状況（保護者や地域住民の意見等の会議での紹介回数）

人口規模	保護者や地域住民の意見、要望、苦情等を教育委員会会議で紹介する機会の回数				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
～15,000人(N=632)	2.66	2.79	2.72	2.74	2.73
15,001～50,000人(N=541)	3.18	3.25	3.11	3.01	3.14
50,001～100,000人(N=275)	1.93	1.86	1.87	1.64	1.83
100,001～300,000人(N=206)	1.65	1.28	1.67	1.68	1.57
300,001～500,000人(N=49)	0.49	0.76	0.08	0.35	0.42
500,001人～(N=15)	4.00	2.33	2.53	1.87	2.68
全体(N=1718)	2.54	2.54	2.51	2.45	2.51

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—74：制度改正前後での広聴活動状況の平均値比較（保護者や地域住民の意見等の会議での紹介回数）

人口規模	保護者や地域住民の意見、要望、苦情等を教育委員会会議で紹介する 機会の回数				
	制度改正前	制度改正後	平均値の差	自由度	t値
～15,000人 (N=632)	2.72	2.73	-0.01	2572	-0.032
15,001～50,000人 (N=541)	3.23	3.06	0.17	2148	0.773
50,001～100,000人 (N=275)	1.87	1.80	0.07	1075	0.266
100,001～300,000人 (N=206)	1.47	1.58	-0.11	814	-0.436
300,001～500,000人 (N=49)	0.62	0.21	0.41	158.95	1.546
500,001人～ (N=15)	3.28	2.20	1.08	57	0.754
全体 (N=1718)	2.54	2.48	0.06	6872	0.586

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

（注）Levene の等分性の検定を行った上での数値を記している。

表 2—75：人口規模別の広聴活動状況（保護者や地域住民との意見交換回数）

人口規模	保護者や地域住民の意見、要望、苦情等を聴取し、意見交換を 行う機会の回数				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
～15,000人 (N=632)	1.19	1.28	1.23	1.11	1.20
15,001～50,000人 (N=541)	2.13	1.69	1.74	1.52	1.77
50,001～100,000人 (N=275)	3.07	2.40	2.47	1.99	2.48
100,001～300,000人 (N=206)	3.63	4.38	4.12	3.37	3.88
300,001～500,000人 (N=49)	5.00	4.45	4.61	7.16	5.31
500,001人～ (N=15)	4.73	2.60	2.20	1.33	2.72
全体 (N=1718)	2.22	2.06	2.04	1.82	2.04

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—76：制度改正前後での広聴活動状況の平均値比較（保護者や地域住民との意見交換回数）

人口規模	保護者や地域住民の意見、要望、苦情等を聴取し、意見交換を行う機 会の回数				
	制度改正前	制度改正後	平均値の差	自由度	t値
～15,000人 (N=632)	1.24	1.18	0.06	2572	0.427
15,001～50,000人 (N=541)	1.96	1.65	0.31	2080.27	1.537
50,001～100,000人 (N=275)	2.70	2.37	0.33	1075	0.713
100,001～300,000人 (N=206)	3.94	3.58	0.36	814	0.392
300,001～500,000人 (N=49)	4.68	5.90	-1.22	195	-0.651
500,001人～ (N=15)	3.79	1.73	2.06	37.02	1.704 *
全体 (N=1718)	2.14	1.93	0.21	6806.85	1.252

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

（注 1）Levene の等分性の検定を行った上での数値を記している。

（注 2）*は 10%水準での統計的有意差があることを示す。

表 2—77：人口規模別の広聴活動状況（保護者や地域住民への世論調査等の実施回数）

人口規模	保護者や地域住民の意見、要望、苦情等を聴取する世論調査・アンケート調査の実施回数				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
～15,000人 (N=632)	0.12	0.10	0.12	0.14	0.12
15,001～50,000人 (N=541)	0.30	0.24	0.33	0.24	0.28
50,001～100,000人 (N=275)	0.30	0.28	0.39	0.27	0.31
100,001～300,000人 (N=206)	0.40	0.27	0.60	0.56	0.46
300,001～500,000人 (N=49)	1.86	2.41	2.18	2.06	2.13
500,001人～ (N=15)	0.73	2.20	2.40	1.40	1.68
全体 (N=1718)	0.29	0.28	0.36	0.31	0.31

〔出所〕 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—78：制度改正前後での広聴活動状況の平均値比較（保護者や地域住民への世論調査等の実施回数）

人口規模	保護者や地域住民の意見、要望、苦情等を聴取する世論調査・アンケート調査の実施回数				
	制度改正前	制度改正後	平均値の差	自由度	t値
～15,000人 (N=632)	0.11	0.14	-0.03	2518.12	-1.208
15,001～50,000人 (N=541)	0.27	0.30	-0.03	2148	-0.320
50,001～100,000人 (N=275)	0.29	0.30	-0.01	1075	-0.103
100,001～300,000人 (N=206)	0.34	0.57	-0.23	614.29	-1.820 *
300,001～500,000人 (N=49)	2.11	2.12	-0.01	195	-0.011
500,001人～ (N=15)	1.52	1.90	-0.38	57	-0.275
全体 (N=1718)	0.29	0.34	-0.05	6832.10	-1.018

〔出所〕 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

（注 1） Levene の等分性の検定を行った上での数値を記している。

（注 2） *は 10%水準での統計的有意差があることを示す。

2-9. 教育委員会から首長部局への事務委任・補助執行の変化に関する分析

教育委員会から首長部局への事務委任・補助執行に関する変化の分析から得られた知見は以下の通りである。

- ・生涯学習、社会教育、文化（文化財保護を除く）、文化財保護、幼稚園、スポーツ、いずれの施策に関しても人口規模が小さくなるほど、首長部局への事務委任・補助執行がされない傾向にあった。事務委任や補助執行を行っているとは回答した自治体の中では補助執行が相対的に多く行われていた。ただし、文化（文化財保護を除く）とスポーツに関しては地教行法第 23 条に基づく権限移譲を行っている大規模自治体が多かった。

- ・制度改正前後の事務委任・補助執行状況を比較した結果、その割合に大きな変化は見受けられなかった。そのため、教育委員会から首長部局への委任・補助執行に関しては制度改正の影響を大きく受けなかったことが考えられる（以上、表 2—79～表 2—82）。

表 2-79：人口規模別の教育委員会から首長部局への事務委任・補助執行の状況（平成 25 年度時点）

人口規模	生涯学習（平成25年度）				社会教育（平成25年度）				文化（文化財保護を除く）（平成25年度）				
	事務委任あり	補助執行あり	事務委任・ 補助執行なし	合計	事務委任あり	補助執行あり	事務委任・ 補助執行なし	合計	事務委任あり	補助執行あり	事務委任・ 補助執行なし	地教法第23条に 基づく権限移譲	合計
～15,000人	7 (1.1%)	2 (0.3%)	623 (98.6%)	632 (100.0%)	8 (1.3%)	3 (0.5%)	621 (98.3%)	632 (100.0%)	9 (1.4%)	2 (0.3%)	618 (97.8%)	3 (0.5%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	16 (3.0%)	9 (1.7%)	517 (95.4%)	542 (100.0%)	11 (2.0%)	9 (1.7%)	522 (96.3%)	542 (100.0%)	13 (2.4%)	7 (1.3%)	511 (94.3%)	11 (2.0%)	542 (100.0%)
50,001～100,000人	5 (1.8%)	22 (8.0%)	248 (90.2%)	275 (100.0%)	4 (1.5%)	23 (8.4%)	248 (90.2%)	275 (100.0%)	7 (2.5%)	13 (4.7%)	237 (86.2%)	18 (6.5%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	9 (4.4%)	24 (11.8%)	171 (83.8%)	204 (100.0%)	8 (3.9%)	30 (14.6%)	167 (81.5%)	205 (100.0%)	11 (5.3%)	11 (5.3%)	141 (68.4%)	43 (20.9%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	2 (4.1%)	11 (22.4%)	36 (73.5%)	49 (100.0%)	2 (4.1%)	11 (22.4%)	36 (73.5%)	49 (100.0%)	2 (4.1%)	5 (10.2%)	21 (42.9%)	21 (42.9%)	49 (100.0%)
500,001人～	2 (13.3%)	2 (13.3%)	11 (73.3%)	15 (100.0%)	2 (13.3%)	2 (13.3%)	11 (73.3%)	15 (100.0%)	2 (13.3%)	1 (6.7%)	8 (53.3%)	4 (26.7%)	15 (100.0%)
全体	41 (2.4%)	70 (4.1%)	1606 (93.5%)	1717 (100.0%)	35 (2.0%)	78 (4.5%)	1605 (93.4%)	1718 (100.0%)	44 (2.6%)	39 (2.3%)	1536 (89.4%)	100 (5.8%)	1719 (100.0%)
人口規模	文化財保護（平成25年度）				幼稚園（平成25年度）				スポーツ（平成25年度）				
	事務委任あり	補助執行あり	事務委任・ 補助執行なし	合計	事務委任あり	補助執行あり	事務委任・ 補助執行なし	合計	事務委任あり	補助執行あり	事務委任・ 補助執行なし	地教法第23条に 基づく権限移譲	合計
～15,000人	5 (0.8%)	4 (0.6%)	623 (98.6%)	632 (100.0%)	8 (1.3%)	3 (0.5%)	615 (98.2%)	626 (100.0%)	8 (1.3%)	4 (0.6%)	619 (97.9%)	1 (0.2%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	7 (1.3%)	10 (1.8%)	525 (96.9%)	542 (100.0%)	27 (5.0%)	18 (3.4%)	492 (91.6%)	537 (100.0%)	13 (2.4%)	7 (1.3%)	510 (94.1%)	12 (2.2%)	542 (100.0%)
50,001～100,000人	3 (1.1%)	15 (5.5%)	257 (93.5%)	275 (100.0%)	21 (7.7%)	27 (9.9%)	225 (82.4%)	273 (100.0%)	3 (1.1%)	17 (6.2%)	235 (85.5%)	20 (7.3%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	0 (0.0%)	17 (8.3%)	189 (91.7%)	206 (100.0%)	18 (8.9%)	31 (15.3%)	154 (75.9%)	203 (100.0%)	6 (2.9%)	12 (5.8%)	141 (68.4%)	47 (22.8%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	0 (0.0%)	10 (20.4%)	39 (79.6%)	49 (100.0%)	2 (4.2%)	16 (33.3%)	30 (62.5%)	48 (100.0%)	0 (0.0%)	5 (10.2%)	27 (55.1%)	17 (34.7%)	49 (100.0%)
500,001人～	0 (0.0%)	2 (13.3%)	13 (86.7%)	15 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (7.1%)	13 (92.9%)	14 (100.0%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)	8 (53.3%)	5 (33.3%)	15 (100.0%)
全体	15 (0.9%)	58 (3.4%)	1646 (95.8%)	1719 (100.0%)	76 (4.5%)	96 (5.6%)	1529 (89.9%)	1701 (100.0%)	31 (1.8%)	46 (2.7%)	1540 (89.6%)	102 (5.9%)	1719 (100.0%)

[出所] 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—80：人口規模別の教育委員会から首長部局への事務委任・補助執行の状況（平成 26 年度時点）

人口規模	生涯学習（平成26年度）				社会教育（平成26年度）				文化（文化財保護を除く）（平成26年度）				
	事務委任あり	補助執行あり	事務委任・ 補助執行なし	合計	事務委任あり	補助執行あり	事務委任・ 補助執行なし	合計	事務委任あり	補助執行あり	事務委任・ 補助執行なし	地教行法第23条に 基づく権限移譲	合計
～15,000人	8 (1.3%)	4 (0.6%)	617 (98.1%)	629 (100.0%)	9 (1.4%)	4 (0.6%)	615 (97.9%)	628 (100.0%)	8 (1.3%)	5 (0.8%)	612 (97.5%)	3 (0.5%)	628 (100.0%)
15,001～50,000人	21 (3.9%)	11 (2.0%)	505 (94.0%)	537 (100.0%)	15 (2.8%)	12 (2.2%)	511 (95.0%)	538 (100.0%)	14 (2.6%)	8 (1.5%)	503 (93.5%)	13 (2.4%)	538 (100.0%)
50,001～100,000人	6 (2.2%)	23 (8.4%)	245 (89.4%)	274 (100.0%)	4 (1.5%)	23 (8.4%)	248 (90.2%)	275 (100.0%)	5 (1.8%)	19 (6.9%)	229 (83.3%)	22 (8.0%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	13 (6.4%)	23 (11.3%)	167 (82.3%)	203 (100.0%)	11 (5.4%)	33 (16.1%)	161 (78.5%)	205 (100.0%)	11 (5.4%)	10 (4.9%)	134 (65.4%)	50 (24.4%)	205 (100.0%)
300,001～500,000人	3 (6.1%)	10 (20.4%)	36 (73.5%)	49 (100.0%)	3 (6.1%)	11 (22.4%)	35 (71.4%)	49 (100.0%)	3 (6.1%)	4 (8.2%)	20 (40.8%)	22 (44.9%)	49 (100.0%)
500,001人～	2 (13.3%)	2 (13.3%)	11 (73.3%)	15 (100.0%)	2 (13.3%)	2 (13.3%)	11 (73.3%)	15 (100.0%)	2 (13.3%)	1 (6.7%)	7 (46.7%)	5 (33.3%)	15 (100.0%)
全体	53 (3.1%)	73 (4.3%)	1581 (92.6%)	1707 (100.0%)	44 (2.6%)	85 (5.0%)	1581 (92.5%)	1710 (100.0%)	43 (2.5%)	47 (2.7%)	1505 (88.0%)	115 (6.7%)	1710 (100.0%)
人口規模	文化財保護（平成26年度）				幼稚園（平成26年度）				スポーツ（平成26年度）				
	事務委任あり	補助執行あり	事務委任・ 補助執行なし	合計	事務委任あり	補助執行あり	事務委任・ 補助執行なし	合計	事務委任あり	補助執行あり	事務委任・ 補助執行なし	地教行法第23条に 基づく権限移譲	合計
～15,000人	8 (1.3%)	3 (0.5%)	617 (98.2%)	628 (100.0%)	9 (1.5%)	6 (1.0%)	588 (97.5%)	603 (100.0%)	7 (1.1%)	6 (1.0%)	614 (97.8%)	1 (0.2%)	628 (100.0%)
15,001～50,000人	10 (1.9%)	12 (2.2%)	516 (95.9%)	538 (100.0%)	37 (7.0%)	23 (4.3%)	471 (88.7%)	531 (100.0%)	16 (3.0%)	8 (1.5%)	498 (92.6%)	16 (3.0%)	538 (100.0%)
50,001～100,000人	1 (0.4%)	17 (6.2%)	257 (93.5%)	275 (100.0%)	18 (6.6%)	35 (12.9%)	219 (80.5%)	272 (100.0%)	3 (1.1%)	16 (5.8%)	230 (83.6%)	26 (9.5%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	2 (1.0%)	20 (9.7%)	184 (89.3%)	206 (100.0%)	22 (10.9%)	40 (19.9%)	139 (69.2%)	201 (100.0%)	8 (3.9%)	9 (4.4%)	134 (65.0%)	55 (26.7%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	1 (2.0%)	10 (20.4%)	38 (77.6%)	49 (100.0%)	3 (6.4%)	17 (36.2%)	27 (57.4%)	47 (100.0%)	1 (2.0%)	4 (8.2%)	24 (49.0%)	20 (40.8%)	49 (100.0%)
500,001人～	0 (0.0%)	2 (13.3%)	13 (86.7%)	15 (100.0%)	0 (0.0%)	2 (14.3%)	12 (85.7%)	14 (100.0%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)	8 (53.3%)	5 (33.3%)	15 (100.0%)
全体	22 (1.3%)	64 (3.7%)	1625 (95.0%)	1711 (100.0%)	89 (5.3%)	123 (7.4%)	1456 (87.3%)	1668 (100.0%)	36 (2.1%)	44 (2.6%)	1508 (88.1%)	123 (7.2%)	1711 (100.0%)

〔出所〕 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2-81：人口規模別の教育委員会から首長部局への事務委任・補助執行の状況（平成 27 年度時点）

人口規模	生涯学習（平成27年度）				社会教育（平成27年度）				文化（文化財保護を除く）（平成27年度）				
	事務委任あり	補助執行あり	事務委任・ 補助執行なし	合計	事務委任あり	補助執行あり	事務委任・ 補助執行なし	合計	事務委任あり	補助執行あり	事務委任・ 補助執行なし	地教行法第23条に 基づく権限移譲	合計
～15,000人	7 (1.1%)	5 (0.8%)	620 (98.1%)	632 (100.0%)	8 (1.3%)	5 (0.8%)	619 (97.9%)	632 (100.0%)	7 (1.1%)	7 (1.1%)	614 (97.2%)	4 (0.6%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	22 (4.1%)	12 (2.2%)	507 (93.7%)	541 (100.0%)	16 (3.0%)	12 (2.2%)	513 (94.8%)	541 (100.0%)	16 (3.0%)	8 (1.5%)	500 (92.4%)	17 (3.1%)	541 (100.0%)
50,001～100,000人	6 (2.2%)	22 (8.0%)	247 (89.8%)	275 (100.0%)	3 (1.1%)	23 (8.4%)	249 (90.5%)	275 (100.0%)	7 (2.5%)	13 (4.7%)	224 (81.5%)	31 (11.3%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	17 (8.3%)	29 (14.2%)	158 (77.5%)	204 (100.0%)	11 (5.3%)	33 (16.0%)	162 (78.6%)	206 (100.0%)	16 (7.8%)	11 (5.3%)	123 (59.7%)	56 (27.2%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	3 (6.1%)	11 (22.4%)	35 (71.4%)	49 (100.0%)	3 (6.1%)	13 (26.5%)	33 (67.3%)	49 (100.0%)	2 (4.1%)	5 (10.2%)	17 (34.7%)	25 (51.0%)	49 (100.0%)
500,001人～	2 (13.3%)	3 (20.0%)	10 (66.7%)	15 (100.0%)	2 (13.3%)	3 (20.0%)	10 (66.7%)	15 (100.0%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)	7 (46.7%)	6 (40.0%)	15 (100.0%)
全体	57 (3.3%)	82 (4.8%)	1577 (91.9%)	1716 (100.0%)	43 (2.5%)	89 (5.2%)	1586 (92.3%)	1718 (100.0%)	49 (2.9%)	45 (2.6%)	1485 (86.4%)	139 (8.1%)	1718 (100.0%)
人口規模	文化財保護（平成27年度）				幼稚園（平成27年度）				スポーツ（平成27年度）				
	事務委任あり	補助執行あり	事務委任・ 補助執行なし	合計	事務委任あり	補助執行あり	事務委任・ 補助執行なし	合計	事務委任あり	補助執行あり	事務委任・ 補助執行なし	地教行法第23条に 基づく権限移譲	合計
～15,000人	8 (1.3%)	5 (0.8%)	619 (97.9%)	632 (100.0%)	14 (2.3%)	9 (1.5%)	596 (96.3%)	619 (100.0%)	6 (0.9%)	6 (0.9%)	618 (97.8%)	2 (0.3%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	11 (2.0%)	12 (2.2%)	518 (95.7%)	541 (100.0%)	46 (8.6%)	29 (5.4%)	460 (86.0%)	535 (100.0%)	17 (3.1%)	9 (1.7%)	496 (91.7%)	19 (3.5%)	541 (100.0%)
50,001～100,000人	0 (0.0%)	17 (6.2%)	258 (93.8%)	275 (100.0%)	22 (8.0%)	38 (13.9%)	214 (78.1%)	274 (100.0%)	7 (2.5%)	12 (4.4%)	224 (81.5%)	32 (11.6%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	1 (0.5%)	28 (13.6%)	177 (85.9%)	206 (100.0%)	18 (9.0%)	52 (26.0%)	130 (65.0%)	200 (100.0%)	11 (5.3%)	12 (5.8%)	120 (58.3%)	63 (30.6%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	0 (0.0%)	10 (20.4%)	39 (79.6%)	49 (100.0%)	5 (10.4%)	16 (33.3%)	27 (56.3%)	48 (100.0%)	0 (0.0%)	5 (10.2%)	21 (42.9%)	23 (46.9%)	49 (100.0%)
500,001人～	0 (0.0%)	2 (13.3%)	13 (86.7%)	15 (100.0%)	1 (6.7%)	2 (13.3%)	12 (80.0%)	15 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (6.7%)	7 (46.7%)	7 (46.7%)	15 (100.0%)
全体	20 (1.2%)	74 (4.3%)	1624 (94.5%)	1718 (100.0%)	106 (6.3%)	146 (8.6%)	1439 (85.1%)	1691 (100.0%)	41 (2.4%)	45 (2.6%)	1486 (86.5%)	146 (8.5%)	1718 (100.0%)

〔出所〕 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2-82：人口規模別の教育委員会から首長部局への事務委任・補助執行の状況（平成 28 年度時点）

人口規模	生涯学習（平成28年度）				社会教育（平成28年度）				文化（文化財保護を除く）（平成28年度）				
	事務委任あり	補助執行あり	事務委任・ 補助執行なし	合計	事務委任あり	補助執行あり	事務委任・ 補助執行なし	合計	事務委任あり	補助執行あり	事務委任・ 補助執行なし	地教行法第23条に 基づく権限移譲	合計
～15,000人	9 (1.4%)	7 (1.1%)	616 (97.5%)	632 (100.0%)	12 (1.9%)	4 (0.6%)	616 (97.5%)	632 (100.0%)	10 (1.6%)	7 (1.1%)	609 (96.4%)	6 (0.9%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	20 (3.7%)	11 (2.0%)	510 (94.3%)	541 (100.0%)	14 (2.6%)	10 (1.8%)	517 (95.6%)	541 (100.0%)	15 (2.8%)	7 (1.3%)	502 (92.8%)	17 (3.1%)	541 (100.0%)
50,001～100,000人	4 (1.5%)	23 (8.4%)	248 (90.2%)	275 (100.0%)	4 (1.5%)	24 (8.7%)	247 (89.8%)	275 (100.0%)	7 (2.5%)	10 (3.6%)	224 (81.5%)	34 (12.4%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	17 (8.3%)	27 (13.1%)	162 (78.6%)	206 (100.0%)	11 (5.3%)	35 (17.0%)	160 (77.7%)	206 (100.0%)	16 (7.8%)	7 (3.4%)	122 (59.2%)	61 (29.6%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	2 (4.1%)	12 (24.5%)	35 (71.4%)	49 (100.0%)	3 (6.1%)	14 (28.6%)	32 (65.3%)	49 (100.0%)	2 (4.1%)	4 (8.2%)	15 (30.6%)	28 (57.1%)	49 (100.0%)
500,001人～	2 (13.3%)	3 (20.0%)	10 (66.7%)	15 (100.0%)	2 (13.3%)	3 (20.0%)	10 (66.7%)	15 (100.0%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)	8 (53.3%)	5 (33.3%)	15 (100.0%)
全体	54 (3.1%)	83 (4.8%)	1581 (92.0%)	1718 (100.0%)	46 (2.7%)	90 (5.2%)	1582 (92.1%)	1718 (100.0%)	51 (3.0%)	36 (2.1%)	1480 (86.1%)	151 (8.8%)	1718 (100.0%)
人口規模	文化財保護（平成28年度）				幼稚園（平成28年度）				スポーツ（平成28年度）				
	事務委任あり	補助執行あり	事務委任・ 補助執行なし	合計	事務委任あり	補助執行あり	事務委任・ 補助執行なし	合計	事務委任あり	補助執行あり	事務委任・ 補助執行なし	地教行法第23条に 基づく権限移譲	合計
～15,000人	13 (2.1%)	3 (0.5%)	616 (97.5%)	632 (100.0%)	17 (2.8%)	7 (1.1%)	592 (96.1%)	616 (100.0%)	8 (1.3%)	9 (1.4%)	612 (96.8%)	3 (0.5%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	9 (1.7%)	9 (1.7%)	523 (96.7%)	541 (100.0%)	57 (10.6%)	31 (5.8%)	448 (83.6%)	536 (100.0%)	13 (2.4%)	8 (1.5%)	497 (91.9%)	23 (4.3%)	541 (100.0%)
50,001～100,000人	1 (0.4%)	18 (6.5%)	256 (93.1%)	275 (100.0%)	25 (9.1%)	42 (15.3%)	207 (75.5%)	274 (100.0%)	7 (2.5%)	11 (4.0%)	220 (80.0%)	37 (13.5%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	2 (1.0%)	31 (15.0%)	173 (84.0%)	206 (100.0%)	19 (9.4%)	50 (24.6%)	134 (66.0%)	203 (100.0%)	10 (4.9%)	11 (5.3%)	118 (57.3%)	67 (32.5%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	0 (0.0%)	13 (26.5%)	36 (73.5%)	49 (100.0%)	4 (8.3%)	19 (39.6%)	25 (52.1%)	48 (100.0%)	2 (4.1%)	5 (10.2%)	15 (30.6%)	27 (55.1%)	49 (100.0%)
500,001人～	0 (0.0%)	2 (13.3%)	13 (86.7%)	15 (100.0%)	0 (0.0%)	3 (20.0%)	12 (80.0%)	15 (100.0%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)	6 (40.0%)	7 (46.7%)	15 (100.0%)
全体	25 (1.5%)	76 (4.4%)	1617 (94.1%)	1718 (100.0%)	122 (7.2%)	152 (9.0%)	1418 (83.8%)	1692 (100.0%)	41 (2.4%)	45 (2.6%)	1468 (85.4%)	164 (9.5%)	1718 (100.0%)

〔出所〕 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

2-10. 教育委員会活動の点検・評価の変化に関する分析

教育委員会活動の点検・評価活動の変化に関する分析によって、得られた知見は
 ・いずれの人口規模でも、教育委員会活動の点検・評価に関しては「教育委員会独自で実施」と回答した自治体の割合が高かった。これは、全ての調査時点で共通のものである。ただし、その中でも人口規模が大きくなるほど「どちらも行っている」と回答する自治体の割合が多くなる傾向にあった。

・制度改正前後の回答傾向を比較すると、いずれの人口規模の自治体でも、その値に大きな変化が生じていない。そのため、教育委員会の点検・評価活動には制度改正の影響が大きく生じていないと考えられる（以上、表2—83～表2—86）。

表2—83：人口規模別の教育委員会活動に関する点検・評価状況（平成25年度時点）

人口規模	教育委員会の活動についての点検・評価（平成25年度）				合計
	教育委員会独自で実施	地方公共団体の点検・評価の一環	どちらも行っている	点検・評価を行っていない	
～15,000人	490 (77.5%)	69 (10.9%)	24 (3.8%)	49 (7.8%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	424 (78.2%)	59 (10.9%)	37 (6.8%)	22 (4.1%)	542 (100.0%)
50,001～100,000人	204 (74.2%)	40 (14.5%)	29 (10.5%)	2 (0.7%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	166 (80.6%)	22 (10.7%)	18 (8.7%)	0 (0.0%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	36 (73.5%)	5 (10.2%)	8 (16.3%)	0 (0.0%)	49 (100.0%)
500,001人～	12 (80.0%)	0 (0.0%)	3 (20.0%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
全体	1332 (77.5%)	195 (11.3%)	119 (6.9%)	73 (4.2%)	1719 (100.0%)

[出所] 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—84：人口規模別の教育委員会活動に関する点検・評価状況（平成 26 年度時点）

人口規模	教育委員会の活動についての点検・評価（平成26年度）				
	教育委員会独自で実施	地方公共団体の点検・評価の一環	どちらも行っている	点検・評価を行っていない	合計
～15,000人	488 (77.2%)	75 (11.9%)	25 (4.0%)	44 (7.0%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	436 (80.6%)	54 (10.0%)	37 (6.8%)	14 (2.6%)	541 (100.0%)
50,001～100,000人	208 (75.6%)	37 (13.5%)	27 (9.8%)	3 (1.1%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	170 (82.5%)	17 (8.3%)	19 (9.2%)	0 (0.0%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	38 (77.6%)	4 (8.2%)	7 (14.3%)	0 (0.0%)	49 (100.0%)
500,001人～	11 (73.3%)	1 (6.7%)	3 (20.0%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
全体	1351 (78.6%)	188 (10.9%)	118 (6.9%)	61 (3.6%)	1718 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—85：人口規模別の教育委員会活動に関する点検・評価状況（平成 27 年度時点）

人口規模	教育委員会の活動についての点検・評価（平成27年度）				
	教育委員会独自で実施	地方公共団体の点検・評価の一環	どちらも行っている	点検・評価を行っていない	合計
～15,000人	503 (79.6%)	77 (12.2%)	20 (3.2%)	32 (5.1%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	436 (80.6%)	58 (10.7%)	38 (7.0%)	9 (1.7%)	541 (100.0%)
50,001～100,000人	213 (77.5%)	29 (10.5%)	28 (10.2%)	5 (1.8%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	172 (83.5%)	18 (8.7%)	16 (7.8%)	0 (0.0%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	41 (83.7%)	2 (4.1%)	6 (12.2%)	0 (0.0%)	49 (100.0%)
500,001人～	10 (66.7%)	2 (13.3%)	3 (20.0%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
全体	1375 (80.0%)	186 (10.8%)	111 (6.5%)	46 (2.7%)	1718 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—86：人口規模別の教育委員会活動に関する点検・評価状況（平成 28 年度時点）

人口規模	教育委員会の活動についての点検・評価（平成28年度）				
	教育委員会独自で実施	地方公共団体の点検・評価の一環	どちらも行っている	点検・評価を行っていない	合計
～15,000人	509 (80.5%)	73 (11.6%)	24 (3.8%)	26 (4.1%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	439 (81.1%)	53 (9.8%)	37 (6.8%)	12 (2.2%)	541 (100.0%)
50,001～100,000人	214 (77.8%)	32 (11.6%)	28 (10.2%)	1 (0.4%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	174 (84.5%)	15 (7.3%)	17 (8.3%)	0 (0.0%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	41 (83.7%)	2 (4.1%)	6 (12.2%)	0 (0.0%)	49 (100.0%)
500,001人～	11 (73.3%)	0 (0.0%)	4 (26.7%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
全体	1388 (80.8%)	175 (10.2%)	116 (6.8%)	39 (2.3%)	1718 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

2-11. 教育振興基本計画の変化に関する分析

制度改正による教育振興基本計画への影響を分析した結果、得られた知見は以下の通りである。なお、教育振興基本計画の策定状況に関して、平成 25 年度間調査では「策定している」「策定指定いない」と選択肢が 2 つであったが、平成 26 年度間調査以降では「教育の振興が主たる内容」「自治体の総合計画の一部」「両方をもって基本計画とする」と選択肢が 4 つになったことに留意が必要である。

- ・いずれの調査時点でも、人口規模が小さい自治体の方が教育振興基本計画を策定していない傾向にあった。教育振興基本計画を策定している場合、小規模自治体では「自治体の総合計画の一部」とする割合が高く、それ以外の人口規模では「教育の振興が主たる内容」とする割合が高かった。

- ・制度移行前後での教育振興基本計画策定状況の変化に関して、未策定の自治体の割合が制度改正後に減少した。これはいずれの人口規模の自治体にも共通するものであった。制度改正に伴って、教育の大綱を策定する必要が出てきたため、大綱の策定と同時に基本計画も策定したことが背景として考えられる。制度改正によって、地域の実情に応じた内容の教育振興計画が策定されたという点で、その影響が生じていたと考えられる（以上、表 2—87～表 2—90）。

表 2—87：人口規模別の教育振興基本計画策定状況（平成 25 年度時点）

人口規模	教育振興基本計画作成の有無（平成25年度）		
	策定している	策定していない	合計
～15,000人	395 (62.5%)	237 (37.5%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	331 (61.2%)	210 (38.8%)	541 (100.0%)
50,001～100,000人	162 (58.9%)	113 (41.1%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	147 (71.4%)	59 (28.6%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	43 (87.8%)	6 (12.2%)	49 (100.0%)
500,001人～	12 (80.0%)	3 (20.0%)	15 (100.0%)
全体	1090 (63.4%)	628 (36.6%)	1718 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—88：人口規模別の教育振興基本計画策定状況（平成 26 年度時点）

人口規模	教育振興基本計画作成の有無（平成26年度）				合計
	教育の振興が 主たる内容	自治体の総合計 画の一部	両方をもって基 本計画とする	策定して いない	
～15,000人	196 (31.0%)	226 (35.8%)	17 (2.7%)	193 (30.5%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	218 (40.3%)	128 (23.7%)	11 (2.0%)	184 (34.0%)	541 (100.0%)
50,001～100,000人	125 (45.5%)	44 (16.0%)	1 (0.4%)	105 (38.2%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	128 (62.1%)	19 (9.2%)	2 (1.0%)	57 (27.7%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	40 (81.6%)	1 (2.0%)	1 (2.0%)	7 (14.3%)	49 (100.0%)
500,001人～	12 (80.0%)	0 (0.0%)	1 (6.7%)	2 (13.3%)	15 (100.0%)
全体	719 (41.9%)	418 (24.3%)	33 (1.9%)	548 (31.9%)	1718 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—89：人口規模別の教育振興基本計画策定状況（平成 27 年度時点）

人口規模	教育振興基本計画作成の有無（平成27年度）				
	教育の振興が 主たる内容	自治体の総合計 画の一部	両方をもって基 本計画とする	策定して いない	合計
～15,000人	223 (35.4%)	244 (38.7%)	21 (3.3%)	142 (22.5%)	630 (100.0%)
15,001～50,000人	248 (46.0%)	144 (26.7%)	14 (2.6%)	133 (24.7%)	539 (100.0%)
50,001～100,000人	144 (52.4%)	50 (18.2%)	1 (0.4%)	80 (29.1%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	135 (65.9%)	16 (7.8%)	5 (2.4%)	49 (23.9%)	205 (100.0%)
300,001～500,000人	43 (87.8%)	1 (2.0%)	0 (0.0%)	5 (10.2%)	49 (100.0%)
500,001人～	13 (86.7%)	0 (0.0%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)	15 (100.%)
全体	806 (47.1%)	455 (26.6%)	42 (2.5%)	410 (23.9%)	1713 (100.0%)

【出所】文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

表 2—90：人口規模別の教育振興基本計画策定状況（平成 28 年度時点）

人口規模	教育振興基本計画作成の有無（平成28年度）				
	教育の振興が 主たる内容	自治体の総合計 画の一部	両方をもって基 本計画とする	策定して いない	合計
～15,000人	229 (36.2%)	254 (40.2%)	22 (3.5%)	127 (20.1%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	271 (50.1%)	131 (24.2%)	15 (2.8%)	124 (22.9%)	541 (100.0%)
50,001～100,000人	155 (56.4%)	46 (16.7%)	2 (0.7%)	72 (26.2%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	144 (69.9%)	18 (8.7%)	3 (1.5%)	41 (19.9%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	45 (91.8%)	1 (2.0%)	0 (0.0%)	3 (6.1%)	49 (100.0%)
500,001人～	13 (86.7%)	0 (0.0%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)	15 (100.0%)
全体	857 (49.9%)	450 (26.2%)	43 (2.5%)	368 (21.4%)	1718 (100.0%)

【出所】文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

3. まとめ—制度改正後に教育委員会運用の何が変わったか？—

平成 25 年度、平成 26 年度の制度移行前のデータと平成 27 年度、平成 28 年度の制度移行後のデータを比較した結果、以下の 8 点が指摘された。

第 1 に制度改正後の教育委員の属性の変化に関して、教育委員定数に占める保護者委員の割合が人口 300,001～500,000 人規模の自治体で増加し、スポーツ有識者委員の割合が全体的に増加し、さらに人口規模別に検討すると小規模自治体で増加したことである。

第 2 に制度改正後の教育委員を対象とした研修に関して、その合計回数が全国的に減少したこと、さらに人口規模別に検討すると中規模自治体で減少したことである。研修を主催する主体に着目すると、市区町村主催の研修に関しては、制度改正後に小規模自治体でその回数が減少した。

第 3 に制度改正後の教育委員会会議の開催回数に関して、全国的にその開催回数が減少したことである。人口規模別に検討すると、中規模自治体で減少した。会議の開催様式に着目すると、全国的に制度改正後に臨時会開催回数の減少が起こっており、特に中規模自治体、人口 50,001～100,000 人規模自治体でその数が減少した。さらに一会議の平均開催時間に関して、制度改正後に全国的にその短縮が進んだ。人口規模別に一会議の平均開催時間の制度改正後の変化を検討すると、小規模自治体、中規模自治体、人口 50,001～100,001 人規模、人口 100,001～300,000 人規模の自治体で短縮した。

第 4 に教育委員会会議の年間傍聴者総数に関して、特に人口 100,001～300,000 人規模の自治体で、制度改正後の増加があったことである。

第 5 に議事録の作成、公開状況に関して、制度改正後に全国的に詳細な議事録の作成、及び公表が進んだことである。ただし、小規模自治体では制度改正後も詳細な議事録の作成、及び公表が行われない傾向にあった。さらに、議事録の公開方法を検討すると、制度改正後に、小規模自治体、中規模自治体、人口 50,001～100,000 人規模、人口 100,001～300,000 人規模の自治体でホームページ上での公開が進んだ。

第 6 に教育委員会会議の開催上の工夫に関して、土日・祝日の開催回数は制度改正後に全国的に減少し、人口規模別に検討すると、特に小規模自治体、中規模自治体で減少傾向にあったこと、大規模会場での開催に関して、制度改正後に人口 500,001 人以上の規模の自治体で、その開催回数が増加したこと、移動（出張）教育委員会に関して、小規模自治体でその開催回数が減少したことである。

第 7 に教育委員会と教育委員会所管施設との関係について、特に人口 50,001～100,000 人規模の自治体で、制度改正後に教育委員会から学校、及び学校以外への施設への訪問回数、教育委員会と学校、及び学校以外の施設との意見交換回数が減少したことである、一方で、小規模自治体では制度改正後に教育委員会と学校との意見交換回数が増加した。

第 8 に教育委員会と保護者、地域住民との関係について、制度改正後に人口 500,001 人以上規模の自治体で教育委員会と保護者、地域住民との意見交換回数が増加したこと、人

口 100,001～300,000 人規模の自治体で保護者、地域住民の意見、要望、苦情等を把握するための世論調査、アンケート調査等の実施回数が増加したことである。

【付記 1】

本章の執筆にあたっての各執筆者の担当は下記の通りである。

- ・ 廣谷がデータの整備（①自治体コード順への並び替え、②コーディング、③時系列データ化）、全ての分析、原案執筆を担当した。
- ・ 青木がデータ整備の監督、協力、原稿の確認、及び全体の調整を担当した。

【付記 2】

本章の内容は大幅な加筆修正の上、別稿として、研究成果を発信する予定である。

第3章

人口規模に着目した総合教育会議の運用実態

—「新教育委員会制度への移行に関する調査」を用いた分析—

廣谷 貴明

青木 栄一

1. 課題設定—人口規模によって総合教育会議の運用に差はあるか？—

本章の目的は、平成27年4月から施行されている地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、地教行法）のもとに新設された総合教育会議の運用実態について、文部科学省の「新教育委員会制度への移行に関する調査」を時系列的に分析して明らかにすることである。分析に際しては、特に自治体の人口規模に着目し、人口規模によって運用実態に差が見受けられるのかどうかを検証することを目的とする。人口規模に関しては「～15,000人」「15,001～50,000人」「50,000～100,000人」「100,001～300,000人」「300,001～500,000人」「500,001人～」とカテゴライズし、このうち「～15,000人」を小規模自治体、「15,001～50,000人」を中規模自治体とみなし、特にこれらの規模の自治体の運用実態に着目する。なお、同調査は都道府県、政令市も調査対象となっているが、本章では市区町村のみを分析対象とする。

2. 人口規模に着目した新教育委員会制度への移行状況に関する分析

2-1. 教育長に関する分析

まず、新教育長の任命に関しての分析結果を以下に記す。

・新教育長任命のタイミングは自治体の人口規模が小さいほど遅れていた。いずれの調査時点でも、新教育長を任命した割合が最も小さかったのは小規模自治体であり、次いで小さかったのは中規模自治体であった（以上、表3-1～表3-4）。

・新教育長の任命のタイミングが中小規模自治体で他の人口規模の自治体と比較して遅れていたことに関して、新教育長の任命にあたって、旧教育長の任期満了まで任命を待っていたことが背景にあると考えられる。いずれの調査時点でも、新教育長を「旧教育長の任期満了を受け新たに任命」と回答した割合が高かったのは小規模自治体であり、平成27年6月1日時点調査を除いて、次いで高い割合を示していたのは中規模自治体であった（以上、表

3-5～表 3-8)。

・新教育長の任命手続きに関して、いずれの調査時点でも最も高い割合を示したのが「議会において所信表明や質疑はない」という回答であった。次いで高い割合を示したものが「議会での首長に対する質疑のみ」という回答であった。これは各人口規模ともに共通するものである。ただし、平成 27 年 6 月 1 日時点の調査では中規模自治体が「議会での教育長候補者による所信表明のみ」という回答割合が 2 番目に高かった（以上、表 3-9～表 3-12）。

・新教育長の属性に関して、いずれの調査時点でも教育行政経験者や教育職員経験者の割合が高かった。ただし、人口規模別に着目すると、小規模自治体や人口 500,000 人以上の自治体では一般行政経験者の割合が高かった。さらに人口 500,000 以上の自治体では教育職員経験者の割合が低かった（以上、表 3-13）。

・新教育長の経歴に関して、平成 27 年 6 月 1 日時点、平成 27 年 12 月 1 日時点、平成 28 年 9 月時点では小規模自治体のみ新任の新教育長が多く、それ以外の人口規模の自治体では旧教育長であった者を改めて任命していた。平成 29 年 9 月 1 日時点になると、新任と旧教育長であったものを再任する割合は、いずれの人口規模でも同程度であった（表 3-14～表 3-17）。

・新教育長の任命のタイミングと経歴の関係を分析したところ、いずれの人口規模の自治体でも、新教育長の任命に関して「旧教育長の任期満了を受け新たに任命」と回答した自治体は旧教育長であった者を再任し、「旧教育長の辞職を受け新たに任命」と回答した自治体は新任の新教育長を任命する傾向にあった（表 3-18）。

表 3-1：人口規模別の新教育長の任命状況（平成 27 年 6 月 1 日時点）

人口規模	教育長の任命について（平成27年6月1日時点）			
	新教育長を任命した	経過措置により旧教育長が在職	新教育長の教育長職務執行者を首長が指名	合計
～15,000人	97 (15.3%)	524 (82.9%)	11 (1.7%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	103 (19.0%)	435 (80.4%)	3 (0.6%)	541 (100.0%)
50,001～100,000人	61 (22.2%)	212 (77.1%)	2 (0.7%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	57 (27.7%)	149 (72.3%)	0 (0.0%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	11 (22.4%)	38 (77.6%)	0 (0.0%)	49 (100.0%)
500,001人～	4 (26.7%)	11 (73.3%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
全体	333 (19.4%)	1369 (79.7%)	16 (0.9%)	1718 (100.0%)

〔出所〕 文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—2：人口規模別の新教育長の任命状況（平成 27 年 12 月 1 日時点）

人口規模	教育長の任命について（平成27年12月1日時点）			
	新教育長を任命した	経過措置により旧教育長が在職	新教育長の教育長職務執行者を首長が指名	合計
～15,000人	188 (29.7%)	436 (69.0%)	8 (1.3%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	171 (31.6%)	368 (68.0%)	2 (0.4%)	541 (100.0%)
50,001～100,000人	88 (32.0%)	185 (67.3%)	2 (0.7%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	86 (41.7%)	120 (58.3%)	0 (0.0%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	13 (26.5%)	36 (73.5%)	0 (0.0%)	49 (100.0%)
500,001人～	6 (40.0%)	9 (60.0%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
全体	552 (32.1%)	1154 (67.2%)	12 (0.7%)	1718 (100.0%)

〔出所〕 文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—3：人口規模別の新教育長の任命状況（平成 28 年 9 月 1 日時点）

人口規模	教育長の任命について（平成28年9月1日時点）			
	新教育長を任命した	経過措置により旧教育長が在職	新教育長の教育長職務執行者を首長が指名	合計
～15,000人	280 (44.3%)	351 (55.5%)	1 (0.2%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	268 (49.5%)	270 (49.9%)	3 (0.6%)	541 (100.0%)
50,001～100,000人	150 (54.5%)	124 (45.1%)	1 (0.4%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	114 (55.3%)	92 (44.7%)	0 (0.0%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	26 (53.1%)	23 (46.9%)	0 (0.0%)	49 (100.0%)
500,001人～	9 (60.0%)	6 (40.0%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
全体	847 (49.3%)	866 (50.4%)	5 (0.3%)	1718 (100.0%)

〔出所〕 文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—4：人口規模別の新教育長の任命状況（平成 29 年 9 月 1 日時点）

人口規模	教育長の任命について（平成29年9月1日時点）			
	新教育長を任命した	経過措置により旧教育長が在職	新教育長の教育長職務執行者を首長が指名	合計
～15,000人	489 (77.4%)	140 (22.2%)	3 (0.5%)	632 (100.0%)
15,001～50,000人	423 (78.2%)	115 (21.3%)	3 (0.6%)	541 (100.0%)
50,001～100,000人	231 (84.0%)	43 (15.6%)	1 (0.4%)	275 (100.0%)
100,001～300,000人	176 (85.4%)	30 (14.6%)	0 (0.0%)	206 (100.0%)
300,001～500,000人	43 (87.8%)	6 (12.2%)	0 (0.0%)	49 (100.0%)
500,001人～	12 (80.0%)	3 (20.0%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
全体	1374 (80.0%)	337 (19.6%)	7 (0.4%)	1718 (100.0%)

〔出所〕 文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—5：人口規模別の新教育長の任命経緯について（平成 27 年 6 月 1 日時点）

人口規模	教育長の任命経緯について（平成27年6月1日時点）		
	旧教育長の任期満了を受け新たに任命	旧教育長の辞職を受け新たに任命	合計
～15,000人	32 (33.0%)	65 (67.0%)	97 (100.0%)
15,001～50,000人	23 (22.3%)	80 (77.7%)	103 (100.0%)
50,001～100,000人	17 (27.9%)	44 (72.1%)	61 (100.0%)
100,001～300,000人	6 (10.5%)	51 (89.5%)	57 (100.0%)
300,001～500,000人	2 (18.2%)	9 (81.8%)	11 (100.0%)
500,001人～	0 (0.0%)	4 (100.0%)	4 (100.0%)
全体	80 (24.0%)	253 (76.0%)	333 (100.0%)

〔出所〕 文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—6：人口規模別の新教育長の任命経緯について（平成 27 年 12 月 1 日時点）

人口規模	教育長の任命経緯について（平成27年12月1日時点）		
	旧教育長の任期満了を受け新たに任命	旧教育長の辞職を受け新たに任命	合計
～15,000人	95 (50.5%)	93 (49.5%)	188 (100.0%)
15,001～50,000人	73 (42.7%)	98 (57.3%)	171 (100.0%)
50,001～100,000人	29 (33.0%)	59 (67.0%)	88 (100.0%)
100,001～300,000人	24 (27.9%)	62 (72.1%)	86 (100.0%)
300,001～500,000人	2 (15.4%)	11 (84.6%)	13 (100.0%)
500,001人～	0 (0.0%)	6 (100.0%)	6 (100.0%)
全体	223 (40.4%)	329 (59.6%)	552 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—7：人口規模別の新教育長の任命経緯について（平成 28 年 9 月 1 日時点）

人口規模	教育長の任命経緯について（平成28年9月1日時点）		
	旧教育長の任期満了を受け新たに任命	旧教育長の辞職を受け新たに任命	合計
～15,000人	129 (46.1%)	151 (53.9%)	280 (100.0%)
15,001～50,000人	119 (44.4%)	149 (55.6%)	268 (100.0%)
50,001～100,000人	56 (37.3%)	94 (62.7%)	150 (100.0%)
100,001～300,000人	36 (31.6%)	78 (68.4%)	114 (100.0%)
300,001～500,000人	7 (26.9%)	19 (73.1%)	26 (100.0%)
500,001人～	0 (0.0%)	9 (100.0%)	9 (100.0%)
全体	347 (41.0%)	500 (59.0%)	847 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—8：人口規模別の新教育長の任命経緯について（平成 29 年 9 月 1 日時点）

人口規模	教育長の任命経緯について（平成29年9月1日時点）		
	旧教育長の任期満了を受け新たに任命	旧教育長の辞職を受け新たに任命	合計
～15,000人	301 (61.6%)	188 (38.4%)	489 (100.0%)
15,001～50,000人	241 (57.0%)	182 (43.0%)	423 (100.0%)
50,001～100,000人	116 (50.2%)	115 (49.8%)	231 (100.0%)
100,001～300,000人	85 (48.3%)	91 (51.7%)	176 (100.0%)
300,001～500,000人	20 (46.5%)	23 (53.5%)	43 (100.0%)
500,001人～	4 (32.3%)	8 (66.7%)	12 (100.0%)
全体	767 (55.8%)	607 (44.2%)	1374 (100.0%)

〔出所〕 文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—9：人口規模別の新教育長の任命手続きについて（平成 27 年 6 月 1 日時点）

人口規模	教育長の任命手続きについて（平成27年6月1日時点）					合計
	議会での教育長候補者による所信表明、質疑	議会での教育長候補者による所信表明のみ	議会での首長に対する質疑のみ	議会において所信表明や質疑はない	その他	
～15,000人	2 (2.1%)	10 (10.3%)	33 (34.0%)	51 (41.4%)	1 (1.0%)	97 (100.0%)
15,001～50,000人	10 (9.7%)	24 (23.3%)	33 (32.0%)	36 (35.0%)	0 (0.0%)	103 (100.0%)
50,001～100,000人	5 (8.2%)	13 (21.3%)	21 (34.4%)	21 (34.4%)	1 (1.6%)	61 (100.0%)
100,001～300,000人	4 (7.0%)	8 (14.0%)	16 (28.1%)	27 (47.4%)	2 (3.5%)	57 (100.0%)
300,001～500,000人	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (45.5%)	6 (54.5%)	0 (0.0%)	11 (100.0%)
500,001人～	1 (25.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	4 (100.0%)
全体	22 (6.6%)	56 (16.8%)	109 (32.7%)	142 (42.6%)	4 (1.2%)	333 (100.0%)

〔出所〕 文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—10：人口規模別の新教育長の任命手続きについて（平成 27 年 12 月 1 日時点）

人口規模	教育長の任命手続きについて（平成27年12月1日時点）					合計
	議会での教育長候補者による所信表明、質疑	議会での教育長候補者による所信表明のみ	議会での首長に対する質疑のみ	議会において所信表明や質疑はない	その他	
～15,000人	14 (7.4%)	23 (12.2%)	52 (27.7%)	90 (47.9%)	9 (4.8%)	188 (100.0%)
15,001～50,000人	11 (6.4%)	44 (25.7%)	50 (29.2%)	55 (32.2%)	11 (6.4%)	171 (100.0%)
50,001～100,000人	4 (4.6%)	13 (14.9%)	30 (34.5%)	30 (34.5%)	10 (11.5%)	87 (100.0%)
100,001～300,000人	5 (5.8%)	12 (14.0%)	23 (26.7%)	38 (44.2%)	8 (9.3%)	86 (100.0%)
300,001～500,000人	1 (7.7%)	1 (7.7%)	5 (38.5%)	6 (46.2%)	0 (0.0%)	13 (100.0%)
500,001人～	1 (16.7%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)	2 (33.3%)	6 (100.0%)
全体	36 (6.5%)	94 (17.1%)	161 (29.2%)	220 (39.9%)	40 (7.3%)	551 (100.0%)

〔出所〕 文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—11：人口規模別の新教育長の任命手続きについて（平成 28 年 9 月 1 日時点）

人口規模	教育長の任命手続きについて（平成28年9月1日時点）					合計
	議会での教育長候補者による所信表明、質疑	議会での教育長候補者による所信表明のみ	議会での首長に対する質疑のみ	議会において所信表明や質疑はない	その他	
～15,000人	15 (5.4%)	39 (13.9%)	80 (28.6%)	136 (48.6%)	10 (3.6%)	280 (100.0%)
15,001～50,000人	16 (6.0%)	61 (22.8%)	80 (29.9%)	91 (34.0%)	20 (7.5%)	268 (100.0%)
50,001～100,000人	7 (4.7%)	33 (22.0%)	47 (31.3%)	45 (30.0%)	18 (12.0%)	150 (100.0%)
100,001～300,000人	4 (3.5%)	17 (14.9%)	27 (23.7%)	55 (48.2%)	11 (9.6%)	114 (100.0%)
300,001～500,000人	1 (3.8%)	3 (11.5%)	6 (23.1%)	11 (42.3%)	5 (19.2%)	26 (100.0%)
500,001人～	1 (11.1%)	1 (11.1%)	1 (11.1%)	4 (44.4%)	2 (22.2%)	9 (100.0%)
全体	44 (5.2%)	154 (18.2%)	241 (28.5%)	342 (40.4%)	66 (7.8%)	847 (100.0%)

〔出所〕 文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—12：人口規模別の新教育長の任命手続きについて（平成 29 年 9 月 1 日時点）

人口規模	教育長の任命手続きについて（平成29年9月1日時点）					合計
	議会での教育長候補者による所信表明、質疑	議会での教育長候補者による所信表明のみ	議会での首長に対する質疑のみ	議会において所信表明や質疑はない	その他	
～15,000人	29 (5.9%)	70 (14.3%)	132 (27.0%)	237 (48.5%)	21 (4.3%)	489 (100.0%)
15,001～50,000人	24 (5.7%)	86 (20.3%)	136 (32.2%)	143 (33.8%)	34 (8.0%)	423 (100.0%)
50,001～100,000人	17 (7.4%)	51 (22.1%)	64 (27.7%)	69 (29.9%)	30 (13.0%)	231 (100.0%)
100,001～300,000人	7 (4.0%)	33 (18.8%)	40 (22.7%)	71 (40.3%)	25 (14.2%)	176 (100.0%)
300,001～500,000人	2 (4.7%)	9 (20.9%)	8 (18.6%)	16 (37.2%)	8 (18.6%)	43 (100.0%)
500,001人～	0 (0.0%)	3 (25.0%)	2 (16.7%)	2 (16.7%)	5 (41.7%)	12 (100.0%)
全体	79 (5.7%)	252 (18.3%)	382 (27.8%)	538 (39.2%)	123 (9.0%)	1374 (100.0%)

〔出所〕 文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—13：人口規模別の新教育長の属性

人口規模	教育長の属性（平成27年6月1日時点）					教育長の属性（平成27年6月1日時点）					新教育長合計
	教育行政経験者	一般行政経験者	教育職員経験者	その他	新教育長合計	教育行政経験者	一般行政経験者	教育職員経験者	その他		
～15,000人	62 (63.9%)	32 (33.0%)	53 (54.6%)	4 (4.1%)	97 (100.0%)	115 (61.2%)	58 (30.9%)	103 (54.8%)	8 (4.3%)	188 (100.0%)	
15,001～50,000人	78 (75.7%)	16 (15.5%)	79 (76.7%)	1 (1.0%)	103 (100.0%)	122 (71.3%)	29 (17.0%)	130 (76.0%)	2 (1.2%)	171 (100.0%)	
50,001～100,000人	49 (80.3%)	13 (21.3%)	38 (62.3%)	2 (3.3%)	61 (100.0%)	67 (76.1%)	18 (20.5%)	58 (65.9%)	3 (3.4%)	88 (100.0%)	
100,001～300,000人	50 (87.7%)	12 (21.1%)	43 (75.4%)	0 (0.0%)	57 (100.0%)	74 (86.0%)	19 (22.1%)	62 (72.1%)	0 (0.0%)	86 (100.0%)	
300,001～500,000人	11 (100.0%)	4 (36.4%)	8 (72.7%)	0 (0.0%)	11 (100.0%)	11 (84.6%)	5 (38.5%)	9 (69.2%)	0 (0.0%)	13 (100.0%)	
500,001人～	3 (75.0%)	3 (75.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	4 (100.0%)	5 (83.3%)	4 (66.7%)	2 (33.3%)	0 (0.0%)	6 (100.0%)	
全体	253 (76.0%)	80 (24.0%)	222 (66.7%)	7 (2.1%)	333 (100.0%)	394 (71.4%)	133 (24.1%)	364 (65.9%)	13 (2.4%)	552 (100.0%)	
人口規模	教育長の属性（平成28年9月1日時点）					教育長の属性（平成29年9月1日時点）					新教育長合計
	教育行政経験者	一般行政経験者	教育職員経験者	その他	新教育長合計	教育行政経験者	一般行政経験者	教育職員経験者	その他		
～15,000人	155 (55.4%)	86 (30.7%)	155 (55.4%)	9 (3.2%)	280 (100.0%)	290 (59.3%)	158 (32.3%)	274 (56.0%)	17 (3.5%)	489 (100.0%)	
15,001～50,000人	193 (72.0%)	39 (14.6%)	181 (67.5%)	3 (1.1%)	268 (100.0%)	296 (70.0%)	71 (16.8%)	305 (72.1%)	5 (1.2%)	423 (100.0%)	
50,001～100,000人	115 (76.7%)	21 (14.0%)	97 (64.7%)	4 (2.7%)	150 (100.0%)	170 (73.6%)	35 (15.2%)	170 (73.6%)	8 (3.5%)	231 (100.0%)	
100,001～300,000人	97 (85.1%)	21 (18.4%)	62 (54.4%)	0 (0.0%)	114 (100.0%)	145 (82.4%)	38 (21.6%)	110 (62.5%)	2 (1.1%)	176 (100.0%)	
300,001～500,000人	24 (92.3%)	7 (26.9%)	15 (57.7%)	1 (3.8%)	26 (100.0%)	40 (93.0%)	12 (27.9%)	27 (62.8%)	1 (2.3%)	43 (100.0%)	
500,001人～	6 (66.7%)	3 (33.3%)	3 (33.3%)	0 (0.0%)	9 (100.0%)	8 (66.7%)	6 (50.0%)	5 (41.7%)	0 (0.0%)	12 (100.0%)	
全体	590 (69.7%)	177 (20.9%)	513 (60.6%)	17 (2.0%)	847 (100.0%)	949 (69.1%)	320 (23.3%)	891 (64.8%)	33 (2.4%)	1374 (100.0%)	

〔出所〕 文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—14：人口規模別の新教育長の経歴（平成 27 年 6 月 1 日時点）

人口規模	任命された教育長について（平成27年6月1日時点）		
	新任	旧教育長であったものを改めて任命	合計
～15,000人	54 (55.7%)	43 (44.3%)	97 (100.0%)
15,001～50,000人	48 (46.6%)	55 (53.4%)	103 (100.0%)
50,001～100,000人	27 (44.3%)	34 (55.7%)	61 (100.0%)
100,001～300,000人	18 (31.6%)	39 (68.4%)	57 (100.0%)
300,001～500,000人	2 (18.2%)	9 (81.8%)	11 (100.0%)
500,001人～	1 (25.0%)	3 (75.0%)	4 (100.0%)
全体	150 (45.0%)	183 (55.0%)	333 (100.0%)

〔出所〕 文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—15：人口規模別の新教育長の経歴（平成 27 年 12 月 1 日時点）

人口規模	任命された教育長について（平成27年12月1日時点）		
	新任	旧教育長であったものを改めて任命	合計
～15,000人	100 (53.2%)	88 (46.8%)	188 (100.0%)
15,001～50,000人	78 (45.6%)	93 (54.4%)	171 (100.0%)
50,001～100,000人	39 (44.3%)	49 (55.7%)	88 (100.0%)
100,001～300,000人	31 (36.0%)	55 (64.0%)	86 (100.0%)
300,001～500,000人	3 (23.1%)	10 (76.9%)	13 (100.0%)
500,001人～	2 (33.3%)	4 (66.7%)	6 (100.0%)
全体	253 (45.8%)	299 (54.2%)	552 (100.0%)

〔出所〕 文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—16：人口規模別の新教育長の経歴（平成 28 年 9 月 1 日時点）

人口規模	任命された教育長について（平成28年9月1日時点）		
	新任	旧教育長であったものを改めて任命	合計
～15,000人	163 (58.2%)	117 (41.8%)	280 (100.0%)
15,001～50,000人	132 (49.3%)	136 (50.7%)	268 (100.0%)
50,001～100,000人	71 (47.3%)	79 (52.7%)	150 (100.0%)
100,001～300,000人	54 (47.4%)	60 (52.6%)	114 (100.0%)
300,001～500,000人	11 (42.3%)	15 (57.7%)	26 (100.0%)
500,001人～	4 (44.4%)	5 (55.6%)	9 (100.0%)
全体	435 (51.4%)	412 (48.6%)	847 (100.0%)

〔出所〕 文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—17：人口規模別の新教育長の経歴（平成 29 年 9 月 1 日時点）

人口規模	任命された教育長について（平成29年9月1日時点）		
	新任	旧教育長であったものを改めて任命	合計
～15,000人	244 (49.9%)	245 (50.1%)	489 (100.0%)
15,001～50,000人	207 (48.9%)	216 (51.1%)	423 (100.0%)
50,001～100,000人	111 (48.1%)	120 (51.9%)	231 (100.0%)
100,001～300,000人	78 (44.3%)	98 (55.7%)	176 (100.0%)
300,001～500,000人	19 (44.2%)	24 (55.8%)	43 (100.0%)
500,001人～	6 (50.0%)	6 (50.0%)	12 (100.0%)
全体	665 (48.4%)	709 (51.6%)	1374 (100.0%)

〔出所〕 文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—18：新教育長の経歴と任命経緯に関する分析（平成 29 年 9 月 1 日時点）

人口規模	任命経緯	新任	旧教育長であったものを改めて任命	合計
～15,000人 (N=489)	旧教育長の任期満了を受け新たに任命	108 (35.9%)	193 (64.1%)	301 (100.0%)
	旧教育長の辞職を受け新たに任命	136 (72.3%)	52 (27.7%)	188 (100.0%)
15,001～50,000人 (N=423)	旧教育長の任期満了を受け新たに任命	94 (39.0%)	147 (61.0%)	241 (100.0%)
	旧教育長の辞職を受け新たに任命	113 (62.1%)	69 (37.9%)	182 (100.0%)
50,001～100,000人 (N=231)	旧教育長の任期満了を受け新たに任命	44 (37.9%)	72 (62.1%)	116 (100.0%)
	旧教育長の辞職を受け新たに任命	67 (58.3%)	48 (41.7%)	115 (100.0%)
100,001～300,000人 (N=176)	旧教育長の任期満了を受け新たに任命	32 (37.6%)	53 (62.4%)	85 (100.0%)
	旧教育長の辞職を受け新たに任命	46 (50.5%)	45 (49.5%)	91 (100.0%)
300,001～500,000人 (N=43)	旧教育長の任期満了を受け新たに任命	8 (40.0%)	12 (60.0%)	20 (100.0%)
	旧教育長の辞職を受け新たに任命	11 (47.8%)	12 (52.2%)	23 (100.0%)
500,001人～ (N=12)	旧教育長の任期満了を受け新たに任命	2 (50.0%)	2 (50.0%)	4 (100.0%)
	旧教育長の辞職を受け新たに任命	4 (50.0%)	4 (50.0%)	8 (100.0%)
全体 (N=1374)	旧教育長の任期満了を受け新たに任命	288 (37.5%)	479 (62.5%)	767 (100.0%)
	旧教育長の辞職を受け新たに任命	377 (62.1%)	230 (37.9%)	607 (100.0%)

[出所] 文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

2-2. 総合教育会議の運用に関する分析

次に、総合教育会議の運用実態に関する分析結果を下に記す。

・総合教育会議の開催回数を分析した結果、人口規模が大きくなるほど、総合教育会議の会
き回数も多くなることがわかった。平成 29 年 9 月 1 日時点で小規模自治体の最大開催回数
は 14 回、中規模自治体の最大開催回数は 18 回であるのに対して、人口 500,000 人以上の
自治体の最大開催回数は 44 回であった。ただし、人口規模が大きくなるにつれ、標準偏差
の値も大きくなっていることから、自治体間のばらつきが大きいことも示唆された（以上、
表 3-19）。

・総合教育会議の事務局の設置場所について、いずれの調査時点でも、中小規模自治体ほど、
首長から教育委員会事務局に委任したり、補助執行させる傾向にあり、大規模自治体ほど首
長部局が担当する傾向にあることがわかった。小規模自治体では教育委員会事務局に委任
する傾向があり、中規模自治体では教育委員会事務局に補助執行させる傾向がある（以上、
表 3-20～表 3-23）。

・総合教育会議の議事録に関して、人口規模が大きい自治体ほど詳細な議事録を作成し、中
小規模自治体では議事概要を作成していたことがわかった。さらに平成 27 年 12 月 1 日以
降には、会議録を作成しない小規模自治体もあった。ただし、いずれの年度でも詳細な議事
録を作成している小規模自治体の割合は 50%を上回っていた（以上、表 3-24～表 3-27）。

・総合教育会議の会議録の公表状況に関して、人口規模が大きい自治体ほどホームページ上
で閲覧可能な状態になっており、小規模自治体では事務局等において閲覧可能な状態にさ
れていることがわかった。小規模自治体では議事録を平成 29 年 9 月 1 日時点で公表してい
ないと回答した自治体の割合が 17.1%であり、各人口規模の中で最も大きい値であった（以
上、表 3-28～表 3-31）。

・総合教育会議の協議内容に関して、中小規模自治体では「学校等の施設の整備」「幼児教
育・保育のあり方やその連携」「青少年健全育成と生徒指導の連携」「子育て支援」「教材費
や学校図書費の充実」「ICT 環境の整備」「就学援助の充実」「学校への専門人材や支援員の
配置」「学校の統廃合」「少人数教育の推進」「スポーツを通じた健康増進や地域活性化」と
いった具体的な地域の教育の振興を図るための具体的な施策に関する協議が行われる傾向
にあることがわかった。一方で大規模自治体になるほど「その他の施策」「その他の事項」
を協議する傾向にあり、地域の実情に応じた協議がなされていることが推察される。「その
他の施策」の具体例としては「家庭教育支援の充実」「ふるさと教育の推進」「小中連携・一
貫教育」等の内容が含まれていた。「その他の事項」の具体的内容として、「公立校等学校配
置計画について」「新年度予算編成について」「地方版総合戦略ビジョンについて」等の内容
が含まれていた。大綱策定に関する協議や総合教育会議の運営に際する必要事項に関する
協議は人口規模によらず、ほとんどの自治体で行われていた（以上、表 3-32～表 3-35）。

・総合教育会議の開催頻度に関して、全体の開催回数の平均値以上と平均値以下に分類し、

平均以上の頻度で総合教育会議が開かれている自治体ではどのような協議が行われているのかについて検討したところ「幼児教育・保育のあり方やその連携」「福祉部局と連携した総合的な放課後対策」「子育て支援」「ICT環境の整備」「学校への専門人材や支援員の配置」「学校の統廃合」「学力の向上に関する施策」「いじめ防止対策」「地域に開かれた学校づくり」に関する協議が多く行われていることがわかった（以上、表3-36）。

・総合教育会議の協議事項に関する関係者や有識者からの意見聴取実施状況に関して、平成27年6月1日時点では、人口規模によらず全ての自治体で意見聴取が実施されていた。その後、人口規模が大きくなるほど、意見聴取を実施する自治体の割合が減少していった。ただし、平成29年9月1日時点で人口500,000人以上の自治体のうち、86.7%の自治体が意見聴取を実施していたことから、関係者や有識者からの意見聴取が行われにくくなったことを示すものではない（以上、表3-37～表-40）。

・総合教育会議以外での首長と教育委員会が話し合う機会の回数に関して、小規模自治体になるほど、その回数が増えることがわかった。平均値をみると、300,001～500,000人の人口規模自治体が最も高い値を示しているが、標準偏差が他の人口規模自治体と比較して、大きく、開催回数の多い自治体と少ない自治体が混在していることが示唆される。一方で小規模自治体の標準偏差は小さく、全ての自治体で同程度、会議以外での首長と教育委員会の話し合いが行われていると考えられる。ただし、平均値としては1回を下回っている（以上、表3-41）。

・総合教育会議への成果認識に関して、いずれの調査時点、人口規模でも「連携を進めることができた」「従来からの連携を継続させることに資している」と回答した自治体の割合は同程度であった。なお「効果はまだわからない」と回答した自治体は小規模になるほど多かった（以上、表3-42～表3-43）。

表 3—19：人口規模別の総合教育会議開催回数に関する分析

人口規模		総合教育会議の開催回数		
		平成27年12月1日時点	平成28年9月1日時点	平成29年9月1日時点
～15,000人 (N=632)	平均値	1.21	2.06	3.23
	標準偏差	0.848	1.142	1.766
	最小値	0	0	0
	最大値	6	7	14
15,001～50,000人 (N=541)	平均値	1.66	2.78	4.29
	標準偏差	1.071	1.492	2.140
	最小値	0	0	1
	最大値	10	12	18
50,001～100,000人 (N=275)	平均値	1.89	3.35	5.06
	標準偏差	1.047	1.459	2.195
	最小値	0	0	1
	最大値	7	9	13
100,001～300,000人 (N=206)	平均値	2.03	3.59	5.63
	標準偏差	1.153	1.839	2.668
	最小値	0	1	2
	最大値	9	16	23
300,001～500,000人 (N=49)	平均値	2.55	3.84	6.61
	標準偏差	1.826	1.908	5.978
	最小値	0	1	1
	最大値	12	10	44
500,000人～ (N=15)	平均値	2.47	4.20	5.93
	標準偏差	1.826	1.91	5.978
	最小値	0	1.00	1
	最大値	12	10	44
全体 (N=1718)	平均値	1.60	2.73	4.24
	標準偏差	1.093	1.557	2.477
	最小値	0	0	0
	最大値	12	16	44

[出所] 文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—20：人口規模別の総合教育会議事務局の設置場所（平成 27 年 6 月 1 日時点）

人口規模	事務局について（平成27年6月1日時点）			
	首長部局が 担当した	首長から教育 委員会事務局 に委任した	首長から教育 委員会事務局 に補助執行	合計
～15,000人	68 (40.2%)	71 (42.0%)	30 (17.8%)	169 (100.0%)
15,001～50,000人	119 (51.3%)	46 (19.8%)	67 (28.9%)	232 (100.0%)
50,001～100,000人	77 (58.3%)	5 (3.8%)	50 (37.9%)	132 (100.0%)
100,001～300,000人	65 (59.1%)	5 (4.5%)	40 (36.4%)	110 (100.0%)
300,001～500,000人	24 (80.0%)	1 (3.3%)	5 (16.7%)	30 (100.0%)
500,001人～	9 (81.8%)	0 (0.0%)	2 (18.2%)	11 (100.0%)
全体	362 (52.9%)	128 (18.7%)	194 (28.4%)	684 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—21：人口規模別の総合教育会議事務局の設置場所（平成 27 年 12 月 1 日時点）

人口規模	事務局について（平成27年12月1日時点）			
	首長部局が 担当した	首長から教育 委員会事務局 に委任した	首長から教育 委員会事務局 に補助執行	合計
～15,000人	227 (41.3%)	216 (39.3%)	107 (19.5%)	550 (100.0%)
15,001～50,000人	244 (49.3%)	87 (17.6%)	164 (33.1%)	495 (100.0%)
50,001～100,000人	133 (52.6%)	22 (8.7%)	98 (38.7%)	253 (100.0%)
100,001～300,000人	121 (61.1%)	8 (4.0%)	69 (34.8%)	198 (100.0%)
300,001～500,000人	37 (77.1%)	1 (2.1%)	10 (20.8%)	48 (100.0%)
500,001人～	12 (80.0%)	0 (0.0%)	3 (20.0%)	15 (100.0%)
全体	774 (49.6%)	334 (21.4%)	451 (28.9%)	1559 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—22：人口規模別の総合教育会議事務局の設置場所（平成 28 年 9 月 1 日時点）

人口規模	事務局について（平成28年9月1日時点）			
	首長部局が 担当した	首長から教育 委員会事務局 に委任した	首長から教育 委員会事務局 に補助執行	合計
～15,000人	258 (40.7%)	251 (39.6%)	125 (19.7%)	634 (100.0%)
15,001～50,000人	260 (48.8%)	114 (21.4%)	159 (29.8%)	533 (100.0%)
50,001～100,000人	134 (51.1%)	25 (9.5%)	103 (39.3%)	262 (100.0%)
100,001～300,000人	122 (60.1%)	11 (5.4%)	70 (34.5%)	203 (100.0%)
300,001～500,000人	37 (75.5%)	1 (2.0%)	11 (22.4%)	49 (100.0%)
500,001人～	12 (80.0%)	0 (0.0%)	3 (20.0%)	15 (100.0%)
全体	823 (48.5%)	402 (23.7%)	471 (27.8%)	1696 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—23：人口規模別の総合教育会議事務局の設置場所（平成 29 年 9 月 1 日時点）

人口規模	事務局について（平成29年9月1日時点）			
	首長部局が 担当した	首長から教育 委員会事務局 に委任した	首長から教育 委員会事務局 に補助執行	合計
～15,000人	259 (39.8%)	269 (41.4%)	122 (18.8%)	650 (100.0%)
15,001～50,000人	261 (48.8%)	120 (22.4%)	154 (28.8%)	535 (100.0%)
50,001～100,000人	138 (52.5%)	28 (10.6%)	97 (36.9%)	263 (100.0%)
100,001～300,000人	123 (60.6%)	12 (5.9%)	68 (33.5%)	203 (100.0%)
300,001～500,000人	37 (75.5%)	2 (4.1%)	10 (20.4%)	49 (100.0%)
500,001人～	11 (73.3%)	1 (6.7%)	3 (20.0%)	15 (100.0%)
全体	829 (48.3%)	432 (25.2%)	454 (26.5%)	1715 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—24：人口規模別の総合教育会議議事録の作成状況（平成 27 年 6 月 1 日時点）

人口規模	議事録の作成状況（平成27年6月1日時点）			
	詳細な議事録	議事概要	作成していない	合計
～15,000人	89 (52.7%)	80 (47.3%)	0 (0.0%)	169 (100.0%)
15,001～50,000人	141 (60.8%)	91 (39.2%)	0 (0.0%)	232 (100.0%)
50,001～100,000人	90 (68.2%)	42 (31.8%)	0 (0.0%)	132 (100.0%)
100,001～300,000人	77 (70.0%)	33 (30.0%)	0 (0.0%)	110 (100.0%)
300,001～500,000人	26 (86.7%)	4 (13.3%)	0 (0.0%)	30 (100.0%)
500,001人～	10 (90.9%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	11 (100.0%)
全体	433 (63.3%)	251 (36.7%)	0 (0.0%)	684 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—25：人口規模別の総合教育会議議事録の作成状況（平成 27 年 12 月 1 日時点）

人口規模	議事録の作成状況（平成27年12月1日時点）			
	詳細な議事録	議事概要	作成していない	合計
～15,000人	287 (52.2%)	260 (47.3%)	3 (0.5%)	550 (100.0%)
15,001～50,000人	320 (64.6%)	173 (34.9%)	2 (0.4%)	495 (100.0%)
50,001～100,000人	190 (75.1%)	63 (24.9%)	0 (0.0%)	253 (100.0%)
100,001～300,000人	153 (77.3%)	45 (22.7%)	0 (0.0%)	198 (100.0%)
300,001～500,000人	39 (81.3%)	9 (18.8%)	0 (0.0%)	48 (100.0%)
500,001人～	12 (80.0%)	3 (20.0%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
全体	1001 (64.2%)	553 (35.5%)	5 (0.3%)	1559 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—26：人口規模別の総合教育会議議事録の作成状況（平成 28 年 9 月 1 日時点）

人口規模	議事録の作成状況（平成28年9月1日時点）			
	詳細な議事録	議事概要	作成していない	合計
～15,000人	340 (53.6%)	285 (45.0%)	9 (1.4%)	634 (100.0%)
15,001～50,000人	342 (64.2%)	186 (34.9%)	5 (0.9%)	533 (100.0%)
50,001～100,000人	201 (76.7%)	61 (23.3%)	0 (0.0%)	262 (100.0%)
100,001～300,000人	156 (76.8%)	46 (22.7%)	0 (0.0%)	203 (100.0%)
300,001～500,000人	42 (85.7%)	7 (14.3%)	0 (0.0%)	49 (100.0%)
500,001人～	14 (93.3%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
全体	1095 (64.6%)	586 (34.6%)	15 (0.9%)	1696 (100.0%)

〔出所〕 文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—27：人口規模別の総合教育会議議事録の作成状況（平成 29 年 9 月 1 日時点）

人口規模	議事録の作成状況（平成29年9月1日時点）			
	詳細な議事録	議事概要	作成していない	合計
～15,000人	350 (53.8%)	285 (43.8%)	15 (2.3%)	650 (100.0%)
15,001～50,000人	341 (63.7%)	192 (35.9%)	2 (0.4%)	535 (100.0%)
50,001～100,000人	199 (75.7%)	63 (24.0%)	1 (0.4%)	263 (100.0%)
100,001～300,000人	166 (81.8%)	37 (18.2%)	0 (0.0%)	203 (100.0%)
300,001～500,000人	42 (85.7%)	7 (14.3%)	0 (0.0%)	49 (100.0%)
500,001人～	14 (93.3%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
全体	1112 (64.8%)	585 (34.1%)	18 (1.0%)	1715 (100.0%)

〔出所〕 文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—28：人口規模別の総合教育会議議事録の公表状況（平成 27 年 6 月 1 日時点）

人口規模	議事録の公表状況（平成27年6月1日時点）			
	ホームペー ジに公表	事務局等にお いて閲覧可能	公表していな い	合計
～15,000人	68 (40.2%)	97 (57.4%)	4 (2.4%)	169 (100.0%)
15,001～50,000人	177 (76.3%)	53 (22.8%)	2 (0.9%)	232 (100.0%)
50,001～100,000人	127 (96.2%)	4 (3.0%)	1 (0.8%)	132 (100.0%)
100,001～300,000人	104 (94.5%)	6 (5.5%)	0 (0.0%)	110 (100.0%)
300,001～500,000人	29 (96.7%)	1 (3.3%)	0 (0.0%)	30 (100.0%)
500,001人～	11 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (100.0%)
全体	516 (75.4%)	161 (23.5%)	7 (1.0%)	684 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—29：人口規模別の総合教育会議議事録の公表状況（平成 27 年 12 月 1 日時点）

人口規模	議事録の公表状況（平成27年12月1日時点）			
	ホームペー ジに公表	事務局等にお いて閲覧可能	公表していな い	合計
～15,000人	214 (38.9%)	293 (53.3%)	43 (7.8%)	550 (100.0%)
15,001～50,000人	370 (74.7%)	110 (22.2%)	15 (3.0%)	495 (100.0%)
50,001～100,000人	237 (93.7%)	14 (5.5%)	2 (0.8%)	253 (100.0%)
100,001～300,000人	193 (97.5%)	5 (2.5%)	0 (0.0%)	198 (100.0%)
300,001～500,000人	48 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	48 (100.0%)
500,001人～	15 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
全体	1077 (69.1%)	422 (27.1%)	60 (3.8%)	1559 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—30：人口規模別の総合教育会議議事録の公表状況（平成 28 年 9 月 1 日時点）

人口規模	議事録の公表状況（平成28年9月1日時点）			
	ホームペー ジに公表	事務局等にお いて閲覧可能	公表していな い	合計
～15,000人	216 (34.1%)	325 (51.3%)	93 (14.7%)	634 (100.0%)
15,001～50,000人	381 (71.5%)	123 (23.1%)	29 (5.4%)	533 (100.0%)
50,001～100,000人	247 (94.3%)	12 (4.6%)	3 (1.1%)	262 (100.0%)
100,001～300,000人	192 (94.6%)	8 (3.9%)	3 (1.5%)	203 (100.0%)
300,001～500,000人	49 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	49 (100.0%)
500,001人～	15 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
全体	1100 (64.9%)	468 (27.6%)	128 (7.5%)	1696 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—31：人口規模別の総合教育会議議事録の公表状況（平成 29 年 9 月 1 日時点）

人口規模	議事録の公表状況（平成29年9月1日時点）			
	ホームペー ジに公表	事務局等にお いて閲覧可能	公表していな い	合計
～15,000人	213 (32.8%)	326 (50.2%)	111 (17.1%)	650 (100.0%)
15,001～50,000人	384 (71.8%)	120 (22.4%)	31 (5.8%)	535 (100.0%)
50,001～100,000人	249 (94.7%)	13 (4.9%)	1 (0.4%)	263 (100.0%)
100,001～300,000人	195 (96.1%)	6 (3.0%)	2 (1.0%)	203 (100.0%)
300,001～500,000人	49 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	49 (100.0%)
500,001人～	15 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
全体	1105 (64.4%)	465 (27.1%)	145 (8.5%)	1715 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—32：人口規模別の総合教育会議の協議内容（平成 27 年 6 月 1 日時点）

人口規模	総合教育会議の協議内容について（平成27年6月1日時点）												
	大綱の策定に関する協議	学校等の施設の整備	教職員の定数の確保	幼児教育・保育のあり方やその連携	青少年健全育成と生徒指導の連携	居所不明の児童生徒への対応	福祉部局と連携した総合的な放課後対策	子育て支援	教材費や学校図書費の充実	ICT環境の整備	就学援助の充実	学校への専門人材や支援員の配置	
～15,000人	159 (94.1%)	37 (21.9%)	9 (5.3%)	35 (20.7%)	20 (11.8%)	0 (0.0%)	10 (5.9%)	39 (23.1%)	12 (7.1%)	15 (8.9%)	14 (8.3%)	21 (12.4%)	
15,001～50,000人	214 (92.2%)	35 (15.1%)	2 (0.9%)	24 (10.3%)	28 (12.1%)	0 (0.0%)	9 (3.9%)	20 (8.6%)	8 (3.4%)	14 (6.0%)	9 (3.9%)	13 (5.6%)	
50,001～100,000人	123 (93.2%)	9 (6.8%)	0 (0.0%)	4 (3.0%)	7 (5.3%)	0 (0.0%)	2 (1.5%)	5 (3.8%)	1 (0.8%)	4 (3.0%)	0 (0.0%)	2 (1.5%)	
100,001～300,000人	99 (90.0%)	11 (10.0%)	3 (2.7%)	0 (0.0%)	5 (4.5%)	0 (0.0%)	3 (2.7%)	6 (5.5%)	4 (3.6%)	5 (4.5%)	3 (2.7%)	7 (6.4%)	
300,001～500,000人	28 (93.3%)	1 (3.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.3%)	
500,001人～	11 (100.0%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
全体	634 (92.7%)	94 (13.7%)	14 (2.0%)	63 (9.2%)	61 (8.9%)	0 (0.0%)	24 (3.5%)	70 (10.2%)	25 (3.7%)	39 (5.7%)	26 (3.8%)	44 (6.4%)	
人口規模	総合教育会議の協議内容について（平成27年6月1日時点）												
	学校の統廃合	少人数教育の推進	学力の向上に関する施策	いじめ防止対策	地域に開かれた学校づくり	スポーツを通じた健康増進や地域活性化	学校における防災対策や災害発生時の対応方針	その他の施策	児童、生徒等の生命や身体に現に被害が生じる等、緊急に講ずべき措置	総合教育会議の運営に関し、必要な事項	その他の事項	総合教育会議を開催した自治体数	
～15,000人	26 (15.4%)	18 (10.7%)	41 (24.3%)	30 (17.8%)	5 (3.0%)	15 (8.9%)	17 (10.1%)	0 (0.0%)	142 (84.0%)	26 (15.4%)	169 (100.0%)		
15,001～50,000人	37 (15.9%)	11 (4.7%)	36 (15.5%)	33 (14.2%)	9 (3.9%)	18 (7.8%)	28 (12.1%)	0 (0.0%)	207 (89.2%)	35 (15.1%)	232 (100.0%)		
50,001～100,000人	7 (5.3%)	2 (1.5%)	9 (6.8%)	11 (8.3%)	2 (1.5%)	3 (2.3%)	8 (6.1%)	0 (0.0%)	121 (91.7%)	27 (20.5%)	132 (100.0%)		
100,001～300,000人	7 (6.4%)	3 (2.7%)	10 (9.1%)	7 (6.4%)	3 (2.7%)	4 (3.6%)	17 (15.5%)	1 (0.9%)	107 (97.3%)	18 (16.4%)	110 (100.0%)		
300,001～500,000人	1 (3.3%)	0 (0.0%)	4 (13.3%)	2 (6.7%)	2 (6.7%)	0 (0.0%)	4 (13.3%)	0 (0.0%)	30 (100.0%)	9 (30.0%)	30 (100.0%)		
500,001人～	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (18.2%)	0 (0.0%)	11 (100.0%)	5 (45.5%)	11 (100.0%)		
全体	78 (11.4%)	34 (5.0%)	100 (14.6%)	83 (12.1%)	21 (3.1%)	40 (5.8%)	76 (11.1%)	1 (0.1%)	618 (90.4%)	120 (17.5%)	684 (100.0%)		

〔出所〕 文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—33：人口規模別の総合教育会議の協議内容（平成 27 年 12 月 1 日時点）

人口規模	総合教育会議の協議内容について（平成27年12月1日時点）											
	大綱の策定に関する協議	学校等の施設の整備	教職員の定数の確保	幼児教育・保育のあり方やその連携	青少年健全育成と生徒指導の連携	居所不明の児童生徒への対応	福祉部局と連携した総合的な放課後対策	子育て支援	教材費や学校図書費の充実	ICT環境の整備	就学援助の充実	学校への専門人材や支援員の配置
～15,000人	527 (95.8%)	182 (33.1%)	46 (8.4%)	118 (21.5%)	89 (16.2%)	7 (1.3%)	58 (10.5%)	134 (24.4%)	72 (13.1%)	102 (18.5%)	68 (12.4%)	103 (18.7%)
15,001～50,000人	479 (96.8%)	131 (26.5%)	18 (3.6%)	71 (14.3%)	63 (12.7%)	2 (0.4%)	36 (7.3%)	81 (16.4%)	33 (6.7%)	78 (15.8%)	28 (5.7%)	76 (15.4%)
50,001～100,000人	249 (98.4%)	45 (17.8%)	4 (1.6%)	26 (10.3%)	18 (7.1%)	2 (0.8%)	16 (6.3%)	23 (9.1%)	10 (4.0%)	28 (11.1%)	8 (3.2%)	24 (9.5%)
100,001～300,000人	193 (97.5%)	38 (19.2%)	7 (3.5%)	8 (4.0%)	13 (6.6%)	2 (1.0%)	15 (7.6%)	16 (8.1%)	6 (3.0%)	20 (10.1%)	6 (3.0%)	26 (13.1%)
300,001～500,000人	47 (97.9%)	4 (8.3%)	3 (6.3%)	1 (2.1%)	5 (10.4%)	0 (0.0%)	4 (8.3%)	2 (4.2%)	2 (4.2%)	2 (4.2%)	0 (0.0%)	7 (14.6%)
500,001人～	15 (100.0%)	2 (13.3%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)	2 (13.3%)
全体	1510 (96.9%)	402 (25.8%)	79 (5.1%)	225 (14.4%)	188 (12.1%)	13 (0.8%)	130 (8.3%)	256 (16.4%)	123 (7.9%)	231 (14.8%)	110 (7.1%)	238 (15.3%)
人口規模	総合教育会議の協議内容について（平成27年12月1日時点）											
	学校の統廃合	少人数教育の推進	学力の向上に関する施策	いじめ防止対策	地域に開かれた学校づくり	スポーツを通じた健康増進や地域活性化	学校における防災対策や災害発生時の対応方針	その他の施策	児童、生徒等の生命や身体に現に被害が生じる等、緊急に講ずべき措置	総合教育会議の運営に関し、必要な事項	その他の事項	総合教育会議を開催した自治体数
～15,000人	103 (18.7%)	69 (12.5%)	187 (340%)	152 (27.6%)	65 (11.8%)	91 (16.5%)	95 (17.3%)	46 (8.4%)	436 (79.3%)	40 (7.3%)	550 (100.0%)	
15,001～50,000人	87 (17.6%)	26 (5.3%)	130 (26.3%)	105 (21.2%)	48 (9.7%)	62 (12.5%)	99 (20.0%)	30 (6.1%)	418 (84.4%)	46 (9.3%)	495 (100.0%)	
50,001～100,000人	28 (11.1%)	6 (2.4%)	44 (17.4%)	48 (19.0%)	16 (6.3%)	21 (8.3%)	69 (27.3%)	12 (4.7%)	221 (87.4%)	40 (15.8%)	253 (100.0%)	
100,001～300,000人	17 (8.6%)	10 (5.1%)	44 (22.2%)	30 (15.2%)	21 (10.6%)	17 (8.6%)	64 (32.3%)	6 (3.0%)	184 (92.9%)	24 (12.2%)	197 (100.0%)	
300,001～500,000人	3 (6.3%)	3 (6.3%)	11 (22.9%)	11 (22.9%)	5 (10.4%)	3 (6.3%)	19 (39.6%)	3 (6.3%)	48 (100.0%)	5 (10.4%)	48 (100.0%)	
500,001人～	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (20.0%)	2 (13.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (26.7%)	2 (13.3%)	15 (100.0%)	4 (26.7%)	15 (100.0%)	
全体	238 (15.3%)	114 (7.3%)	419 (26.9%)	348 (22.3%)	155 (9.9%)	194 (12.4%)	350 (22.5%)	99 (6.4%)	1322 (84.8%)	159 (10.2%)	1558 (100.0%)	

〔出所〕文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—34：人口規模別の総合教育会議の協議内容（平成 28 年 9 月 1 日時点）

人口規模	総合教育会議の協議内容について（平成28年9月1日時点）											
	大綱の策定に関する協議	学校等の施設の整備	教職員の定数の確保	幼児教育・保育のあり方やその連携	青少年健全育成と生徒指導の連携	居所不明の児童生徒への対応	福祉部局と連携した総合的な放課後対策	子育て支援	教材費や学校図書費の充実	ICT環境の整備	就学援助の充実	学校への専門人材や支援員の配置
～15,000人	629 (99.2%)	292 (46.1%)	56 (8.8%)	167 (26.3%)	123 (19.4%)	10 (1.6%)	76 (12.0%)	201 (31.7%)	122 (19.2%)	171 (27.0%)	98 (15.5%)	141 (22.2%)
15,001～50,000人	532 (99.8%)	200 (37.5%)	34 (6.4%)	94 (17.6%)	88 (16.5%)	2 (0.4%)	53 (9.9%)	105 (19.7%)	47 (8.8%)	105 (19.7%)	47 (8.8%)	109 (20.5%)
50,001～100,000人	262 (100.0%)	69 (26.3%)	6 (2.3%)	37 (14.1%)	20 (7.6%)	2 (0.8%)	23 (8.8%)	33 (12.6%)	15 (5.7%)	39 (14.9%)	9 (3.4%)	33 (12.6%)
100,001～300,000人	202 (99.5%)	53 (26.1%)	5 (2.5%)	15 (7.4%)	22 (10.8%)	2 (1.0%)	22 (10.8%)	22 (10.8%)	11 (5.4%)	31 (15.3%)	8 (3.9%)	36 (17.7%)
300,001～500,000人	49 (100.0%)	8 (16.3%)	4 (8.2%)	5 (10.2%)	3 (6.1%)	0 (0.0%)	4 (8.2%)	3 (6.1%)	2 (4.1%)	6 (12.2%)	0 (0.0%)	8 (16.3%)
500,001人～	15 (100.0%)	2 (13.3%)	1 (6.7%)	2 (13.3%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)	2 (13.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (20.0%)	0 (0.0%)	1 (6.7%)
全体	1689 (99.6%)	624 (36.8%)	106 (6.3%)	320 (18.9%)	257 (15.2%)	16 (0.9%)	180 (10.6%)	364 (21.5%)	197 (11.6%)	355 (20.9%)	162 (9.6%)	328 (19.3%)
人口規模	総合教育会議の協議内容について（平成28年9月1日時点）											
	学校の統廃合	少人数教育の推進	学力の向上に関する施策	いじめ防止対策	地域に開かれた学校づくり	スポーツを通じた健康増進や地域活性化	学校における防災対策や災害発生時の対応方針	その他の施策	児童、生徒等の生命や身体に現に被害が生じる等、緊急に講ずべき措置	総合教育会議の運営に関し、必要な事項	その他の事項	総合教育会議を開催した自治体数
～15,000人	141 (22.2%)	101 (15.9%)	259 (40.9%)	196 (30.9%)	116 (18.3%)	127 (20.0%)	60 (9.5%)	125 (19.7%)	51 (8.0%)	434 (68.5%)	43 (6.8%)	634 (100.0%)
15,001～50,000人	131 (24.6%)	35 (6.6%)	177 (33.2%)	167 (31.3%)	66 (12.4%)	93 (17.4%)	37 (6.9%)	148 (27.8%)	33 (6.2%)	401 (75.2%)	54 (10.1%)	533 (100.0%)
50,001～100,000人	47 (17.9%)	12 (4.6%)	67 (25.6%)	67 (25.6%)	28 (10.7%)	22 (8.4%)	4 (1.5%)	112 (42.7%)	15 (5.7%)	211 (80.5%)	58 (22.1%)	262 (100.0%)
100,001～300,000人	23 (11.3%)	9 (4.4%)	65 (32.0%)	44 (21.7%)	32 (15.8%)	22 (10.8%)	7 (3.4%)	101 (49.8%)	8 (3.9%)	183 (90.1%)	36 (17.7%)	203 (100.0%)
300,001～500,000人	3 (6.1%)	3 (6.1%)	17 (34.7%)	16 (32.7%)	9 (18.4%)	2 (4.1%)	0 (0.0%)	22 (44.9%)	3 (6.1%)	42 (85.7%)	12 (24.5%)	49 (100.0%)
500,001人～	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (26.7%)	4 (26.7%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)	5 (33.3%)	4 (26.7%)	14 (92.3%)	4 (26.7%)	15 (100.0%)
全体	345 (20.3%)	160 (9.4%)	589 (34.7%)	494 (29.1%)	252 (14.9%)	267 (15.7%)	108 (6.4%)	513 (30.2%)	114 (6.7%)	1285 (75.8%)	207 (12.2%)	1696 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—35：人口規模別の総合教育会議の協議内容（平成 29 年 9 月 1 日時点）

人口規模	総合教育会議の協議内容について（平成29年9月1日時点）											
	大綱の策定に関する協議	学校等の施設の整備	教職員の定数の確保	幼児教育・保育のあり方やその連携	青少年健全育成と生徒指導の連携	居所不明の児童生徒への対応	福祉部局と連携した総合的な放課後対策	子育て支援	教材費や学校図書費の充実	ICT環境の整備	就学援助の充実	学校への専門人材や支援員の配置
～15,000人	620 (95.4%)	366 (56.3%)	79 (12.2%)	207 (31.8%)	162 (24.9%)	9 (1.4%)	91 (14.0%)	250 (38.5%)	149 (22.9%)	227 (34.9%)	125 (19.2%)	174 (26.8%)
15,001～50,000人	517 (96.6%)	235 (43.9%)	41 (7.7%)	130 (24.3%)	93 (17.4%)	3 (0.6%)	69 (12.9%)	138 (25.8%)	75 (14.0%)	149 (27.9%)	62 (11.6%)	127 (23.7%)
50,001～100,000人	254 (96.6%)	92 (35.0%)	7 (2.7%)	48 (18.3%)	24 (9.1%)	1 (0.4%)	27 (10.3%)	39 (14.8%)	16 (6.1%)	64 (24.3%)	12 (4.6%)	49 (18.6%)
100,001～300,000人	202 (95.5%)	61 (30.0%)	5 (2.5%)	25 (12.3%)	24 (11.8%)	1 (0.5%)	40 (19.7%)	38 (18.7%)	19 (9.4%)	48 (23.6%)	19 (9.4%)	53 (26.1%)
300,001～500,000人	48 (98.0%)	9 (18.4%)	3 (6.1%)	9 (18.4%)	4 (8.2%)	2 (4.1%)	6 (12.2%)	8 (16.3%)	5 (10.2%)	10 (20.4%)	3 (6.1%)	11 (22.4%)
500,001人～	15 (100.0%)	5 (33.3%)	1 (6.7%)	2 (13.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (6.7%)	2 (13.3%)	1 (6.7%)	4 (26.7%)	0 (0.0%)	4 (26.7%)
全体	1656 (96.6%)	768 (44.8%)	136 (7.9%)	421 (24.5%)	307 (17.9%)	16 (0.9%)	234 (13.6%)	475 (27.7%)	265 (15.5%)	502 (29.3%)	221 (12.9%)	418 (24.4%)
人口規模	総合教育会議の協議内容について（平成29年9月1日時点）											
	学校の統廃合	少人数教育の推進	学力の向上に関する施策	いじめ防止対策	地域に開かれた学校づくり	スポーツを通じた健康増進や地域活性化	学校における防災対策や災害発生時の対応方針	その他の施策	児童、生徒等の生命や身体に現に被害が生じる等、緊急に講ずべき措置	総合教育会議の運営に関し、必要な事項	その他の事項	総合教育会議を開催した自治体数
～15,000人	162 (25.0%)	122 (18.8%)	319 (49.1%)	255 (39.2%)	168 (25.8%)	164 (25.2%)	90 (13.8%)	140 (21.5%)	47 (7.2%)	422 (64.9%)	68 (10.5%)	650 (100.0%)
15,001～50,000人	158 (29.5%)	49 (9.2%)	235 (43.9%)	211 (39.4%)	104 (19.4%)	102 (19.1%)	52 (9.7%)	194 (36.3%)	35 (6.5%)	387 (72.3%)	89 (16.6%)	535 (100.0%)
50,001～100,000人	60 (22.8%)	12 (4.6%)	101 (38.4%)	92 (35.0%)	47 (17.9%)	30 (11.4%)	8 (3.0%)	140 (53.2%)	19 (7.2%)	201 (76.4%)	69 (26.2%)	263 (100.0%)
100,001～300,000人	32 (15.8%)	13 (6.4%)	81 (39.9%)	74 (36.5%)	51 (25.1%)	34 (16.7%)	13 (6.4%)	127 (62.6%)	18 (8.9%)	179 (88.2%)	53 (26.1%)	203 (100.0%)
300,001～500,000人	3 (6.1%)	3 (6.1%)	22 (44.9%)	23 (46.9%)	12 (24.5%)	3 (6.1%)	0 (0.0%)	28 (57.1%)	6 (12.2%)	42 (85.7%)	16 (32.7%)	49 (100.0%)
500,001人～	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (40.0%)	4 (26.7%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)	9 (60.0%)	5 (33.3%)	14 (93.3%)	5 (33.3%)	15 (100.0%)
全体	415 (24.2%)	199 (11.6%)	764 (44.5%)	659 (38.4%)	383 (22.3%)	334 (19.5%)	163 (9.5%)	638 (37.2%)	130 (7.6%)	1245 (72.6%)	300 (17.5%)	1715 (100.0%)

[出所] 文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—36 : 開催回数に着目した総合教育会議の協議内容 (平成 29 年 9 月 1 日時点)

総合教育会議開催頻度	総合教育会議の協議内容について (平成29年9月1日時点)											
	大綱の策定に関する協議	学校等の施設の整備	教職員の定数の確保	幼児教育・保育のあり方やその連携	青少年健全育成と生徒指導の連携	居所不明の児童生徒への対応	福祉部局と連携した総合的な放課後対策	子育て支援	教材費や学校図書費の充実	ICT環境の整備	就学援助の充実	学校への専門人材や支援員の配置
平均以下	970 (95.8%)	457 (45.2%)	92 (9.1%)	229 (22.6%)	199 (19.7%)	9 (0.9%)	121 (12.0%)	261 (25.8%)	164 (16.2%)	270 (26.7%)	133 (13.1%)	233 (23.0%)
平均以上	686 (97.6%)	311 (44.2%)	44 (6.3%)	192 (27.3%)	108 (15.4%)	7 (1.0%)	113 (16.1%)	214 (30.4%)	101 (14.4%)	232 (33.0%)	88 (12.5%)	185 (26.3%)
全体	1656 (96.6%)	768 (44.8%)	136 (7.9%)	421 (24.5%)	307 (17.9%)	16 (0.9%)	234 (13.6%)	475 (27.7%)	265 (15.5%)	502 (29.3%)	221 (12.9%)	418 (24.4%)
総合教育会議開催頻度	総合教育会議の協議内容について (平成29年9月1日時点)											
	学校の統廃合	少人数教育の推進	学力の向上に関する施策	いじめ防止対策	地域に開かれた学校づくり	スポーツを通じた健康増進や地域活性化	学校における防災対策や災害発生時の対応方針	その他の施策	児童、生徒等の生命や身体に現に被害が生じる等、緊急に講ずべき措置	総合教育会議の運営に関し、必要な事項	その他の事項	総合教育会議を開催した自治体数
平均以下	226 (22.4%)	135 (13.3%)	428 (42.3%)	358 (35.4%)	207 (20.5%)	196 (19.4%)	100 (9.9%)	281 (27.8%)	66 (6.5%)	698 (69.0%)	147 (14.5%)	1012 (100.0%)
平均以上	189 (26.9%)	64 (9.1%)	336 (47.8%)	301 (42.8%)	176 (25.0%)	138 (19.6%)	63 (9.0%)	357 (50.8%)	64 (9.1%)	547 (77.8%)	153 (21.8%)	703 (100.0%)
全体	415 (24.2%)	199 (11.6%)	764 (44.5%)	659 (38.4%)	383 (22.3%)	334 (19.5%)	163 (9.5%)	638 (37.2%)	130 (7.6%)	1245 (72.6%)	300 (17.5%)	1715 (100.0%)

[出所] 文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—37：人口規模別の協議内容に関する意見聴取の実施状況（平成 27 年 6 月 1 日時点）

人口規模	意見聴取の実施状況（平成27年6月1日時点）		
	意見聴取は実施していない	関係者又は学識経験を有する者から、協議すべき事項に関して意見を聴いた	合計
～15,000人	7 (4.2%)	161 (95.8%)	168 (100.0%)
15,001～50,000人	6 (2.6%)	226 (97.4%)	232 (100.0%)
50,001～100,000人	3 (2.3%)	128 (97.7%)	131 (100.0%)
100,001～300,000人	4 (3.6%)	106 (96.4%)	110 (100.0%)
300,001～500,000人	0 (0.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)
500,001人～	0 (0.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)
全体	20 (2.9%)	662 (97.1%)	682 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—38：人口規模別の協議内容に関する意見聴取の実施状況（平成 27 年 12 月 1 日時点）

人口規模	意見聴取の実施状況（平成27年12月1日時点）		
	意見聴取は実施していない	関係者又は学識経験を有する者から、協議すべき事項に関して意見を聴いた	合計
～15,000人	31 (5.6%)	519 (94.4%)	550 (100.0%)
15,001～50,000人	32 (6.5%)	463 (93.5%)	495 (100.0%)
50,001～100,000人	11 (4.3%)	242 (95.7%)	253 (100.0%)
100,001～300,000人	7 (3.5%)	191 (96.5%)	198 (100.0%)
300,001～500,000人	4 (8.3%)	44 (91.7%)	48 (100.0%)
500,001人～	2 (13.3%)	13 (86.7%)	15 (100.0%)
全体	87 (5.6%)	1472 (94.4%)	1559 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—39：人口規模別の協議内容に関する意見聴取の実施状況（平成 28 年 9 月 1 日時点）

人口規模	意見聴取の実施状況（平成28年9月1日時点）		
	意見聴取は実施していない	関係者又は学識経験を有する者から、協議すべき事項に関して意見を聴いた	合計
～15,000人	38 (6.0%)	596 (94.0%)	634 (100.0%)
15,001～50,000人	43 (8.1%)	490 (91.9%)	533 (100.0%)
50,001～100,000人	24 (9.2%)	238 (90.8%)	262 (100.0%)
100,001～300,000人	15 (7.4%)	188 (92.6%)	203 (100.0%)
300,001～500,000人	7 (14.3%)	42 (85.7%)	49 (100.0%)
500,001人～	1 (6.7%)	14 (93.3%)	15 (100.0%)
全体	128 (7.5%)	1568 (92.5%)	1696 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—40：人口規模別の協議内容に関する意見聴取の実施状況（平成 29 年 9 月 1 日時点）

人口規模	意見聴取の実施状況（平成29年9月1日時点）		
	意見聴取は実施していない	関係者又は学識経験を有する者から、協議すべき事項に関して意見を聴いた	合計
～15,000人	58 (8.9%)	592 (91.1%)	650 (100.0%)
15,001～50,000人	50 (9.3%)	485 (90.7%)	535 (100.0%)
50,001～100,000人	25 (9.5%)	238 (90.5%)	263 (100.0%)
100,001～300,000人	25 (12.3%)	178 (87.7%)	203 (100.0%)
300,001～500,000人	8 (16.3%)	41 (83.7%)	49 (100.0%)
500,001人～	2 (13.3%)	13 (86.7%)	15 (100.0%)
全体	168 (9.8%)	1547 (90.2%)	1715 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—41：人口規模別の総合教育会議以外での首長と教育委員会の情報機関回数

人口規模		総合教育会議以外の情報交換機会の回数	
		平成28年9月1日時点	平成29年9月1日時点
～15,000人 (N=632)	平均値	0.43	0.45
	標準偏差	1.046	1.348
	最小値	0	0
	最大値	12	12
15,001～50,000人 (N=541)	平均値	0.37	0.31
	標準偏差	1.490	0.949
	最小値	0	0
	最大値	27	12
50,001～100,000人 (N=275)	平均値	0.49	0.27
	標準偏差	2.041	0.966
	最小値	0	0
	最大値	29	12
100,001～300,000人 (N=206)	平均値	0.25	0.31
	標準偏差	0.527	0.749
	最小値	0	0
	最大値	2	6
300,001～500,000人 (N=49)	平均値	0.63	0.69
	標準偏差	1.365	1.262
	最小値	0	0
	最大値	7	8
500,000人～ (N=15)	平均値	0.20	0.07
	標準偏差	0.561	0.258
	最小値	0	0
	最大値	2	1
全体 (N=1718)	平均値	0.40	0.37
	標準偏差	1.355	1.110
	最小値	0	0
	最大値	29	12

【出所】 文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—42：人口規模別の総合教育会議の成果認識（平成 28 年 9 月 1 日時点）

人口規模	総合教育会議の成果認識（平成28年9月1日時点）			
	連携を進めることができた	従来からの連携を継続させることに資している	効果はまだわからない	合計
～15,000人	259 (40.9%)	258 (40.7%)	117 (18.5%)	634 (100.0%)
15,001～50,000人	228 (42.8%)	207 (38.8%)	98 (18.4%)	533 (100.0%)
50,001～100,000人	123 (46.9%)	97 (37.0%)	42 (16.0%)	262 (100.0%)
100,001～300,000人	78 (38.4%)	104 (51.2%)	21 (10.3%)	203 (100.0%)
300,001～500,000人	20 (40.8%)	23 (46.9%)	6 (12.2%)	49 (100.0%)
500,001人～	11 (73.3%)	4 (26.7%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
全体	719 (42.4%)	693 (40.9%)	284 (16.7%)	1696 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—43：人口規模別の総合教育会議の成果認識（平成 29 年 9 月 1 日時点）

人口規模	総合教育会議の成果認識（平成29年9月1日時点）			
	連携を進めることができた	従来からの連携を継続させることに資している	効果はまだわからない	合計
～15,000人	286 (44.0%)	283 (43.5%)	81 (12.5%)	650 (100.0%)
15,001～50,000人	251 (46.9%)	219 (40.9%)	65 (12.1%)	535 (100.0%)
50,001～100,000人	127 (48.3%)	95 (36.1%)	41 (15.6%)	263 (100.0%)
100,001～300,000人	84 (41.4%)	109 (53.7%)	10 (4.9%)	203 (100.0%)
300,001～500,000人	23 (46.9%)	24 (49.0%)	2 (4.1%)	49 (100.0%)
500,001人～	9 (60.0%)	5 (33.3%)	1 (6.7%)	15 (100.0%)
全体	780 (45.5%)	735 (42.9%)	200 (11.7%)	1715 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

2-3. 大綱の策定に関する分析

最後に大綱の策定状況に関する分析結果を下に記す。

・大綱の策定状況に関して、平成27年6月1日時点で未着手の割合が高いことから、小規模自治体ほど大綱の策定が遅れていたことがわかった。ただし、平成27年9月1日時点では、人口規模によらず、ほとんどの自治体が策定済み、あるいは策定中となった。策定方法に関して、小規模自治体ほど既存の計画等をもって充てる傾向にあり、大規模自治体ほど大綱を新規の作成する傾向にある（以上、表3-44～表3-47）。

表3-44：人口規模別の大綱策定状況（平成27年6月1日時点）

人口規模	教育大綱の策定に関して（平成27年6月1日時点）				
	新規に作成	既存の計画等をもって充てた	策定中	未着手	合計
～15,000人	85 (13.0%)	18 (2.8%)	193 (29.6%)	357 (54.7%)	653 (100.0%)
15,001～50,000人	68 (12.7%)	19 (3.6%)	206 (38.5%)	242 (45.2%)	535 (100.0%)
50,001～100,000人	35 (13.3%)	15 (5.7%)	98 (37.3%)	115 (43.7%)	263 (100.0%)
100,001～300,000人	35 (17.2%)	11 (5.4%)	69 (34.0%)	88 (43.3%)	203 (100.0%)
300,001～500,000人	6 (12.2%)	0 (0.0%)	25 (51.0%)	18 (36.7%)	49 (100.0%)
500,001人～	3 (20.0%)	0 (0.0%)	6 (40.0%)	6 (40.0%)	15 (100.0%)
全体	232 (13.5%)	63 (3.7%)	597 (34.7%)	826 (48.1%)	1718 (100.0%)

【出所】文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—45：人口規模別の大綱策定状況（平成 27 年 12 月 1 日時点）

人口規模	教育大綱の策定に関して（平成27年12月1日時点）				
	新規に作成	既存の計画等をもつて充てた	策定中	未着手	合計
～15,000人	150 (23.0%)	220 (33.7%)	238 (36.4%)	45 (6.9%)	653 (100.0%)
15,001～50,000人	125 (23.4%)	158 (29.5%)	224 (41.9%)	28 (5.2%)	535 (100.0%)
50,001～100,000人	73 (27.8%)	69 (26.2%)	112 (42.6%)	9 (3.4%)	263 (100.0%)
100,001～300,000人	56 (27.6%)	50 (26.4%)	88 (43.3%)	9 (4.4%)	203 (100.0%)
300,001～500,000人	12 (24.5%)	14 (28.6%)	21 (42.9%)	2 (4.1%)	49 (100.0%)
500,001人～	3 (20.0%)	4 (26.7%)	8 (53.3%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
全体	419 (24.4%)	515 (30.0%)	691 (40.2%)	93 (5.4%)	1718 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—46：人口規模別の大綱策定状況（平成 28 年 9 月 1 日時点）

人口規模	教育大綱の策定に関して（平成28年9月1日時点）				
	新規に作成	既存の計画等をもつて充てた	策定中	未着手	合計
～15,000人	365 (55.9%)	228 (34.9%)	58 (8.9%)	2 (0.3%)	653 (100.0%)
15,001～50,000人	308 (57.6%)	182 (34.0%)	45 (8.4%)	0 (0.0%)	535 (100.0%)
50,001～100,000人	168 (63.9%)	77 (29.3%)	18 (6.8%)	0 (0.0%)	263 (100.0%)
100,001～300,000人	126 (62.1%)	66 (32.5%)	11 (5.4%)	0 (0.0%)	203 (100.0%)
300,001～500,000人	32 (65.3%)	11 (22.4%)	6 (12.2%)	0 (0.0%)	49 (100.0%)
500,001人～	9 (60.0%)	6 (40.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
全体	1008 (58.7%)	570 (33.2%)	138 (8.0%)	2 (0.1%)	1718 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

表 3—47：人口規模別の大綱策定状況（平成 29 年 9 月 1 日時点）

人口規模	教育大綱の策定に関して（平成29年9月1日時点）				
	新規に作成	既存の計画等をもつて充てた	策定中	未着手	合計
～15,000人	386 (59.1%)	235 (36.0%)	32 (4.9%)	0 (0.0%)	653 (100.0%)
15,001～50,000人	353 (66.0%)	173 (32.3%)	9 (1.7%)	0 (0.0%)	535 (100.0%)
50,001～100,000人	187 (71.1%)	74 (28.1%)	2 (0.8%)	0 (0.0%)	263 (100.0%)
100,001～300,000人	147 (72.4%)	52 (25.6%)	4 (2.0%)	0 (0.0%)	203 (100.0%)
300,001～500,000人	37 (75.5%)	11 (22.4%)	1 (2.0%)	0 (0.0%)	49 (100.0%)
500,001人～	8 (53.3%)	7 (46.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
全体	1118 (65.1%)	63 (3.7%)	48 (2.8%)	0 (0.0%)	1718 (100.0%)

〔出所〕文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

3. まとめ—中小規模の総合教育会議運用の特質—

本章の分析の結果、中小規模自治体の総合教育会議の運用に関しての特質として、下記の4点が指摘された。

第1に新教育長の任命に関して、小規模自治体ほど、その任命のタイミングが他の人口規模の自治体と比較して遅れていたことである。このことの背景として新教育長の任命に関して、小規模自治体では旧教育長の任期満了を待って新教育長を任命することが多かったが、他の人口規模の自治体では旧教育長の辞職を受け、任命していたことがある。なお、旧教育長の任期満了を待った場合には、旧教育長であった者を改めて任命し、旧教育長の辞職を受けた場合には新任の教育長を任命する傾向にあった。新教育長の属性に関して、いずれの自治体規模でも教育行政経験者の割合が最も高かったが、小規模自治体では一般行政経験者の割合が他の人口規模の自治体と比較して高かった。

第2に総合教育会議の開催回数に関して、中小規模自治体ほど、その開催回数が少なくなる傾向にあったことである。なお、総合教育のみならず、会議以外での首長と教育委員会の交流頻度に関しても、小規模自治体になるほど、その回数が増加する傾向にあった。総合教育会議の運用に関しては、中小規模自治体ほど、その事務局を首長部局に委任したり、補助執行させる傾向にあり、さらに議事録に関しては議事概要を作成し、事務局等において閲覧可能な状態に整備されていた。

第3に総合教育会議の協議内容に関して中小規模自治体ほど「学校等の施設の整備」「幼児教育・保育のあり方やその連携」「青少年健全育成と生徒指導の連携」「子育て支援」「教材費や学校図書費の充実」「ICT環境の整備」「就学援助の充実」「学校への専門人材や支援員の配置」「学校の統廃合」「少人数教育の推進」「スポーツを通じた健康増進や地域活性化」といった具体的な施策に関して協議される傾向にあったことである。

第4に大綱の策定に関して、中小規模自治体の方が大綱策定のタイミングが遅れており、大綱を策定する場合には、既存の計画をもって充てる傾向にあることである。

【付記】

本章の執筆にあたっての各執筆者の担当は下記の通りである。

- ・ 廣谷がデータの整備（①自治体コード順への並び替え、②コーディング、③時系列データ化）、全ての分析、原案執筆を担当した。
- ・ 青木がデータ整備の監督、協力、原稿の確認、及び全体の調整を担当した。

第4章

制度移行前の首長調査データと制度移行後の教育委員会調査データの比較による

新教育委員会制度の運用実態

—日本教育新聞社・東北大学調査と文部科学省調査の二次分析—

廣谷 貴明

青木 栄一

1.教育委員会制度移行前後データの比較に基づくインパクトの検証

本稿の目的は日本教育新聞社・東北大学が共同で実施した「教育委員会制度改革に関する首長アンケート調査」と文部科学省が実施した「教育委員会の現状に関する調査」「新教育委員会制度への移行に関する調査」を組み合わせ比較分析し、教育委員会制度移行前の首長の意向が、実際の制度運用にどの程度反映されていたのかを明らかにすることである。分析の結果、次の3点を指摘する。第1に新教育長の任命や総合教育会議事務局の設置場所、教育委員会議事録の公表状況、教育長の議会での職務執行状況報告、教育委員の人選に関して、首長の意向が実現されていること、第2に大綱の策定、総合教育会議の協議内容、開催頻度、及び議事録の公表について部分的に首長の意向が反映されていること、第3に教育長の議会での所信表明、総合教育会議以外での首長と教育長、教育委員との接触に関しては首長の意向通りとならなかったことである。

2015年4月から一部改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下、地教行法）が施行され、教育委員会制度に変革が生じた。具体的には、①教育長と教育委員長の職務を一本化する新教育長を設置すること、②新教育長の任命は、議会の同意のもとで首長が行い、その任期は3年に短縮されること、③教育長の職務執行状況について教育委員のチェック機能を強化すること、④首長と教育委員会が教育に関して議論を行う総合教育会議が設置されること、⑤地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定が首長に求められること、⑥教育委員会の怠慢等によって、児童生徒に被害が生じる可能性がある時には文部科学大臣は教育委員会に対して指示できるようにしたことである（村上編 2014）。このような制度改正はいじめ問題の発生による教育行政の責任の所在の不明確さや、教育委員会運用の形骸化が問題視されたことによって行われたものである（青木 2015、大島 2015）。制度移行前にも首長の意向が教育政策に反映されることはあったが（阿内 2012、青木 2013）、地教行法の改正によって、さらに首長の意向が教育政策に反映されることが予想された。

このような教育委員会制度移行の運用実態へのインパクトに関して、これまでもいくつかの研究が行われている。例えば、本田（2016）は、首長が教育委員会に対する事前コントロールを志向しない自治体では、総合教育会議の開催回数は少なくなり、大綱策定の際に既存の計画を用いる自治体もあれば、一方で首長部局との連携を深めようとする自治体もある等、総合教育会議運用の多様性を示した。青木（2018）は総合教育会議の運用は慎重になされており、首長にとっては教育行政に対する理解を深める場として機能し、教育委員会にとっては予算獲得の理解を得る場として機能しており、両者にとってメリットのある制度改正であると指摘した。

しかし、これらの研究はいずれも制度移行後の運用実態を観察したものであり、制度移行後のスナップショット的な分析となっている。制度移行前にも首長が教育政策に対して影響力を行使できたことから、新教育委員会制度運用に関する意向は首長にも存在していると考えられる。このような首長の意向が、どの程度実際の新教育委員会制度運用に反映されていたのかは不透明である。本稿ではこの限界を克服するために、都道府県、政令市、市区長村を対象とした調査データをもとに解明することを目的とする。このようなデータを整備することによって、教育行政への首長のコミットに関する論点に対して知見を提供できるという学術的な意義がある。

2.分析データの概要

分析に用いるデータは日本教育新聞社と東北大学が共同で実施した「教育委員会制度改革に関する首長アンケート調査」（以下、日本教育新聞社・東北大学調査）と、文部科学省が実施した「教育委員会の現状に関する調査」（以下、現状調査）「新教育委員会制度への移行に関する調査」（以下、移行調査）である。前者が制度移行前（2014年度）に実施された調査であり、後者が制度移行後（2015年度以降）に実施された調査である¹。制度移行前後で比較可能な質問項目を照合し、首長の意向が実際の教育委員会運用にどの程度反映されているのかを検討する。

文部科学省の現状調査、移行調査はともに全国悉皆調査であり、全ての自治体からの回答が得られている。一方で日本教育新聞社・東北大学調査は、自治体規模を考慮したうえで、都道府県、政令市、市区町村全体で690の自治体を無作為に抽出し、抽出された自治体を対象に調査票を配布した。得られた有効回答数は382であった（有効回答率：55.4%）。この有効回答があった382の自治体が分析対象となる。その内訳は都道府県38、政令市12、市区176、町村156である。

3.経年比較分析—制度移行前の首長の意向は教育委員会運用に反映されたか—

3-1. 大綱策定に関する集計分析

まず、大綱策定の意向に関する集計結果をまとめたものが表4—1である。日本教育新聞社・東

北大学調査では「新制度では、教育の振興に関する基本的な方針としての大綱を、首長が主宰する『総合教育会議』で策定することとされています。各自治体には、すでに教育振興基本計画（以下、『計画』）を策定する努力義務がありますが、今後、大綱をどのように策定していきたいですか？一つ選んで、番号に○をつけてください」という質問項目に対して、計画をつくっている自治体に対しては「既存の計画をもとにして策定する」「計画の見直し・修正を含め、新たに大綱を策定する」「どのように策定するか検討中」という3つの選択肢を用意し、計画をつくっていない自治体に対しては「大綱のみを策定する」「大綱とともに計画も策定する」「どのように策定するか検討中」という3つの選択肢を用意した。制度移行後の実態については、移行調査の平成29年9月1日時点での大綱策定に関する質問項目を用いた。

表4-1を検討すると、教育振興基本計画策定済みの自治体に関して、制度改正前に「既存の計画をもとに策定する」「どのように策定するか検討中」と回答していた自治体でも、大綱を新規に策定する傾向にあったことがわかる。ただし、都道府県に関しては制度移行前に「既存の計画をもとに策定」と回答していた場合、その意向通りに既存の計画等をもって充てたという回答割合が高かった。「計画の見直し・修正を含め、新たに大綱を策定する」と回答していた自治体は、特に新規に策定した割合が高い。一方、教育振興基本計画を策定していない自治体に関しては全体として、新規に策定した割合が高い。平成29年9月1日時点で大綱策定に未着手の自治体はなかった。

3-2. 総合教育会議での協議内容に関する集計分析

次に、総合教育会議での協議内容に関する集計結果が表4-2である。日本教育新聞社・東北大学調査では協議したい内容について「学力向上策」「学校教育のICT（情報通信技術）化」「特別支援教育の充実」「教職員の資質向上や服務規律の確保」「学校統廃合・適正規模化」「子供のいじめや不登校等への対応」「教育委員会組織の在り方の見直し」「学校教育担当部署と首長部局の連携」「その他」を選択肢と用意し、この中から重要だと思う順に順位をつけて回答してもらった。中には順位がつけられないと回答した自治体もあったため、そのような回答に関しては「順位付けなし」として処理した。日本教育新聞社・東北大学調査と移行調査で比較可能な選択肢は「学力向上策」「学校教育のICT（情報通信技術）化」「学校統廃合・適正規模化」「学校教育担当部署と首長部局の連携」である。ただし、「学校教育担当部署と首長部局の連携」に関しては、移行調査の「福祉部局と連携した総合的な放課後対策」と比較している。そのため、あくまで放課後対策を事例とした福祉部局との連携であり、その他の首長部局との連携状況はわからない。

表4-2の度数の列を検討すると、首長が制度移行前に重要であると考えていた施策は「学力向上策」「学校教育担当部署と首長部局の連携」「子どものいじめや不登校等への対応」であった。このうち「学力向上策」を第1位にあげた自治体に関して、平成29年9月1日時点で協議があった

表 4—1：教育大綱の策定に関する意向と実態の比較

自治体種	教育振興基本計画の策定状況	大綱策定に関する首長の意向 (平成26年度時点)	大綱の策定状況 (平成29年9月1日時点)				
			新規に作成	既存の計画等をもつて充てた	策定中	未着手	合計
都道府県	教育振興基本計画策定済み	既存の計画をもとに策定	1 (25.0%)	3 (75.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (100.0%)
		計画の見直し・修正を含め、新たに大綱を策定する	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (100.0%)
		どのように策定するか検討中	18 (72.0%)	7 (28.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	25 (100.0%)
	教育振興基本計画未策定	どのように策定するか検討中	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)
政令市	教育振興基本計画策定済み	既存の計画をもとに策定	4 (80.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (100.0%)
		計画の見直し・修正を含め、新たに大綱を策定する	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)
		どのように策定するか検討中	4 (66.7%)	2 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (100.0%)
市区	教育振興基本計画策定済み	既存の計画をもとに策定	33 (57.9%)	24 (42.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	57 (100.0%)
		計画の見直し・修正を含め、新たに大綱を策定する	9 (81.8%)	2 (18.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (100.0%)
		どのように策定するか検討中	24 (58.5%)	15 (36.6%)	2 (4.9%)	0 (0.0%)	41 (100.0%)
	教育振興基本計画未策定	大綱のみを策定する	7 (87.5%)	1 (12.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (100.0%)
		大綱とともに計画も策定する	7 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (100.0%)
		どのように策定するか検討中	35 (67.3%)	16 (30.8%)	1 (1.9%)	0 (0.0%)	52 (100.0%)
町村	教育振興基本計画策定済み	既存の計画をもとに策定	27 (61.4%)	17 (38.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	44 (100.0%)
		計画の見直し・修正を含め、新たに大綱を策定する	5 (83.3%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (100.0%)
		どのように策定するか検討中	7 (50.0%)	7 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	14 (100.0%)
	教育振興基本計画未策定	大綱のみを策定する	9 (81.8%)	2 (18.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (100.0%)
		大綱とともに計画も策定する	6 (75.0%)	2 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (100.0%)
		どのように策定するか検討中	39 (56.5%)	24 (34.8%)	6 (8.7%)	0 (0.0%)	69 (100.0%)
政令市・市区町村全体	教育振興基本計画策定済み	既存の計画をもとに策定	64 (60.4%)	42 (39.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	106 (100.0%)
		計画の見直し・修正を含め、新たに大綱を策定する	15 (83.3%)	3 (16.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	18 (100.0%)
		どのように策定するか検討中	35 (57.4%)	24 (39.3%)	2 (3.3%)	0 (0.0%)	61 (100.0%)
	教育振興基本計画未策定	大綱のみを策定する	16 (84.2%)	3 (15.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	19 (100.0%)
		大綱とともに計画も策定する	13 (86.7%)	2 (13.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
		どのように策定するか検討中	74 (61.2%)	40 (33.0%)	7 (5.8%)	0 (0.0%)	121 (100.0%)

〔出所〕 日本教育新聞社・東北大学「『教育委員会制度改革』に関する首長アンケート調査」及び
文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

(注1) 制度移行前の首長の意向がなかったものは表中に記載していない。

(注2) 表の網掛け部分は制度移行前の首長の意向と実際の運用が一致していない場合を示す。

ものは52.8%であった。しかし、第2位、第3位、順位付けなしになると50%を下回り、首長の意向が十分に反映されていない可能性が示唆された。「学校教育担当部署と首長部局の連携」に関

表4—2：協議内容に関する首長の意向と運用実態の比較²

取り上げたい協議内容 (平成26年度時点)	順位付け	度数		平成29年9月時点			
		都道府県	政令市・ 市区町村	都道府県		政令市・市区町村	
				協議あり	協議なし	協議あり	協議なし
学力向上策	第1位	6	117	5 (83.3%)	1 (16.7%)	60 (51.3%)	57 (48.7%)
	第2位	2	44	1 (50.0%)	1 (50.0%)	20 (45.5%)	24 (54.5%)
	第3位	1	24	1 (100.0%)	0 (0.0%)	11 (45.8%)	13 (54.2%)
	順位付けなし	4	57	2 (50.0%)	2 (50.0%)	24 (42.1%)	33 (57.9%)
学校教育のICT化	第1位	0	5			3 (60.0%)	2 (40.0%)
	第2位	0	17			9 (52.9%)	7 (41.2%)
	第3位	0	21			11 (52.4%)	10 (47.6%)
	順位付けなし	0	14			8 (57.1%)	6 (42.9%)
特別支援教育の充実	第1位	1	11				
	第2位	2	14				
	第3位	2	24				
	順位付けなし	0	18				
教職員の資質向上や服 務規律の確保	第1位	1	7				
	第2位	0	21				
	第3位	0	29				
	順位付けなし	3	20				
学校統廃合・適正規模 化	第1位	0	23			13 (56.5%)	10 (43.5%)
	第2位	2	25	0 (0.0%)	2 (100.0%)	12 (48.0%)	13 (52.0%)
	第3位	0	32			10 (31.3%)	22 (68.8%)
	順位付けなし	0	20			7 (35.0%)	12 (60.0%)
子どものいじめや不登 校等への対応	第1位	1	28				
	第2位	5	72				
	第3位	5	38				
	順位付けなし	6	42				
教育委員会組織の在り 方の見直し	第1位	0	1				
	第2位	0	10				
	第3位	1	7				
	順位付けなし	0	5				
学校教育担当部署と首 長部局の連携	第1位	2	32	1 (50.0%)	1 (50.0%)	5 (15.6%)	26 (81.3%)
	第2位	0	26			5 (19.2%)	21 (80.8%)
	第3位	2	42	0 (0.0%)	2 (100.0%)	5 (11.9%)	37 (88.1%)
	順位付けなし	0	26			5 (19.2%)	21 (80.8%)
その他	第1位	3	20				
	第2位	3	8				
	第3位	3	13				
	順位付けなし	2	7				

〔出所〕日本教育新聞社・東北大学「『教育委員会制度改革』に関する首長アンケート調査」及び
文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成³

(注1) 斜線部分は比較可能な調査項目がなかったことを示す。

(注2) 表の網掛け部分は制度移行前の首長の意向と実際の運用が一致していない場合を示す。

しては、いずれの順位も協議ありの割合が低い、そのほかの首長部局との連携が進んでいる可能

性が残されている。そのほかの選択肢について、「学校統廃合・適正規模化」は第1位にあげた自治体のみ50%を上回った。「学校教育のICT（情報通信技術）化」は、いずれの順位においても、相対的に協議があった割合が高かった。

3-3. 総合教育会議事務局に関する集計分析

総合教育会議事務局の設置場所に関する集計結果が表4-3である。日本教育新聞社・東北大学調査では「会議の事務局は、首長部局で行うことが原則とされていますが、教委事務局に委任・補助執行させることも可能とされています。事務局はどこに設置する予定ですか？一つ選んで○をつけてください」という質問項目に対して「首長部局」「教育委員会事務局」「検討中」の3つの選択肢を設けた。

移行調査の平成29年9月1日時点での総合教育会議事務局に関する質問項目と比較分析したところ、全体として事務局の設置場所についてはおおむね首長の意向通りになっていることがわかる。教育委員会事務局と回答していた場合、教育委員会事務局に委任するか、補助執行させるか、自治体種別に検討すると、政令市、市区では補助執行させるケースが多く、町村では委任するケースが多かった。

3-4. 総合教育会議の開催回数に関する集計分析

総合教育会議の開催頻度に関する意向と、実際の開催回数の平均値をまとめたものが表4-4である。日本教育新聞社・東北大学調査では、会議の開催頻度の意向に関して「会議はどのくらいの頻度で招集したいですか？一つ選んで○をつけてください」という質問項目に対して「年1~2回程度」「教育委員会会議と同程度（月1~2回）」「月3回以上、年11回以下」「月3回以上、年11回以下」「不定期の招集を予定」「検討中」という5つの選択肢を設けた。移行調査からは平成29年9月1日時点での累積開催回数がデータとして得られた。

表4-4をもとに回答した選択肢ごとの総合教育会議の開催回数の平均値を検討すると、全体として「月3回以上、年11回以下」と回答した自治体の総合教育開催回数が増えていることがわかる。次いで「検討中」「教育委員会会議と同程度（月1~2回）」が順に多い。ただし、いずれも意向通りの開催頻度が実現されているとはいえない。「年1~2回程度」と回答した自治体のみ、意向通りの開催頻度が実現されている。全体の選択肢ごとの開催回数の平均値を一元配置分散分析によって、その差を検討したところ1%水準での統計的有意差が認められた（表4-4最下行）。同様に自治体種ごとに一元配置分散分析を行ったところ、市区にのみ10%水準での統計的有意差が観察された。特に市区での「月3回以上、年11回以下」と回答した自治体の総合教育会議の開催回数が増えていることを示す。

表 4—3：総合教育会議事務局に関する意向と運用実態の比較

自治体種	会議事務局の設置場所予定（平成26年度時点）	総合教育会議の事務局について（平成29年9月1日時点）			
		首長部局が担当した	首長から教育委員会事務局に委任した	首長から教育委員会事務局に補助執行	合計
都道府県	首長部局	16 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	16 (100.0%)
	教育委員会事務局	0 (0.0%)	1 (50.0%)	1 (50.0%)	2 (100.0%)
	検討中	10 (52.6%)	1 (5.3%)	8 (42.1%)	19 (100.0%)
政令市	首長部局	5 (83.3%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)	6 (100.0%)
	教育委員会事務局	1 (33.3%)	0 (0.0%)	2 (66.7%)	3 (100.0%)
	検討中	2 (66.7%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	3 (100.0%)
市区	首長部局	40 (81.6%)	1 (2.0%)	8 (16.3%)	49 (100.0%)
	教育委員会事務局	16 (40.0%)	4 (10.0%)	20 (50.0%)	40 (100.0%)
	検討中	57 (66.3%)	8 (9.3%)	21 (24.4%)	86 (100.0%)
町村	首長部局	13 (86.7%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)	15 (100.0%)
	教育委員会事務局	20 (26.7%)	38 (50.7%)	17 (22.7%)	75 (100.0%)
	検討中	21 (34.4%)	18 (29.5%)	22 (36.1%)	61 (100.0%)
政令市・市区町村全体	首長部局	58 (82.9%)	2 (2.9%)	10 (14.2%)	70 (100.0%)
	教育委員会事務局	37 (31.4%)	42 (35.6%)	39 (33.0%)	118 (100.0%)
	検討中	80 (53.3%)	26 (17.3%)	44 (29.3%)	150 (100.0%)

〔出所〕日本教育新聞社・東北大学「『教育委員会制度改革』に関する首長アンケート調査」及び文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

（注）表の網掛け部分は制度移行前の首長の意向と実際の運用が一致していない場合を示す。

表 4—4：総合教育会議の開催回数に関する意向と運用実態の比較

首長の総合教育会議の開催頻度に関する意向（平成26年度時点）	総合教育会議の開催回数（平成29年9月1日時点）							自由度	F値
	年1～2回程度	教育委員会会議と同程度（月1～2回）	月3回以上、年11回以下	不定期の招集を予定	検討中	合計			
都道府県（N=37）	4.00		4.00	6.74	6.70	6.54	3	0.508	
政令市（N=12）	6.33		5		6.63	6.42	2	0.161	
市区（N=175）	4.86	5.83	7.5	5.54	5.59	5.39	4	2.078 *	
町村（N=153）	3.39	4.38	6	4.06	3.37	3.52	4	1.490	
政令市・市区町村全体（N=340）	4.11	5.00	7.00	4.72	4.84	4.59	4	5.596 ***	

〔出所〕日本教育新聞社・東北大学「『教育委員会制度改革』に関する首長アンケート調査」及び文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

（注1）*は10%水準、***は1%水準でそれぞれ統計的有意差があることを示す。

（注2）表中の斜線部は該当するカテゴリが存在しなかったことを示す。

3-5. 総合教育会議の議事録作成に関する集計分析

総合教育会議の議事録作成状況に関しての集計結果をまとめたものが表4-5である。日本教育新聞社・東北大学調査では、議事録の作成に関して「会議の議事録は原則として公表することが努力義務となっています。公表方法について、一つ選んで○をつけてください」という質問項目に対し「議会会議録のような詳しい形で公表したい」「会議概要のような形で公表したい」「公表する予定はない」「未定」の3つの選択肢を設けた。

表4-5をもとに議事録公表の意向と実態を比較すると、議事録の作成状況に関して、制度移行後に多くの自治体で詳細な議事録が作成されていることがわかる。制度移行前に「議会会議録のような詳しい形で公表したい」と回答した自治体は80%以上、詳細な議事録を作成しており、その意向通りの議事録作成が行われていた。一方で「会議概要のような形で公表したい」と回答した約7割の自治体も詳細な議事録を作成しており、必ずしも制度移行前の意向が反映されているとはいえない。さらに「公表する予定はない」と回答していた自治体に関して、いずれの自治体もホームページ上、あるいは事務局で閲覧可能な状態となっており、この点に関しても首長の意向通りの運用がなされているとはいえない。

3-6. 教育長の人選方法に関する集計分析

教育長の人選方法の見直しに関する意向と、新教育長が新任か否かをまとめたものが表4-6である。日本教育新聞社・東北大学調査では教育長の人選方法の見直しの意向に関して「貴自治体の教育長について人選方法を見直す必要があると思いますか。一つ選んで○をつけてください」という質問項目に対して「見直す必要がある」「見直す予定はない」「検討中」という3つの選択肢を設けた。

表4-6を検討すると、「見直す必要がある」と回答した自治体は、1つの自治体を除いたすべての自治体で新任の教育長を任命している。逆に「見直す予定はない」と回答した自治体は経過措置により旧教育長であったものを改めて任命する割合が高かった。このことから、教育長の任命に関して、制度移行前の首長の意向が実際の教育長の任命に影響を及ぼしていたと考えられる。なお、表4-7をもとに新任の教育長に関して、その経歴を検討すると、全体として、教育行政経験者、教育職員経験者、一般行政経験者の順に高かった⁴。

表 4—5：総合教育会議の議事録作成に関する意向と実態の比較

自治体種	議事録の公表の予定 (平成26年度時点)	議事録の作成状況 (平成29年9月1日時点)				議事録の公表状況 (平成29年9月1日時点)			
		詳細な議事録	議事概要	作成して いない	合計	HPに公表	事務局等にお いて閲覧可能	公表していない	合計
都道府県	議会会議録のような詳 しい形で公表したい	11 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (100.0%)
	会議概要のような形で 公表したい	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (100.0%)	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (100.0%)
	未定	20 (90.9%)	2 (5.4%)	0 (0.0%)	22 (100.0%)	22 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	22 (100.0%)
政令市	議会会議録のような詳 しい形で公表したい	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (100.0%)	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (100.0%)
	会議概要のような形で 公表したい	3 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (100.0%)	3 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (100.0%)
	未定	5 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (100.0%)
市区	議会会議録のような詳 しい形で公表したい	36 (78.3%)	10 (21.7%)	0 (0.0%)	69 (100.0%)	41 (89.1%)	3 (6.5%)	2 (4.3%)	46 (100.0%)
	会議概要のような形で 公表したい	48 (69.6%)	21 (30.4%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	65 (94.2%)	4 (5.8%)	0 (0.0%)	69 (100.0%)
	公表する予定はない	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	59 (100.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)
	未定	45 (76.3%)	14 (23.7%)	0 (0.0%)	176 (100.0%)	54 (91.5%)	4 (6.8%)	1 (1.7%)	59 (100.0%)
町村	議会会議録のような詳 しい形で公表したい	6 (75.0%)	2 (25.0%)	0 (0.0%)	8 (100.0%)	5 (62.5%)	3 (37.5%)	0 (0.0%)	8 (100.0%)
	会議概要のような形で 公表したい	48 (62.3%)	28 (36.4%)	1 (1.3%)	77 (100.0%)	38 (49.4%)	33 (42.9%)	6 (7.8%)	77 (100.0%)
	公表する予定はない	3 (75.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	4 (100.0%)	1 (25.0%)	3 (75.0%)	0 (0.0%)	4 (100.0%)
	未定	40 (63.5%)	22 (34.9%)	1 (1.6%)	63 (100.0%)	34 (54.0%)	22 (34.9%)	7 (11.1%)	63 (100.0%)
政令市・ 市区町村 全体	議会会議録のような詳 しい形で公表したい	46 (79.4%)	12 (20.7%)	0 (0.0%)	58 (100.0%)	50 (86.2%)	6 (10.3%)	2 (3.4%)	58 (100.0%)
	会議概要のような形で 公表したい	99 (66.4%)	49 (32.9%)	1 (0.7%)	149 (100.0%)	116 (77.9%)	37 (24.8%)	6 (4.0%)	149 (100.0%)
	公表する予定はない	4 (66.7%)	2 (33.3%)	0 (0.0%)	6 (100.0%)	3 (50.0%)	3 (50.0%)	0 (0.0%)	6 (100.0%)
	未定	90 (70.9%)	36 (28.3%)	1 (0.8%)	127 (100.0%)	93 (73.2%)	26 (20.5%)	8 (6.3%)	127 (100.0%)

〔出所〕日本教育新聞社・東北大学「『教育委員会制度改革』に関する首長アンケート調査」及び
文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

(注1)「公表する予定はない」と回答した都道府県と政令市はなかったために、表から省略して
いる。

(注2) 表の網掛け部分は制度移行前の首長の意向と実際の運用が一致していない場合を示す。

表 4—6：教育長の人選方法の見直しに関する意向と実際の任命形態の比較

自治体種	教育長の人選方法の見直しの意向（平成26年度時点）	新教育長について（平成29年9月1日時点）		
		新任	旧教育長であった者を改めて任命	合計
都道府県	見直す必要がある	1 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)
	見直す予定はない	5 (71.4%)	2 (28.6%)	7 (100.0%)
	検討中	13 (68.4%)	6 (31.6%)	19 (100.0%)
政令市	見直す必要がある	2 (100.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)
	見直す予定はない	2 (50.0%)	2 (50.0%)	4 (100.0%)
	検討中	5 (100.0%)	0 (0.0%)	5 (100.0%)
市区	見直す必要がある	6 (100.0%)	0 (0.0%)	6 (100.0%)
	見直す予定はない	43 (42.2%)	59 (57.8%)	102 (100.0%)
	検討中	18 (48.6%)	19 (51.4%)	37 (100.0%)
町村	見直す必要がある	2 (66.7%)	1 (33.3%)	3 (100.0%)
	見直す予定はない	42 (47.2%)	47 (52.8%)	89 (100.0%)
	検討中	9 (39.1%)	14 (60.9%)	23 (100.0%)
政令市・市区町村全体	見直す必要がある	10 (90.9%)	1 (9.1%)	11 (100.0%)
	見直す予定はない	87 (44.6%)	108 (55.4%)	195 (100.0%)
	検討中	32 (49.2%)	33 (50.8%)	65 (100.0%)

〔出所〕 日本教育新聞社・東北大学「『教育委員会制度改革』に関する首長アンケート調査」及び
文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

（注）表の網掛け部分は制度移行前の首長の意向と実際の運用が一致していない場合を示す。

表 4—7：新任教育長の属性

自治体種	新任教育長の属性（平成29年9月1日時点）				
	教育行政経験者	一般行政経験者	教育職員経験者	その他	教育長が新任の自治体数
都道府県	11 (50.0%)	16 (72.7%)	3 (13.6%)	1 (4.5%)	22 (100.0%)
政令市	8 (80.0%)	4 (40.0%)	3 (30.0%)	0 (0.0%)	10 (100.0%)
市区	50 (71.4%)	17 (24.3%)	45 (64.3%)	3 (4.3%)	70 (100.0%)
町村	28 (52.8%)	22 (41.5%)	27 (50.9%)	0 (0.0%)	53 (100.0%)
政令市・市区町村全体	86 (64.7%)	43 (32.3%)	75 (56.4%)	3 (2.3%)	133 (100.0%)

〔出所〕日本教育新聞社・東北大学「『教育委員会制度改革』に関する首長アンケート調査」及び文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

（注）新教育長の属性を回答するにあたって、自治体は複数選択が可能であることから、（）内のパーセンテージを足し合わせても100%にならない。

3-7. 新教育長の任命時期に関する集計分析

新教育長の任命時期に関する意向と、実際の任命のタイミングについてまとめたものが表4—8である。日本教育新聞社・東北大学調査では新教育長の任命時期に関する意向に関して「新教育長の任命には経過措置が取られ、現在の教育長の任期満了後とすることも可能です。新教育長の任命時期について、一つ選んで○をつけてください」という質問項目に対して「現在の教育長の任期終了後に任命したい」「法律の施行日を踏まえ、前倒して任命したい」「検討中」という3つの選択肢を設けた。

表4—8をもとに新教育長の任命時期を検討すると、制度移行前に「現在の教育長の任期終了後に任命したい」と回答した自治体は旧教育長の任期満了を受け、新たに教育長を任命する傾向にあり、一方で「法律の施行日を踏まえ、前倒して任命したい」と回答した自治体は旧教育長の辞職を受け新たに任命する傾向にあることがわかる。このことは新教育長の任命時期に関して首長の移行が実際の運用に反映されていることを示すものである。ただし、政令市では旧教育長の任期終了後に任命したいとの意向であっても、旧教育長の辞職を受けた任命の方が多かった。

表 4—8 : 新教育長の任命時期に関する意向と実態の比較

自治体種	新教育長の任命時期に関する意向（平成26年度時点）	新教育長について（平成29年9月1日時点）		
		旧教育長の任期満了を受け、新たに任命	旧教育長の辞職を受け新たに任命	合計
都道府県	現在の教育長の任期終了後に任命したい	4 (100.0%)	0 (0.0%)	4 (100.0%)
	法律の施行日を踏まえ、前倒しして任命したい	0 (0.0%)	1 (100.0%)	1 (100.0%)
	検討中	10 (40.0%)	15 (60.0%)	25 (100.0%)
政令市	現在の教育長の任期終了後に任命したい	1 (20.0%)	4 (80.0%)	5 (100.0%)
	法律の施行日を踏まえ、前倒しして任命したい	0 (0.0%)	1 (100.0%)	1 (100.0%)
	検討中	5 (83.3%)	1 (16.7%)	6 (100.0%)
市区	現在の教育長の任期終了後に任命したい	66 (73.3%)	24 (26.7%)	90 (100.0%)
	法律の施行日を踏まえ、前倒しして任命したい	1 (14.3%)	6 (85.7%)	7 (100.0%)
	検討中	13 (26.0%)	37 (74.0%)	50 (100.0%)
町村	現在の教育長の任期終了後に任命したい	55 (71.4%)	22 (28.6%)	77 (100.0%)
	法律の施行日を踏まえ、前倒しして任命したい	2 (20.0%)	8 (80.0%)	10 (100.0%)
	検討中	13 (46.4%)	15 (53.6%)	28 (100.0%)
政令市・市区町村全体	現在の教育長の任期終了後に任命したい	122 (70.9%)	50 (29.1%)	172 (100.0%)
	法律の施行日を踏まえ、前倒しして任命したい	3 (16.7%)	15 (83.3%)	18 (100.0%)
	検討中	31 (36.9%)	53 (63.1%)	84 (100.0%)

[出所] 日本教育新聞社・東北大学「『教育委員会制度改革』に関する首長アンケート調査」及び文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

(注) 表の網掛け部分は制度移行前の首長の意向と実際の運用が一致していない場合を示す。

3-8. 新教育長の職務執行チェック方法に関する集計分析

新教育長の職務執行チェック方法に関して、どのような方法を採用したいか、制度移行前の首長の意向をまとめたものが表 4—9 である。日本教育新聞社・東北大学調査では「責任・権限が強ま

る新たな教育長について、国会では職務執行をチェックする必要性が指摘されました。今後、必要だと思われる措置について、次から三つまで選んで○を付けてください」という質問項目に対して、「教育長による議会での所信表明」「教育長が議会で職務執行状況について報告する場を増やす」「総合教育会議以外で、首長が教育長と話し合う場を十分に確保する」「総合教育会議以外で、首長が教育委員と話す場を十分に確保する」「教育委員会の議事録を詳しく公表する」「教育委員の人数を増やす」「首長が教職員や住民から教育について直接意見を聞く場を十分に確保する」「その他」という8つの選択肢を設けた。

表4—9を検討すると、全体的にチェック機能として総合教育会議以外で首長と教育長、あるいは教育委員が話し合う場を十分に確保すること、首長が教職員や住民から教育について直接意見を聞く場を十分に確保するという回答が多くなっていることがわかる。

以下、表4—9に記された選択肢を回答したか否かによって、運用実態に差があるかを検討する。まず「教育長による議会での所信表明」に関して、実際に議会で所信表明を行っているかどうかをまとめたものが表4—10である。表4—10を検討すると、全体として、教育長の議会での所信表明を実現したいと首長が思っている、実態には反映されていないことがわかる。制度移行前の意向があるにせよ、ないにせよ、実態として議会での所信表明や質疑はなく、議会は採決するのみの自治体が多いことがわかる。

表4—9：教育長の職務執行チェック方法

自治体種	教育長の職務執行機能チェックに関する意向（平成26年度時点）								
	教育長による議会での所信表明	教育長が議会で職務執行状況について報告する場を増やす	総合教育会議以外で首長が教育長と話し合う場を十分に確保する	総合教育会議以外で、首長が教育委員と話す場を十分に確保する	教育委員会会議の議事録を詳しく公表する	教育委員の人数を増やす	首長が教職員や住民から教育について直接意見を聞く場を十分に確保する	その他	合計
都道府県	2 (11.1%)	3 (16.7%)	12 (66.7%)	6 (33.3%)	3 (16.7%)	0 (0.0%)	6 (33.3%)	5 (27.8%)	18 (100.0%)
政令市	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (60.0%)	5 (50.0%)	3 (30.0%)	1 (10.0%)	3 (30.0%)	3 (30.0%)	10 (100.0%)
市区	42 (27.3%)	28 (18.2%)	106 (68.8%)	76 (49.4%)	35 (19.9%)	5 (3.2%)	47 (30.5%)	11 (7.1%)	154 (100.0%)
町村	37 (25.0%)	69 (46.6%)	106 (71.6%)	86 (58.1%)	7 (4.7%)	8 (5.4%)	71 (48.0%)	4 (2.7%)	148 (100.0%)
政令市・市区町村全体	79 (25.3%)	97 (31.1%)	218 (69.9%)	167 (53.5%)	45 (14.4%)	14 (4.5%)	121 (38.8%)	18 (5.8%)	312 (100.0%)

〔出所〕日本教育新聞社・東北大学「『教育委員会制度改革』に関する首長アンケート調査」より筆者作成⁵

(注1) 無回答の自治体は表中から除外している。

(注2) 自治体は3つまで選択することができるため、各項目の()内のパーセンテージの値を足し合わせても、合計のパーセンテージと一致しない。

表 4—10：教育長の職務執行チェック機能としての所信表明に関する意向と実態の比較

自治体種	教育長の所信表明に関する意向（平成26年度時点）	教育長の任命手続きについて（平成29年9月1日時点）					合計
		議会における教育長候補者による所信表明、質疑	議会における教育長候補者による所信表明のみ	議会における首長に対する質疑	議会において所信表明や質疑はなく、採決のみ	その他	
都道府県	意向あり	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)	1 (50.0%)	2 (100.0%)
	意向なし	1 (6.7%)	1 (6.7%)	2 (13.3%)	7 (46.7%)	4 (26.7%)	15 (100.0%)
政令市	意向なし	0 (0.0%)	5 (50.0%)	2 (20.0%)	1 (10.0%)	2 (20.0%)	10 (100.0%)
市区	意向あり	2 (5.7%)	9 (25.7%)	7 (20.0%)	16 (45.7%)	1 (2.9%)	35 (100.0%)
	意向なし	5 (5.2%)	16 (16.5%)	19 (19.6%)	38 (39.2%)	19 (19.6%)	97 (100.0%)
町村	意向あり	2 (7.7%)	5 (19.2%)	8 (30.8%)	10 (38.5%)	1 (3.8%)	26 (100.0%)
	意向なし	5 (5.9%)	12 (14.1%)	35 (41.2%)	29 (34.1%)	4 (4.7%)	85 (100.0%)
政令市・市区町村全体	意向あり	4 (6.6%)	14 (23.0%)	15 (24.6%)	26 (42.6%)	2 (3.3%)	61 (100.0%)
	意向なし	10 (5.2%)	33 (17.2%)	56 (29.2%)	68 (35.4%)	25 (13.0%)	192 (100.0%)

〔出所〕日本教育新聞社・東北大学「『教育委員会制度改革』に関する首長アンケート調査」及び
文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

（注1）表の網掛け部分は制度移行前の首長の意向と実際の運用が一致していない場合を示す。

（注2）「意向あり」と回答した政令市はなかったため、表中から除外している。

次に「教育長が議会で職務執行状況について報告する場を増やす」に関して、現状調査と組み合わせた集計結果をまとめたものが表 4—11 である。現状調査では教育委員会の活動状況に関する議会への報告状況に関して「本会議、委員会等で説明し、審議」「本会議、委員会等で説明」「書面による提出のみ」という3つの項目があり、必ずしも報告の機会の回数を示す指標ではないが、報告の質を示す指標として、この指標を用いた。

表 4—11 を検討すると、わずかにではあるが教育長の議会での職務執行状況報告の意向がある自治体の方が「本会議、委員会等で説明し、審議」「本会議、委員会等で説明」と回答した割合が高い。おおむね首長の意向が反映されていると考えることができる。

次に「総合教育会議以外で、首長が教育長と話し合う場を十分に確保する」「総合教育会議以外で、首長が教育委員と話す場を十分に確保する」に関して、制度移行後の情報交換機会の回数とを比較したものが表 4—12 である。表 4—12 を検討すると、t 検定の結果、意向があるにせよ、ないにせよ、総合教育会議以外の情報交換機会の回数に統計的に差がないことがわかった。このことは首長の意向が十分に反映されていないか、あるいは制度移行前にもともと首長と教育委員会の連携が密であったために、重要であると認識しなかったことが理由として考えられる。

表4—11：教育長の職務執行状況の議会での報告に関する意向と実態の比較

自治体種	教育長の職務執行状況の議会報告（平成26年度時点）	教育委員会の活動に関する議会での報告状況（平成28年度時点）			
		本会議、委員会等で説明し、審議	本会議、委員会等で説明	書面による提出のみ	合計
都道府県	意向あり	1 (33.3%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	3 (100.0%)
	意向なし	2 (13.3%)	9 (60.0%)	4 (26.7%)	15 (100.0%)
政令市	意向なし	0 (0.0%)	4 (40.0%)	6 (60.0%)	10 (100.0%)
市区	意向あり	1 (3.6%)	13 (46.4%)	14 (50.0%)	28 (100.0%)
	意向なし	12 (9.5%)	30 (23.8%)	84 (66.7%)	126 (100.0%)
町村	意向あり	13 (19.1%)	22 (32.4%)	33 (48.5%)	68 (100.0%)
	意向なし	11 (14.3%)	28 (36.4%)	38 (49.4%)	77 (100.0%)
政令市・市区町村	意向あり	14 (14.6%)	35 (36.5%)	47 (48.9%)	96 (100.0%)
全体	意向なし	23 (10.8%)	62 (29.1%)	128 (60.1%)	213 (100.0%)

【出所】日本教育新聞社・東北大学『教育委員会制度改革』に関する首長アンケート調査』及び
文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

（注1）表の網掛け部分は制度移行前の首長の意向と実際の運用が一致していない場合を示す。

（注2）「意向あり」と回答した政令市はなかったため、表中から除外している。

表4—12：総合教育会議以外での首長と教育委員会の接触に関する意向と実態の比較

首長と教育委員会の会議以外での情報交換機会の回数（平成29年9月1日時点）										
自治体種	首長と教育長の会議以外での話し合いの場を増やす					首長と教育委員の会議以外での話し合いの場を増やす				
	意向あり	意向なし	差	自由度	t値	意向あり	意向なし	差	自由度	t値
都道府県(N=18)	0.00	0.00	0.00			0.00	0.00	0.00		
政令市(N=10)	0.50	1.00	0.50	8	0.800	0.80	0.60	-0.20	8	-0.316
市区(N=154)	0.46	0.23	-0.23	144.50	-1.415	0.34	0.44	0.10	152	0.450
町村(N=148)	0.39	0.26	-0.13	134.31	-0.957	0.41	0.27	-0.14	146	-0.868
政令市・市区町村 全体(N=312)	0.43	0.28	-0.15	310	0.646	0.39	0.37	-0.02	310	0.601

【出所】日本教育新聞社・東北大学『教育委員会制度改革』に関する首長アンケート調査』及び
文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

（注1）Leveneの等分散性の検定を行った上での数値を記載している。

（注2）意向に関する回答があった都道府県は、いずれも情報交換機会回数が0回であった。

次に制度移行前に「教育委員会の議事録を詳しく公表する」を選択した自治体が、制度移行後に教育委員会会議録をどのように公表しているかを集計したものが表4—13である。表4—13を検討すると、全体として、詳細な議事録を公表したいという意向をもつ自治体の方が詳細な議事録を公表している傾向にあることがわかる。このことから、教育委員会議事録の詳細な公表を望む首長の意向が反映されていることが考えられる。ただし、都道府県、町村に関しては、詳細な議事録を公表したいという意向をもっていた自治体の方が、意向をもっていない自治体よりも、詳細な議事録を公表している割合が低い。都道府県や町村では、首長の意向が反映されていないか、あるいはもともと詳細な議事録を公表していたため、教育長の職務執行のチェック機能としての詳細な議事録の公表を選択しなかった可能性がある。

次に「教育委員の人数を増やす」を選択したか否かと、教育委員定数の変化を集計したものが表4—14である。都道府県と政令市に関しては制度移行前のデータが得られなかったため、制度移行後

表4—13：教育委員会会議議事録の公表に関する意向と実態の比較

自治体種	教育委員会会議の詳細な議事録の公表に関する意向（平成26年度時点）	教育委員会議事録の公表状況（平成29年9月1日時点）			
		詳細な議事録を作成	簡単な議事概要のみを作成	作成していない	合計
都道府県	意向あり	2 (66.7%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	3 (100.0%)
	意向なし	15 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
政令市	意向あり	3 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (100.0%)
	意向なし	7 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (100.0%)
市区	意向あり	31 (88.6%)	4 (11.4%)	0 (0.0%)	35 (100.0%)
	意向なし	93 (78.2%)	25 (21.0%)	1 (0.8%)	119 (100.0%)
町村	意向あり	4 (57.1%)	3 (42.9%)	0 (0.0%)	7 (100.0%)
	意向なし	86 (61.0%)	55 (39.0%)	0 (0.0%)	141 (100.0%)
政令市・市区町村全体	意向あり	38 (84.4%)	7 (15.6%)	0 (0.0%)	45 (100.0%)
	意向なし	186 (69.7%)	80 (29.9%)	1 (0.4%)	267 (100.0%)

〔出所〕日本教育新聞社・東北大学「『教育委員会制度改革』に関する首長アンケート調査」及び文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

（注）表の網掛け部分は制度移行前の首長の意向と実際の運用が一致していない場合を示す。

表 4—14：教育委員の人数の増加に関する意向と実態の比較

自治体種	教育委員の人数の増加に関する意向 (平成26年度時点)	教育委員定数						
		平成25年度	平成26年度	制度改正前 平均値	平成27年度	平成28年度	制度改正後 平均値	制度改正前 後の差
都道府県	意向なし (N=18)				5.89	5.89	5.89	
政令市	意向あり (N=1)				6.00	7.00	6.50	
	意向なし (N=9)				6.11	6.00	6.06	
市区	意向あり (N=5)	5.00	6.00	5.50	6.40	6.20	6.30	0.80
	意向なし (N=149)	5.14	5.11	5.13	5.11	5.08	5.10	-0.03
町村	意向あり (N=8)	5.00	4.75	4.88	5.00	5.00	5.00	0.13
	意向なし (N=140)	4.95	4.95	4.95	4.93	4.90	4.92	-0.04
市区町村	意向あり (N=14)	5.00	5.23	5.12	5.54	5.46	5.50	0.39
全体	意向なし (N=316)	5.05	5.03	5.04	5.02	4.99	5.01	-0.04

〔出所〕 日本教育新聞社・東北大学「『教育委員会制度改革』に関する首長アンケート調査」及び
文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

(注) 市区町村全体の値に政令市の値は含まれていない。

の数値のみを参考値として記載している。表 4—14 を検討すると、全体として制度移行前後で、教育委員の人数を増やす意向のある自治体の方が制度移行後に教育委員定数が多くなっていることがわかる。一方で教育委員定数を増やすという意向のない自治体は教育委員定数が減少している。このことから教育委員定数に関して、首長の意向が反映されていると考えることができる。

次に「首長が教職員や住民から教育について直接意見を聞く場を十分に確保する」に関して、現状調査から保護者や地域住民からの意見を教育委員会で紹介する回数、直接意見交換する回数、保護者や地域住民への世論調査、アンケート調査の実施回数との関係をまとめたものが表 4—15 である。これらの指標は、教育委員会と保護者、地域住民との接触頻度を示す指標であり、直接的に首長が教職員や住民から意見を聞く回数を示すものではないが、代替的な指標として採用する。

表 4—15 を検討すると、特に保護者や地域住民からの意見等を教育委員会で紹介する回数の平均値に関して、意向がある場合とない場合との間に統計的な有意差があることが認められた。「首長が教職員や住民から教育について直接意見を聞く場を十分に確保する」との意向がある自治体の方が意見を紹介する機会の回数が多くなり、この点に関して、首長の意向が反映されていると考えられる。ただし、自治体種によっては、その差は必ずしも統計的に有意にならず、統計的有意差が認められたのは町村のみであった。その他の意見交換回数や世論調査、アンケート調査の実施回数に関しては統計的有意差が認められなかった。ただし、これらの結果に関して、制度移行後の首長と保護者、地域住民との関係を直接的に示す指標ではないことには留意が必要である。

表4—15：首長が教職員、住民から教育について直接意見を聞く場を設けることに関する意向と実態の比較

保護者や地域住民の意見等を教育委員会で紹介する回数（平成28年度時点）					
自治体種	首長が教職員や住民からの意見聴取に関する意向（平成26年度時点）				
	意向あり	意向なし	差	自由度	t値
都道府県 (N=18)	2.17	1.50	-0.67	16	-0.317
政令市 (N=10)	0.33	1.00	0.67	8	0.418
市区 (N=154)	3.02	1.78	-1.24	72.31	-1.470
町村 (N=148)	3.21	1.88	-1.33	134.79	-1.826 *
政令市・市区町村全体 (N=312)	3.07	1.79	-1.28	215.98	-2.409 **
保護者や地域住民の意見等を聴取し意見交換する回数（平成28年度時点）					
自治体種	首長が教職員や住民からの意見聴取に関する意向（平成26年度時点）				
	意向あり	意向なし	差	自由度	t値
都道府県 (N=18)	18.00	30.25	12.25	16	0.282
政令市 (N=10)	6.33	31.00	24.67	8	0.653
市区 (N=154)	2.02	3.73	1.71	151.07	1.411
町村 (N=148)	1.66	0.94	-0.72	135.30	-1.230
政令市・市区町村全体 (N=312)	1.92	3.60	1.68	240.79	1.475
保護者や地域住民の意見等を聴取する世論調査等の実施回数（平成29年度時点）					
自治体種	首長が教職員や住民からの意見聴取に関する意向（平成26年度時点）				
	意向あり	意向なし	差	自由度	t値
都道府県 (N=18)	2.00	0.50	-1.5	5.43	-0.900
政令市 (N=10)	1.33	3.86	2.53	8	0.469
市区 (N=154)	0.68	0.21	-0.47	48.66	-1.309
町村 (N=148)	0.49	0.16	-0.33	72.50	-0.980
政令市・市区町村全体 (N=312)	0.59	0.32	-0.27	189.46	-0.950

〔出所〕日本教育新聞社・東北大学「『教育委員会制度改革』に関する首長アンケート調査」及び文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

（注1）*は10%水準、**は5%水準でそれぞれ統計的有意差があることを示す。

（注2）Leveneの等分散性の検定を行った上での数値を記載している。

3-9. 教育委員の人選の見直しに関する集計

教育委員の人選の見直しに関する意向と、その後の教育委員構成の変化についてまとめたものが表4—16である。日本教育新聞社・東北大学調査では「新制度では、教育委員会を執行機関として残す一方、教育委員の人選についての工夫（専門性の高い学識経験者や教育的識見のある人、保護者の参加など）を求めています。貴自治体において教育委員の人選を見直す必要があると思いま

すか。以下から一つ選んで○をつけてください」という質問項目に対して「見直す必要がある」「見直す予定はない」「検討中」という3つの選択肢を設けた。具体的な教育委員の属性としては、現状調査で集計されている保護者委員割合とスポーツ有識者委員の割合を用いた。なお、都道府県、政令市に関しては制度移行前のデータが得られなかったために、制度移行後のデータのみ参考として記している。

表4—16を検討すると、全体として、教育委員の人選に関して見直す必要があると回答した自治体の教育委員定数に占める保護者委員の割合は制度改正後に増加し、一方でスポーツ有識者委員の割合は変化しないことがわかる。このことは首長が教育委員の人選に関して見直したいという意向を持っていた場合に、保護者委員を増やそうとする行動をとることが考えられる。保護者委員を増やすという点で首長の意向が反映されていると考えられる。

表4—16：教育委員の人選に関する意向と実態の比較

自治体種	教育委員の人選に関する意向 (平成26年度時点)	教育委員定数に占める保護者委員の割合						制度改正前 平均値	制度改正後 平均値	制度改正前 後の差
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	制度改正前 平均値	制度改正後 平均値			
都道府県	見直す予定はない (N=12)				19.72%	19.72%	19.72%			
	検討中 (N=17)				24.71%	28.63%	26.67%			
政令市	見直す予定はない (N=3)				16.67%	16.67%	16.67%			
	検討中 (N=8)				16.39%	18.11%	17.25%			
市区	見直す必要がある (N=6)	19.44%	19.44%	19.44%	20.28%	22.78%	21.53%	2.09%		
	見直す予定はない (N=125)	24.36%	24.69%	24.53%	25.50%	25.66%	25.58%	1.06%		
	検討中 (N=39)	24.87%	25.30%	25.09%	24.10%	25.04%	24.57%	-0.52%		
町村	見直す予定はない (N=131)	25.38%	26.48%	25.93%	26.20%	25.73%	25.97%	0.04%		
	検討中 (N=23)	20.58%	22.32%	21.45%	21.45%	21.67%	21.56%	0.11%		
市区町村 全体	見直す必要がある (N=6)	19.44%	19.44%	19.44%	20.28%	22.78%	21.53%	2.09%		
	見直す予定はない (N=271)	24.88%	25.60%	25.24%	25.75%	25.59%	25.67%	0.43%		
	検討中 (N=87)	23.28%	24.19%	23.74%	22.35%	23.14%	22.75%	-0.99%		
自治体種	教育委員の人選に関する意向 (平成26年度時点)	教育委員定数に占めるスポーツ有識者委員の割合						制度改正前 平均値	制度改正後 平均値	制度改正前 後の差
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	制度改正前 平均値	制度改正後 平均値			
都道府県	見直す予定はない (N=12)				1.39%	1.39%	1.39%			
	検討中 (N=17)				3.92%	2.94%	3.43%			
政令市	見直す予定はない (N=3)				11.11%	11.11%	11.11%			
	検討中 (N=8)				4.17%	4.17%	4.17%			
市区	見直す必要がある (N=6)	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%		
	見直す予定はない (N=125)	1.55%	1.36%	1.46%	1.39%	1.09%	1.24%	-0.22%		
	検討中 (N=39)	1.03%	0.51%	0.77%	1.45%	1.37%	1.41%	0.64%		
町村	見直す予定はない (N=131)	0.92%	1.53%	1.23%	1.53%	1.11%	1.32%	0.09%		
	検討中 (N=23)	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.87%	0.44%	0.44%		
市区町村 全体	見直す必要がある (N=6)	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%		
	見直す予定はない (N=271)	1.22%	1.45%	1.34%	1.57%	1.22%	1.40%	0.06%		
	検討中 (N=87)	0.65%	0.32%	0.49%	1.29%	1.52%	1.41%	0.92%		

〔出所〕日本教育新聞社・東北大学「『教育委員会制度改革』に関する首長アンケート調査」及び
文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」より筆者作成

(注1) 斜線部はデータが得られなかったことを示す。

(注2) 制度移行前の首長の意向がなかったものは表中から除外している。

(注3) 市区町村合計からは政令市の値を除いている。

3-10. 新教育委員会制度への期待と成果認識に関する集計

地教行法改正の趣旨が実現されると思うか否かと、制度移行後の首長と教育委員会の連携の変化に関する認識をまとめたものが表4—17である。日本教育新聞社・東北大学調査では「今回の新教育委員会制度によって、上記の法律の趣旨（教育行政の責任の明確化と首長の教育行政への積極的関与：質問紙をもとに筆者加筆）は実現されると思いますか。次から一つ選んで○をつけてください」という質問項目に対して「十分な改革で、趣旨が実現されやすくなる」「どちらかというど実現されやすくなる」「どちらかというど実現されやすくはならない」「改革は不十分で趣旨が実現されない」の4つの選択肢を設けた。

表4—17を検討すると、全体として特に制度移行前に新教育委員会制度に関して肯定的な評価をしていた自治体は、首長と教育委員会の連携に関して肯定的な評価をしていることがわかる。ただし、肯定的な評価としての「首長と教育委員会との連携を進めることができた」と「従来からの連携を継続させることに資している」は同程度である。

制度移行前に特に法改正に対して肯定的な評価をしていた自治体種は都道府県、政令市であった。「どちらかど実現されやすくはならない」「改革は不十分で、趣旨が実現されない」との回答があった市区や町村では、制度移行前から首長と教育委員会の連携がすでに進んでいたために、制度移行によっても何も実態に変化がなかったということを示すものであると考えられる。これらのことから首長と教育委員会の連携に関する認識は制度改正前の首長の意向に左右されるというよりも、制度移行前の首長と教育委員会との連携状況に左右されることが示唆される。

表 4—17：制度改正前後での新教育委員会に関する意向と成果認識の比較

自治体種	地教行法改正の目的の実現性に関する認識（平成26年度時点）	首長と教育委員会の連携に関する成果認識（平成29年9月1日時点）			
		首長と教育委員会との連携を進めることができた	従来からの連携を継続させることに資している	まだ効果についてはわからない	合計
都道府県	十分な改革で、趣旨が実現されやすくなる	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)
	どちらかという実現されやすくなる	13 (52.0%)	12 (48.0%)	0 (0.0%)	25 (100.0%)
政令市	十分な改革で、趣旨が実現されやすくなる	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)
	どちらかという実現されやすくなる	4 (40.0%)	6 (60.0%)	0 (0.0%)	10 (100.0%)
市区	十分な改革で、趣旨が実現されやすくなる	6 (35.3%)	10 (58.8%)	1 (5.9%)	17 (100.0%)
	どちらかという実現されやすくなる	66 (49.6%)	54 (40.6%)	13 (9.8%)	133 (100.0%)
	どちらかという実現されやすくはならない	0 (0.0%)	6 (100.0%)	0 (0.0%)	6 (100.0%)
	改革は不十分で、趣旨が実現されない	0 (0.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)
町村	十分な改革で、趣旨が実現されやすくなる	3 (60.0%)	0 (0.0%)	2 (40.0%)	5 (100.0%)
	どちらかという実現されやすくなる	58 (45.7%)	47 (37.0%)	22 (17.3%)	127 (100.0%)
	どちらかという実現されやすくはならない	4 (44.4%)	4 (44.4%)	1 (11.1%)	9 (100.0%)
	改革は不十分で、趣旨が実現されない	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	1 (100.0%)
政令市・市区町村全体	十分な改革で、趣旨が実現されやすくなる	10 (43.5%)	10 (43.5%)	3 (13.0%)	23 (100.0%)
	どちらかという実現されやすくなる	128 (47.4%)	107 (39.6%)	35 (13.0%)	270 (100.0%)
	どちらかという実現されやすくはならない	4 (26.7%)	10 (66.7%)	1 (6.7%)	15 (100.0%)
	改革は不十分で、趣旨が実現されない	0 (0.0%)	2 (66.7%)	1 (33.3%)	3 (100.0%)

〔出所〕 日本教育新聞社・東北大学「『教育委員会制度改革』に関する首長アンケート調査」及び
文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査」より筆者作成

4.まとめと今後の課題—制度改正前後の比較でみえてくるもの—

本稿のこれまでの集計分析を整理すると次の3点が指摘できる。第1に総合教育会議事務局の設置場所、新教育長の人選方法、任命時期、教育長の職務執行状況のチェック機能としての教育委員会会議録の詳細な公表、教育長の議会での職務執行状況の報告、教育委員定数の増加、教育委員

の人選の見直しとしての保護者委員の増加に関して、首長の意向が反映されていることである。第2に大綱の策定、総合教育会議の協議内容、総合教育会議の開催頻度、総合教育会議の議事録の公表に関しては部分的に、制度移行前の首長の意向が反映されていることである。例えば、総合教育会議の開催頻度に関して、「月3回以上、年11回以下」と回答した自治体の開催頻度は意向通りに実現されていたが、その他の選択肢を選択した自治体は、意向通りの開催回数とならなかった。第3に教育長の職務執行チェック機能としての、教育長の議会での所信表明、及び会議以外での首長と教育長、あるいは教育委員との接触に関しては首長の意向通りとならなかったことである。

これまでの新教育委員会の運用実態に関する研究は、導入後の運用に焦点が当てられており、移行前に政治アクターがどのような意向をもっていたかは等閑視されてきた。本稿の集計分析結果は、そのような制度移行後のスナップショットに基づく研究を克服し、制度移行前の首長の意向を分析に組み込むことで、観察期間の射程を広げ、教育行政への政治アクターの関与に関する論点に知見を提供した。首長の意向が全ての局面において実現されるわけではないことは、教育行政に対する政治アクターのテイクオーバーを抑制する機能が作用していることを示すものである。

最後に本稿に残された課題を3点述べる。第1に分析期間内に首長の交代があったかどうかは分析の中に組み込まなかった。仮に分析期間内に首長の交代が起こっていた場合、前首長の意向が実際の新教育委員会制度の運用に影響するかどうかを分析するものとなり、必ずしも現首長の意向を分析するものではない。首長が交代することによって、教育委員会制度運用に変化が生じるのか生じないのか、より詳細な分析が必要になってくるであろう。

第2に首長の意向が新教育委員会制度運用に反映されている場合、どのような影響が教育政策や学力等のアウトカムに生じるか、首長の意向が反映されていない場合と比較して検証する必要がある。この点に関して、追及していくことで効率的、効果的な地方教育ガバナンスの様相を探求することが可能になる。

第3に時系列を拡大した分析の必要性である。本稿では分析期間として2017年9月1日までが分析対象となったが、この時点では教育長の任期満了による交代が起こっていない。その後、教育長の人選が変化するか、あるいは変化しないのか、変化するとすれば、教育がどのように変容するか、今後も追跡を続けて検証していく必要があるだろう。

【謝辞】

本章が用いた日本教育新聞社・東北大学調査のデータ整備にあたっては、青木、廣谷の監督のもと、当時東北大学大学院工学研究科に在学中の早坂榛名氏にご協力いただいた。記して感謝申し上げる。

【付記1】

本章の内容は『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第67集第2号に加筆修正の上、掲載予

定である。

【付記2】

本章の執筆にあたっての各執筆者の担当は下記の通りである。

- ・ 廣谷がデータの整備（①現状調査、移行調査、日本教育新聞社・東北大学調査の自治体順番のコード順への並び替え、②コーディング、③時系列データ化、④日本教育新聞社・東北大学データとの組み合わせ）、全ての分析、原案執筆を担当した。
- ・ 青木がデータの整備の監督、協力、原稿の確認、及び全体の調整を担当した。

【注】

¹ 文部科学省調査の結果は、文部科学省のホームページ上から確認できる（文部科学省「地方教育行政」（入手先 URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/01_j.htm 最終アクセス日：2019年3月23日））。

² このほかにも日本教育新聞・東北大学の共同調査では「会議は、教科書採択や教育内容、個別の教職員人事など『政治的中立性が高い事項については協議題とするべきではない』（文部科学省施行通知）とされています。これについてお考えに近い選択肢を選んで番号に○をつけてください」という質問項目があり「教科書採択や教職員人事も含めて、議題は地域の課題に応じて設定して話し合いたい」「教科書採択や教職員人事など政治的中立性に関わる議題は避けて話し合いたい」「その他」という選択肢を設けた。文部科学省の調査とは比較可能な項目がなかったが、その集計結果を付表4-1として下に記す。

付表4-1：政治的中立性が高い事項に関する議題設定への意向

自治体種	教科書採択や教職員人事も含めて、議題は地域の課題に応じて設定して話し合いたい	教科書採択や教職員人事など政治的中立性に関わる議題は避けて話し合いたい	その他	合計
都道府県	2 (7.4%)	15 (55.6%)	10 (37.0%)	27 (100.0%)
政令市	0 (0.0%)	8 (72.7%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
市区	23 (14.1%)	125 (76.7%)	15 (9.2%)	163 (100.0%)
町村	31 (19.7%)	116 (73.9%)	10 (6.4%)	157 (100.0%)
市区町村全体	54 (16.3%)	249 (75.2%)	28 (8.5%)	331 (100.0%)

【出所】日本教育新聞社・東北大学「『教育委員会制度改革』に関する首長アンケート調査」より
筆者作成

³ 日本教育新聞社・東北大学調査の「そのほか」の記述内容として、「予算に関すること」「小中学校一貫教育の推進」「地域及び家庭教育」という回答があった。

⁴ 青木・本田・本多（2015：204-206頁）によると、制度移行前の教育長の属性は教員経験者が多く、次いで行政経験者が多いことが示されている。

⁵ 「その他」の具体的な内容として「教育長と教育委員との協議の場の充実」「教育委員の資質向上、教育委員会会議の活性化を図る」「公募人選の拡大」等の回答があった。

【参考文献】

阿内春生（2012）「地方教育ガバナンスと影響力関係—市町村教育形成過程における影響力構造と黙示的権力—」『学術研究 人文・社会科学編』155—168頁。

青木栄一（2013）『地方分権と教育行政—少人数学級編制の政策過程—』勁草書房。

青木栄一（2015）「教育行政の専門性と人材育成—信頼低下がもたらす制度改革—」『年報行政研究』24—56頁。

青木栄一（2018）「新教育委員会の運用実態—敗者なき制度改革—」『東北大学大学院教育学研究科教育ネットワークセンター年報』18号、1—8頁。

青木栄一・本田哲也・本多正人（2015）「都道府県・政令指定都市・中核市・特例市の教育行政に関する調査集計—教育行政職員の専門性・議会との関係・独自の教職員雇用—」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』64集1号、197—227頁。

大島菜穂子（2015）『戦後日本の教育委員会—指揮監督権はどこにあったのか—』勁草書房。

本田哲也（2016）「新教育委員会制度下での首長による教育委員会の統制—2015年度総合教育会議・大綱の運用実態から—」『東京大学大学院教育学研究科教育行政学論叢』36号、181—190頁。

村上祐介編（2014）『教育委員会制度改革5つのポイント—「地方教育行政法」のどこが変わったのか』学事出版。